



第3次 塩竈市環境基本計画



令和7年3月
塩竈市

はじめに

塩竈市は、美しい海と自然に囲まれた人と自然が共存するまちです。本市では、平成 14 年に塩竈市環境基本計画を策定し、その後、社会情勢の変遷に伴う環境問題の変化等を踏まえ平成 27 年に改定を行い、市の環境施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

この間、世界では地球温暖化に伴う集中豪雨や猛暑日の増加などの気候変動をはじめ、自然環境の変化による生物多様性の減少が進んでいることから、持続可能な開発目標（SDGs）や気候変動に関する国際的な取組である「パリ協定」が採択されるなど、急速に気候変動対策や脱炭素化の取組、生物多様性保全への取組が進められています。

我が国においても、「2050 年カーボンニュートラル」を宣言し、持続可能な社会の実現に向け、再生可能エネルギーの導入促進や脱炭素型ライフスタイルへの転換など、様々な取組が示されています。こうした状況を踏まえ本市では、令和 32（2050）年までにカーボンニュートラルの実現を目指す「ゼロカーボンシティ」を令和 4 年に表明しました。

本市の豊かな自然を守り、将来の世代に引き継ぐためには、市民、事業者及び行政が協働して、環境保全に取り組むことが重要です。この度策定した「第 3 次塩竈市環境基本計画」では、10 年後の塩竈市の目指す将来像を「みんなで創る 循環と共生のまち塩竈」とし、本市を取り巻く状況の変化を踏まえた施策の方向性や管理指標を示しています。将来像の実現を市が率先して目指してまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたりまして、多大なるご尽力をいただきました塩竈市環境審議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントなどを通じてご意見をいただきました市民、事業者の皆様にご心から感謝申し上げます。

令和 7 年 3 月

塩竈市長 佐藤 光樹



目 次

第 1 章 計画の基本的事項	2
1. 計画策定の背景	2
2. 計画の位置づけ	4
3. 計画の対象	6
4. 計画の構成	7
5. 前計画の総括	8
第 2 章 市の環境の現状と課題	12
1. 市の概況	12
2. 気候変動	17
3. 自然環境	32
4. 資源循環	39
5. 生活環境	44
6. 協働と参画	65
第 3 章 目指すべき将来像と計画の体系	74
1. 目指すべき将来像	74
2. 計画の体系	76
第 4 章 環境像と施策の展開	80
1. 環境像 1 気候変動に適応し、脱炭素に向けた取組を進めるまち	80
2. 環境像 2 海とみどりの豊かさを育み、人と生きものがつながるまち	92
3. 環境像 3 ごみを出さないくらしと資源の循環に協働して取り組むまち	98
4. 環境像 4 全ての人が安全・安心・快適な環境の中でくらし活動できるまち	102
5. 環境像 5 持続可能な環境づくりのために行動する人の輪を広げるまち	105
第 5 章 リーディングプロジェクト	112
第 6 章 環境行動指針（市民・事業者の取組）	116
1. 市民・事業者の環境配慮のための行動指針	116
2. 土地利用における環境配慮指針	126
第 7 章 計画の推進体制と進行管理	128
1. 計画の推進体制	128
2. 計画の進行管理と見直し	129
参考資料	132
1. 温室効果ガスの算定方法	132
2. 計画策定の経緯等	136
3. 管理指標一覧	139
4. アンケート調査の概要	140
5. 塩竈市環境基本条例	145
6. 用語解説（脚注）の索引	150

第 1 章

計画の基本的事項

1. 計画策定の背景
2. 計画の位置づけ
3. 計画の対象
4. 計画の構成
5. 前計画の総括

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景

わたしたちの住む塩竈市は、港町として仙台平野を背後に充実した都市機能を備えたコンパクトな規模のまちです。丘陵と入り江の織りなす変化に富んだ風景に恵まれており、海に面しているため比較的温暖な気候で、交通の便のよい住みやすいまちでもあります。

古くは国府多賀城の国府津として、藩政時代には鹽竈神社の門前町や漁港として発展し、明治以降は東北本線が開通、近代東北の玄関口としての役割を果たすとともに、水産・港湾都市としての地位を築いてきました。さらに、仙台都市圏の人口集積が進むなか、交通の利便性のよさ、うるおいある居住性のよさなどから、いち早く丘陵地の宅地開発などが進み、市街地が形成されて都市機能が整備されてきました。

本市は、長い歴史と風光明媚な景観を誇り、多彩な食文化とウォーターフロントの魅力にあふれ、コンパクトで利便性に富んだ、住みやすいまちとして歩みつつけており、今後とも未来に向けて歩んでいくことになります。

本市は、平成 14 年に「塩竈市環境基本計画」、平成 27 年に「第 2 次塩竈市環境基本計画」を策定し、自然環境の保全、ごみの減量化、環境教育の推進などに取り組んできました。それから約 20 年が経過し、気候変動や生物多様性の損失などの地球規模の問題が深刻化し、国内外における環境政策を取り巻く状況は大きく変化しています。

平成 27 年に開催された国連持続可能な開発サミットでは、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、令和 12（2030）年までの国際目標として、SDGs（持続可能な開発目標）が掲げられました。SDGs では、環境・社会・経済における課題を統合的に解決する考え方が示され、国際社会全体で将来にわたって持続可能な発展^{※1}ができるよう、それぞれの課題に取り組んでいくことが必要とされています。

重要な環境課題の一つである気候変動に関する動向として、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP 21）の中で、令和 2 年以降の地球温暖化対策の新たな枠組として、パリ協定が採択されました。パリ協定では、世界共通の長期目標として、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力を追求することが示されました。日本を含む全ての締約国が温室効果ガス排出削減の取組を強化することが必要とされています。

また、深刻化する気候変動の対策には、温室効果ガスの排出を削減する「緩和」に加え、気候変化に対して自然生態系や社会・経済システムを調整することにより気候変動の悪影響を軽減する「適応」の取組を行うことが世界全体で求められています。

このほか、生物多様性の保全については、令和 4 年 12 月に開催された生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）において、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。当枠組では、令和 32（2050）年のビジョンとして「自然と共生する世界」を目指し、令和 12（2030）年までのグローバルターゲットとして、陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標（30 by 30^{※2}）が示されました。

こうした国際状況のもと、国では令和 6 年に「第六次環境基本計画」が策定されました。同計画では、環境保全を通じた、現在及び将来の国民一人一人の「ウェルビーイング^{※3}／高い生活の質」を最上位の目的に掲げ、

環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会^{※4}」の構築を目指すこととされています。

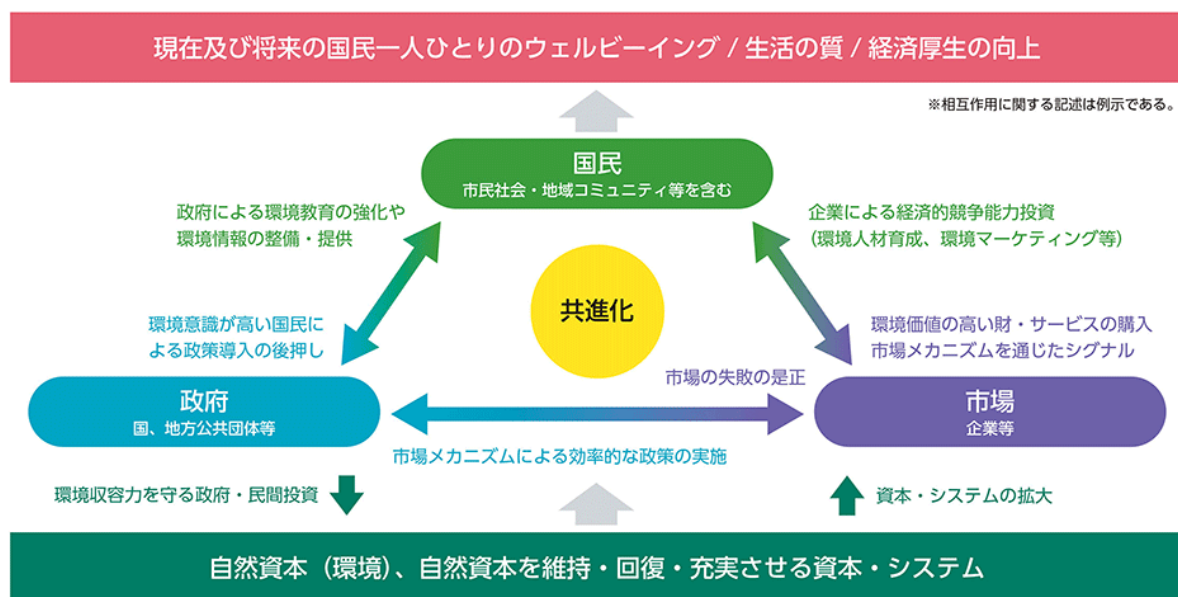
また、地球温暖化対策に関しては、令和2年10月に「2050年カーボンニュートラル」が表明されました。その他にも、我が国の生物多様性に関する政策を示す「生物多様性国家戦略 2023-2030」が策定され、「生物多様性の損失を食い止め、回復させる」というネイチャーポジティブ^{※5}の考えを含む内容が採択されました。

本市の状況としては、東日本大震災を経験したことによる自然環境や生活環境の変化に対し、復旧・復興に取り組んだ結果、日常生活は取り戻しているものの、社会的な要因による人口減少・少子高齢化が進んでおり、将来的な地域経済・社会への影響が懸念されます。

こうした課題に対して、本計画においても、国の「第六次環境基本計画」やSDGsの考え方を取り入れ、環境・社会・経済の統合的向上を目指し、地域資源を活用しながらさまざまな課題に取り組み、地域活性化やウェルビーイングに資する環境施策を推進することが求められます。

新たな環境基本計画では、「みんなで創る 循環と共生のまち 塩竈」を将来像に掲げ、循環共生型社会の構築に取り組めます。港町としての長い歴史を歩んできた本市において、海、山、島などの自然豊かな環境と市に住む人々が共生しながら、未来に向かって新たな環境を創出するための指針となるものが、環境基本計画です。

【第六次環境基本計画 「ウェルビーイング／高い生活の質」実現のイメージ】



資料：フィリップ・アギオン、セリーヌ・アントニン、サイモン・ブネル（著）、村井章子（翻訳）『創造的破壊の力—資本主義を改革する22世紀の国富論』（2022年11月）、ラグラム・ラジャン（著）、月谷真紀（翻訳）『第三の支柱—コミュニティ再生の経済』（2021年7月）など参考に環境省作成

（資料）令和6年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書（環境省）

※1 【持続可能な発展】環境への負荷を軽減し、環境を構成するシステムを健全に維持することで、将来にわたって社会システムの発展と維持を目指すこと。

※2 【30 by 30】2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全すること。

※3 【ウェルビーイング】個人の権利や自己実現が保証され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあること。第六次環境基本計画では、「環境保全」を通じた、「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の上昇（ウェルビーイング/高い生活の質）」を最上位の目的とし、「循環共生型社会」の実現を目指すこととされている。

※4 【循環共生型社会】環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる社会。

※5 【ネイチャーポジティブ】生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せること。

2. 計画の位置づけ

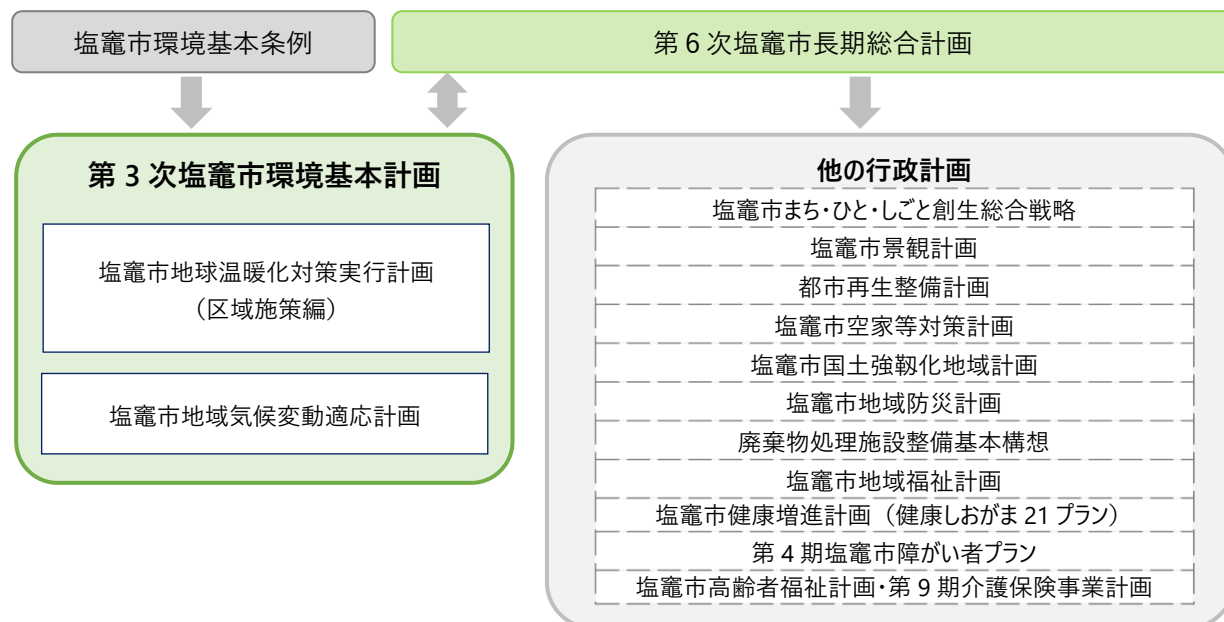
(1) 計画の根拠と役割

本計画は、塩竈市環境基本条例の理念実現を目指して、本市の施策を環境面から横断的に捉えた行政計画で、塩竈市環境基本条例を根拠として、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

本計画では、地球温暖化対策推進法に基づく「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び、気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」を包含します。

また、「第6次塩竈市長期総合計画※6」をはじめとする他の行政計画を環境の側面から効果的に推進する役割を果たすとともに、市民・事業者・市が環境の保全と創造に取り組むための目標や方針、連携・協働のあり方についての方向性を示します。

【環境基本計画の位置づけ】



< 塩竈市環境基本条例の基本理念（第3条） >

1. 環境の保全及び創造は、人類がその一部として存在し、活動している自然の生態系の均衡を尊重し、人と自然が健全に共生できるような環境を実現するとともに、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができるように、これを将来の世代に継承していくことを目的として行わなければならない。
2. 環境の保全及び創造は、環境の復元力には限界があることを認識し、資源の適正な管理及び循環的な利用の推進等により環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を構築することを目的として、行わなければならない。
3. 環境の保全及び創造は、すべての者が公平な役割分担の下に自主的かつ積極的にこれに取り組むことによって、行わなければならない。
4. 地球環境の保全は、すべての者がこれを自らの課題として認識し、あらゆる日常生活及び事業活動において環境への負荷の低減を図ることにより、積極的に推進されなければならない。

※6 【長期総合計画】まちづくりや行政運営の指針として、基本的な考え方や施策の方向性を定めたものであり、市が策定する各種個別計画の上位計画にあたる。

(2) 前計画（第2次塩竈市環境基本計画）

前計画は、平成27（2015）年度から令和6（2024）年度までの期間を対象として計画し、3つの環境像と10個の基本目標の実現を目指した取組を進めてきました。また、11のリーディングプロジェクト（重点施策）を掲げ、実行に移してきました。

本計画は、前計画の取組や現在の環境の状況を踏まえ、新たな課題に対応するために策定するものです。

(3) 市民・事業者・市の役割

本計画の根拠となる塩竈市環境基本条例では、市民・事業者・市の全ての協働により、環境への負荷^{※7}が少ない持続可能な発展が可能となる都市を目指すとしています。本計画でも、それぞれの役割に沿った施策や方針を掲げます。

【市民・事業者・市の主な役割】

	1) 市民の役割 ○日常生活における環境への負荷を低減させます。 ○環境の保全及び創造に向けて積極的に行動します。 ○市の環境施策へ積極的に参加・協力します。
	2) 事業者の役割 ○事業活動に伴う公害^{※8}防止と自然環境を適正に保全します。 ○事業活動における環境への負荷の低減とそのための情報を提供します。 ○市の環境施策へ積極的に参加・協力します。
	3) 市の役割 ○総合的かつ計画的な環境施策を実施します。 ○率先して環境への負荷の低減に取り組みます。 ○市民と事業者の取組を支援します。 ○市民と事業者と効果的に連携します。 ○国や他の地方自治体と広域的な連携、国際協力に努めます。

(4) 本計画とSDGsのかかわり

持続可能な開発目標（SDGs）は、平成27（2015）年の国連サミットで採択された、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた、令和12（2030）年までに達成すべき国際目標です。SDGsは、17の目標・169のターゲットで構成されています。本市においても、本計画を実施することで関連するSDGsの達成に貢献し、一人一人が住みやすい環境を目指していきます。



（資料）国際連合広報センター

※7 【環境への負荷】環境汚染をはじめとした、地球環境へ及ぼすマイナスの影響のこと。環境への負荷には、汚染物質等が排出されることによるもの、動植物等の自然物が損傷されることによるもの、自然景観が著しく損なわれることによるものなどがある。

※8 【公害】環境基本法では、「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。」と定義している。この7公害を通常「典型七公害」と呼んでいる。

3. 計画の対象

(1) 対象期間

本計画の対象とする期間は、施策やプロジェクトの中長期的な目標が達成されるよう、目標年次を令和 7（2025）年度から令和 16（2034）年度までの 10 年間とします。

また、環境の保全と創造に向けた持続的な取組が計画・実施されるよう、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

計画の目標年次：令和 7（2025）年度から令和 16（2034）年度

(2) 対象地域

本計画の対象とする地域は、市民・事業者の生活や生産の場であるとともに、多種多様な動植物の生息・生育の場でもある市域全体とします。

また、方針や目標に応じて、松島湾海域、隣接する市町村の環境や社会全体、地球全体の環境に対する配慮についても掲げるものとします。

対象とする地域：市域全体

(3) 計画の対象範囲

本計画の対象となる範囲は、条例第 7 条に規定されている基本方針を踏まえ、気候変動、自然環境、資源循環、生活環境とし、加えてこれらに関連して行われる環境保全活動や環境教育など、市民・事業者の協働や参画に関するものとします。

◆計画の対象範囲

対象区分	具体的な環境
気候変動	地球温暖化 資源・エネルギー（鉱物資源、未利用資源、新エネルギー※9）
自然環境	海、干潟、河川、湖沼、ため池、湿地動植物、生態系、農地、里山、身近な自然環境、自然景観
資源循環	廃棄物（一般廃棄物※10、産業廃棄物※11）
生活環境	公害（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地盤沈下、土壤汚染） 有害化学物質※12 都市基盤（上・下水道、道路、公共交通） 快適空間（景観、公園、緑地、公共空間）
協働と参画	市民参加、コミュニティ形成、環境教育※13、環境情報 歴史・文化（歴史文化財、天然記念物、地場産業、文化施設）

※9 【新エネルギー】太陽熱・光・風力・波力などの自然エネルギー、オイルサンド、石炭液化・ガス化などの合成燃料、水素エネルギーなどの総称。世界レベルで資源の枯渇や地球温暖化が問題になる中、石油や原子力に変わる代替エネルギーとして期待されている。

※10 【一般廃棄物】家庭から生じた可燃ごみなどの廃棄物と事業活動に伴って生じた廃棄物のうち産業廃棄物以外のもの（事務所・商店等から生じた紙ごみ、飲食店から生じた生ごみなど）をいう。

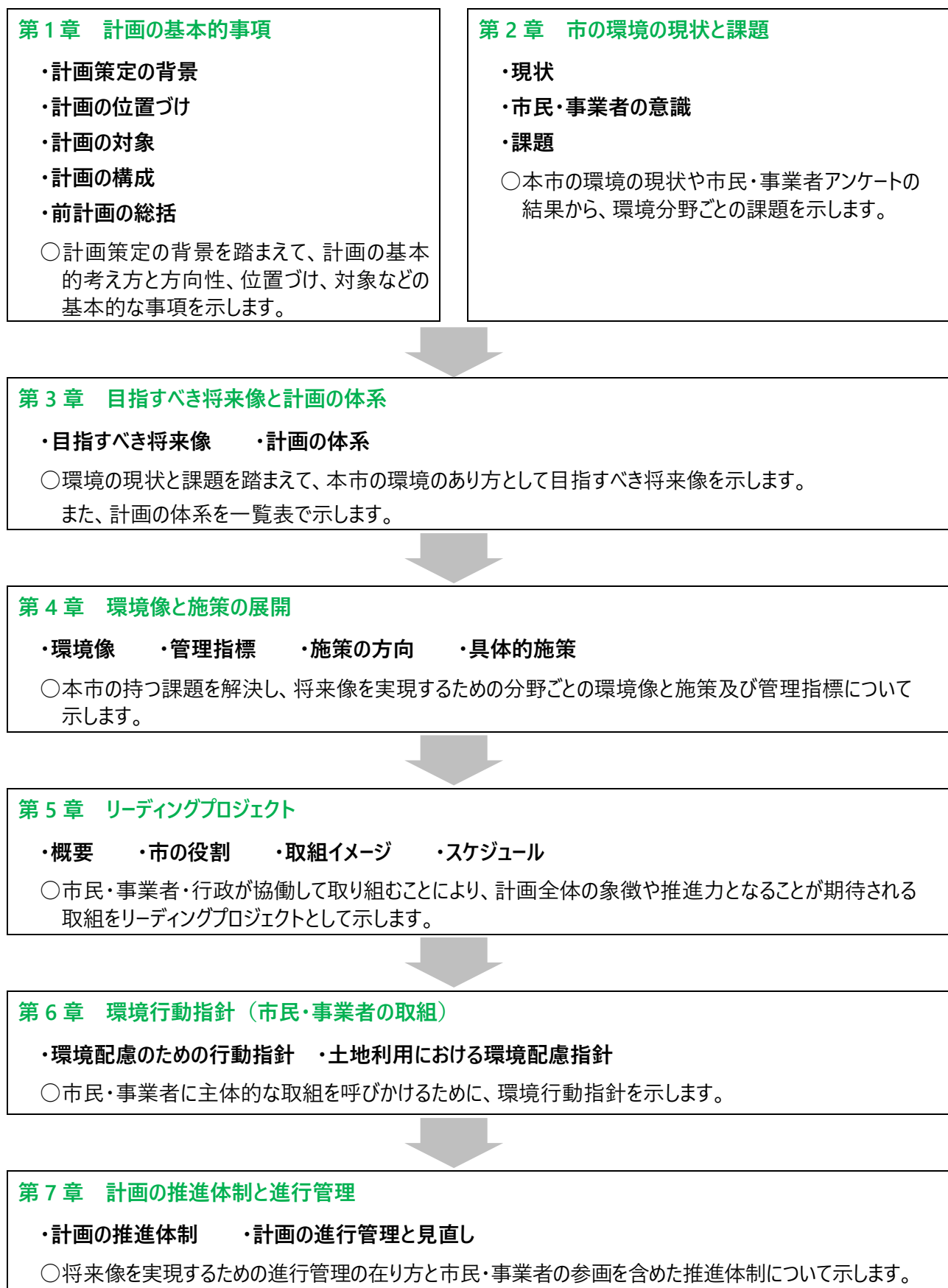
※11 【産業廃棄物】事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など 19 種類をさす。

※12 【有害化学物質】人の健康または生活環境に係る被害を生ずる恐れのある物質。

※13 【環境教育】人間と環境の関わりを取り上げ、環境の重要性を理解・認識し、環境への負荷の少ない行動を取る必要があるという考え方を学校、家庭、職場などを通じて地域社会へ広げていく教育のこと。

4. 計画の構成

本計画は、以下の内容で構成しています。



5. 前計画の総括

前計画の総括として、当初設定した 10 項目の基本目標ごとの管理指標の進捗状況を評価しました。評価に際しては、経年的な実績データを用いて、計画期間全体を通した評価を行いました。

◆前計画の管理指標一覧

評価：◎目標達成 ○80%以上達成 △50～79%程度達成 ×50%未満

管理項目	第 2 次計画目標値	現状値 (R4)	評価
基本目標 1 水辺の保全と創造			
水辺でのイベント開催数	4 回/年以上	9 回	○
マリングート塩釜の総利用者数	150 万人	84 万人	×
船舶利用以外の利用者割合	50%以上	79% (R3)	◎
海と身近に接する機会が「少しある」又は「たくさんある」の回答率	50%以上	29.4%	△
基本目標 2 自然と緑の保全と創造			
一人当たりの都市公園等面積	20 m ²	17.4 m ²	○
公園の整備または再整備箇所数	5 箇所	42 箇所	◎
生活排水処理率	現況以上	99.4%	◎
「家やその周辺でみどりを育てている」の実施率	85%以上	70.6%	○
基本目標 3 自然と都市の景観の保全と創造			
塩竈市景観計画に基づく景観形成の推進	景観形成の推進	○	◎
総合的な案内サインの整備・更新箇所数	5 箇所	83 箇所	◎
「景観や歴史・ゆとり空間」について、「少しある」または「たくさんある」の回答率	60%以上	45.2%	△
基本目標 4 エネルギー・資源、循環環境の保全と創造			
リサイクル率	30%以上	21.2%	△
一人一日当たりの家庭ごみ排出量	667g 以下	725g	○
一人一日当たりの事業系一般廃棄物の排出量	333g 以下	330g	○
公共施設の大陽光発電量	現況以上	203 kW	◎
「水を出しっぱなしにしない」の回答率	現況以上	89.7%	◎
「節水を心がけている」の回答率	現況以上	69.4%	○
「ごみの分別、再利用に取り組んでいる」の回答率	現況以上	97.1%	◎
「生ごみを堆肥化している」の回答率	現況以上	13.7%	○
「クリーンエネルギーを利用している」の回答率	現況以上	15.9%	◎
「冷暖房の設定温度を調節している」の回答率	現況以上	90.9%	◎
「節電を心がけている」の回答率	現況以上	91.9%	◎
「過剰包装をさせない」の回答率	現況以上	92.7%	○
「ものを大切に使っている」の回答率	現況以上	84.5%	◎
基本目標 5 環境負荷の少ない都市環境の創造			
市民一人当たりの年間の市内循環バスの利用回数	現況以上	6.4 回/年	○
下水道水洗化率	現況以上	97.1%	○
「公共交通や歩いて行ける場所に行くときは、自動車を使わないようにしている」の回答率	70%以上	56.5%	○
温室効果ガス排出量の削減率	現況より 3.4%削減	320 千 t -CO ₂	◎

管理項目	第 2 次計画目標値	現状値（R4）	評価
基本目標 6 身近な環境質の向上			
二酸化窒素（一日平均値の年 98%値）	0.040ppm 以下	0.018ppm	◎
浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成度 （一日平均値の 2%除外値）	環境基準を達成・維持	0.027 mg/m ³	◎
		0.037 mg/m ³	○
光化学オキシダントに係る環境基準の達成度（1 時間値）	環境基準を達成・維持	0.083 ppm	×
		0.034 ppm	×
騒音に係る環境基準の達成度			
自動車騒音 昼間 夜間	環境基準を達成・維持	3 地点中 1 地点で達成	△
環境騒音 昼間 夜間		1 地点中 1 地点で達成	◎
市内の河川の調査地点における水質（BOD）の年平均値の平均	2.0mg/ℓ 以下	1.0mg/ℓ（R3）	◎
市内の海域の調査地点における水質（COD）の環境基準の達成度			
A 類型（桂島）	環境基準を達成・維持	2.4 mg/ℓ（R3）	△
B 類型（西浜）		0.9 mg/ℓ（R3）	◎
C 類型（港橋）		2.5 mg/ℓ（R3）	◎
工場、建設作業などに対する騒音・振動や生活型公害への苦情件数	現況よりも少なくする	18 件	△
基本目標 7 環境学習と情報の共有			
環境講座への参加率	20%以上	8.5%	△
学校での環境に関する活動（クラブや総合学習等）への参加率	現況以上	64.6%	○
基本目標 8 環境活動と市民の参加			
環境活動団体数	12 団体以上	6 団体	△
養成講座開催数	4 回/年	0 回/年	×
環境に関する活動への市民参加率	50%以上	50.4%	◎
基本目標 9 暮らしの中での環境配慮			
ISO14001 取得企業数	現況以上	3 社	○
塩竈市景観計画に基づく景観形成の推進	身近な環境美化を推進	○	◎
「ごみの分別、再利用に取り組んでいる」の回答率【再掲】	現況以上	97.1%	◎
「節電を心がけている」の回答率【再掲】	現況以上	91.9%	◎
「公共交通や歩いていける所に行くときは自動車を使わないようにしている」の回答率【再掲】	70%以上	56.5%	○
「家やその周辺でみどりを育てている」の回答率	85%以上	70.6%	○
「環境に関する行事や市民活動に参加や協力をしている」の回答率	50%以上	50.4%	○
基本目標 1 0 震災からの環境の再生・復興			
安心・安全な生活環境の再生	復旧・復興事業の推進	○	◎
豊かな自然環境の再生	自然環境の再生	○	◎

第 2 章

市の環境の現状と課題

1. 市の概況
2. 気候変動
3. 自然環境
4. 資源循環
5. 生活環境
6. 協働と参画

第2章 市の環境の現状と課題

1. 市の概況

(1) 社会環境

1) 塩竈市の位置

本市は、宮城県のほぼ中央、仙台市より北東へ 16km に位置しています。南は多賀城市及び七ヶ浜町に、西及び北は利府町に接しています。

地形は、西部・南部は、起伏に富んだ丘陵地帯で、中央部をはじめとする平地のほとんどは埋立地であり、丘陵と平地に人口が集中しています。東部は、日本三景で知られる松島湾、また島嶼部^{※14}（浦戸地区）は、海峡を隔てて東松島市宮戸島に接しています。

市域面積は 17.38 km²で、県内市町村の中で七ヶ浜町に次ぐ 2 番目に狭い面積となっています。

【塩竈市位置図】

・本市の位置

東経 141°1' 31"

北緯 38°18' 41"

標高 3.5m

面積 17.38km²

・アクセス

JR 仙石線仙台駅より本塩釜駅まで

普通列車で約 26 分

JR 東北本線仙台駅より塩釜駅まで

普通列車で約 17 分

自動車三陸自動車道利府塩釜 I.C

仙台市街から約 30 分

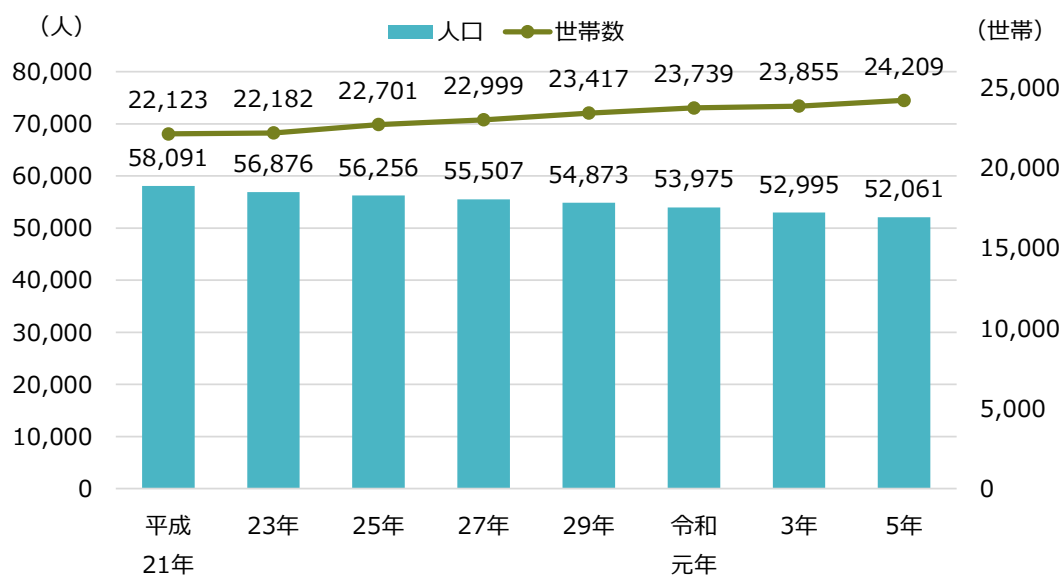


※14 【島嶼】小さな島々のこと。環境基本計画では、越の浦と浦戸諸島をあわせて島嶼部としている。

2) 人口・世帯数

本市の人口は、近年、本土、浦戸ともに減少傾向が続いており令和 5 年には 52,061 人となっています（各年 12 月末現在）。世帯数は微増傾向にあり、令和 5 年には 24,209 世帯となっています。このうち、本土では微増傾向にありますが、浦戸では減少が続いています。第 6 次塩竈市長期総合計画では、人口減少傾向を踏まえて、令和 13 年の将来人口を 50,000 人と設定しています。

【人口・世帯数の推移（各年 12 月末現在）】



(資料) 塩竈市ホームページ

◆人口・世帯数の推移（各年 12 月末現在）

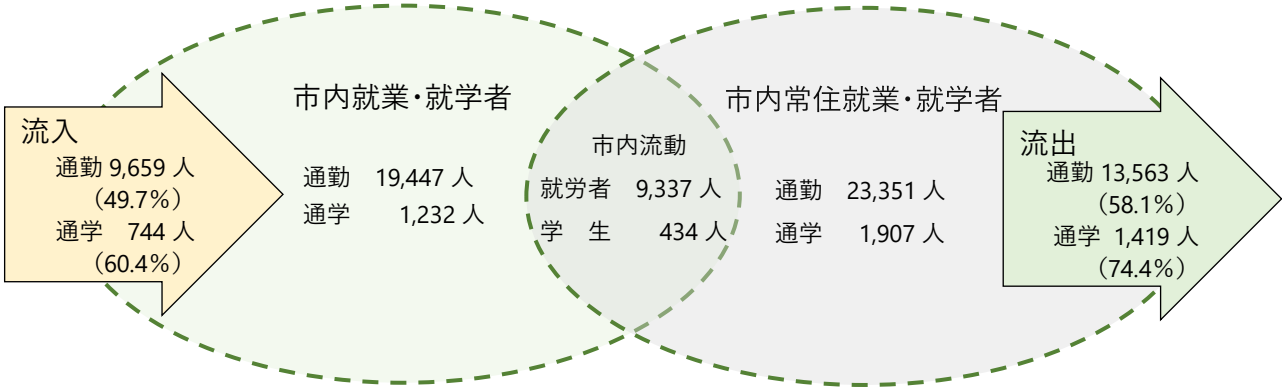
区分		平成 21 年	23 年	25 年	27 年	29 年	令和 元年	3 年	5 年	令 5/平 21 増減率 (%)
人口 (人)	総数	58,091	56,876	56,256	55,507	54,873	53,975	52,995	52,061	△10.4
	(内浦戸)	609	516	436	384	341	321	309	275	△54.8
	男	27,866	27,208	26,837	26,511	26,192	25,819	25,470	24,985	△10.3
	女	30,225	29,668	29,419	28,996	28,681	28,156	27,525	27,076	△10.4
世帯 (世帯)	世帯数	22,123	22,182	22,701	22,999	23,417	23,739	23,855	24,209	+9.4
	(内浦戸)	261	232	204	191	183	176	172	168	△35.6

(資料) 塩竈市ホームページ

3) 人口の流動

令和 2 年国勢調査によると、市内で従業する就業者のうち、他市町村からの通勤者は全体で 49.7%、市内に常住する就業者のうち、他市町村への通勤者は全体の 58.1%となっています。また、市内の就学者のうち、他市町村からの通学者は 60.4%、市内に常住する就学者のうち、他市町村へ通学する人は 74.4%で、通勤、通学者とも、流出超過となっています。

【本市の通勤・通学における人口流動イメージ（令和 2 年国勢調査）】



4) 土地利用

地目別の土地利用は、宅地が全体の約 42%を占め、田・畑等の農地や山林・原野等の自然的土地利用面積を大きく上回っています。

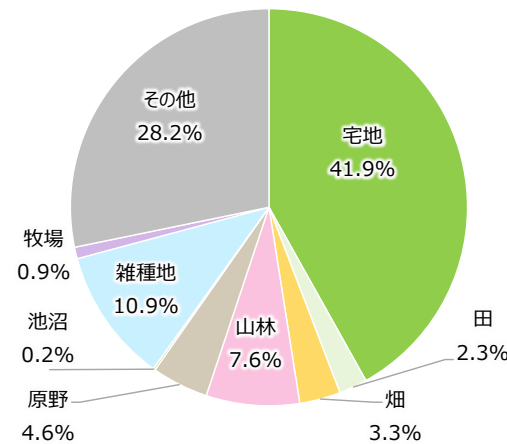
市内の土地利用規制については、鹽竈神社社寺林（一森山）、桂島・野々島・寒風沢島・朴島の浦戸諸島は風致保安林^{※15}に指定されており、さらに浦戸諸島は、国の特別名勝と県立自然公園^{※16}に指定され、土地の改変や開発行為等に規制がかかっています。

また、加瀬沼とその一帯周辺は、県の緑地環境保全地域に指定されています。

※15 【風致保安林】社寺・名所・旧跡の景観や自然景観を維持するために、森林の伐採などの制限をおこなっている森林のこと。

※16 【県立自然公園】優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、県民の保健・休養及び教化に資することを目的として、県が指定するもの。土地の所有の如何にかかわらず区域を画して指定される公園のこと。

【地目別土地利用割合（令和 4 年）】



（資料）塩竈市統計書

◆地目別土地利用状況（各年1月1日現在）

（単位：ha）

区分	平成 22年	24年	26年	28年	30年	令和 2年	4年	構成比 (%)	令4/平22 増減率(%)
宅地	702.9	708.3	715.6	725.3	727.3	731.5	727.5	41.9	+3.5
田	41.9	41.9	41.9	40.9	40.9	40.4	39.9	2.3	△4.8
畑	66.4	66.0	62.8	60.4	60.3	60.1	58.0	3.3	△12.7
山林	135.4	135.4	135.2	134.1	134.1	132.7	132.0	7.6	△2.5
原野	86.3	86.2	85.5	81.3	81.2	80.4	80.1	4.6	△7.2
池沼	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.0	3.0	0.2	△3.2
雑種地	192.4	192	182.1	181.6	179.4	191.0	189.8	10.9	△1.4
牧場	28.7	28.7	28.7	28.7	28.7	16.3	16.3	0.9	△43.2
その他	528.9	524.4	531.1	481.6	482.0	481.6	490.4	28.2	△7.3
合計	1,786.0	1,786.0	1,786.0	1,737.0	1,737.0	1,737.0	1,737.0	100.0	△2.7

（資料）塩竈市統計書

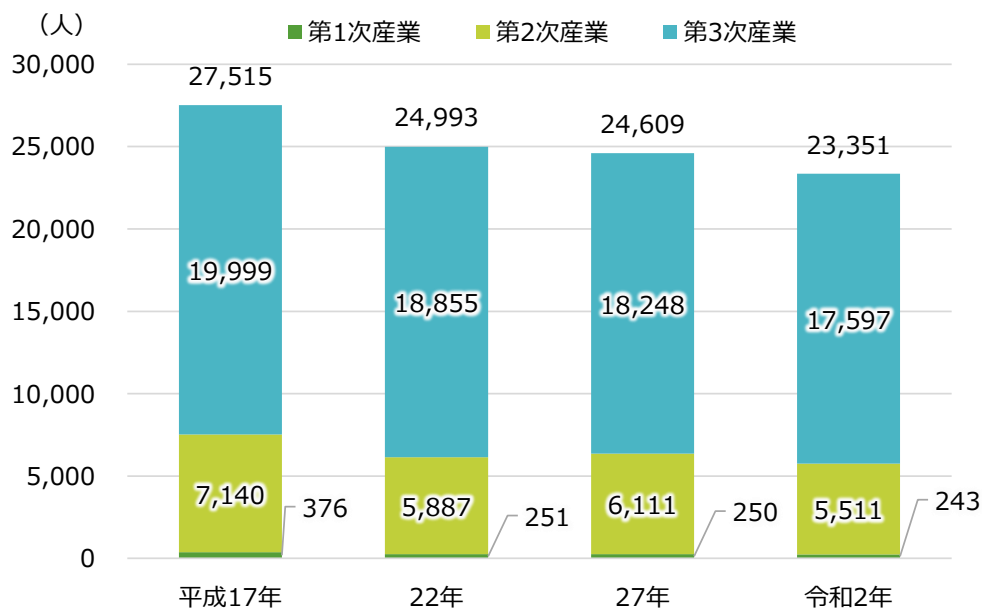
5) 産業

令和2年における産業別就業者総数は23,351人で、第1次産業については243人（1.0%）、第2次産業が5,511人（23.6%）、第3次産業が17,597人（75.4%）となっています。

また、令和3年の経済センサスによる市内民営事業所は、2,397事業所で、第1次産業が14事業所（0.6%）、第2次産業が444事業所（18.5%）、第3次産業が1,939事業所（80.9%）となっています。

市内の事業所、従業者数のうち、第3次産業の事業所、就業者数が大部分を占めています。

【産業別就業者数の推移（各年10月1日現在）】



（資料）塩竈市の環境

◆産業別就業者数の推移（各年 10 月 1 日現在）

（単位：人）

区分	平成 17 年	22 年	27 年	令和 2 年	令 2/平 17 増減率（%）
第 1 次産業	376	251	250	243	△35.4
第 2 次産業	7,140	5,887	6,111	5,511	△22.8
第 3 次産業	19,999	18,855	18,248	17,597	△12.0
合計	27,515	24,993	24,609	23,351	△15.1

（資料）塩竈市の環境

◆民営事業所数・従業員数の推移

（単位：事業所、人）

産業別	平成 21 年		24 年		26 年		28 年		令和 3 年	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
第 1 次産業	8	131	6	185	11	206	11	212	14	183
農業、林業	1	3	2	35	2	32	2	24	2	22
漁業	7	128	4	150	9	174	9	188	12	161
第 2 次産業	552	5,501	465	5,284	504	5,673	482	5,232	444	4,815
鉱業、採石業、 砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	287	1,521	241	1,383	264	1,632	251	1,469	255	1,505
製造業	265	3,980	224	3,901	240	4,041	231	3,763	189	3,310
第 3 次産業	2,647	15,378	2,082	13,680	2,265	15,463	2,123	13,532	1,939	13,259
電気・ガス・ 熱供給・水道業	3	59	1	43	4	65	2	56	2	49
情報通信業	10	42	7	28	7	36	7	39	10	39
運輸業、郵便業	77	1,766	71	1,644	73	1,430	71	1,460	75	1,511
卸売業、小売業	1,055	5,415	826	4,647	854	4,535	789	3,966	685	3,840
金融業、保険業	53	597	49	568	47	521	49	532	49	502
不動産業、 物品賃貸業	235	413	198	381	192	384	176	337	172	338
学術研究、専門・ 技術サービス業	88	392	78	363	79	371	75	392	74	372
宿泊業、 飲食サービス業	413	1,734	250	1,318	348	1,576	342	1,604	276	1,276
生活関連サービス 業、娯楽業	298	1,032	230	845	229	796	222	849	201	760
教育、学習支援業	101	436	85	389	100	952	71	339	62	350
医療、福祉	152	2,512	147	2,566	179	3,665	168	2,867	169	2,958
複合サービス事業	21	157	15	116	17	283	16	275	16	331
サービス業(他に分 類されないもの)	141	823	125	772	136	849	135	816	148	933
合計	3,207	21,010	2,553	19,149	2,780	21,342	2,616	18,976	2,397	18,257

（資料）塩竈市統計書、経済センサス

2. 気候変動

(1) 現状

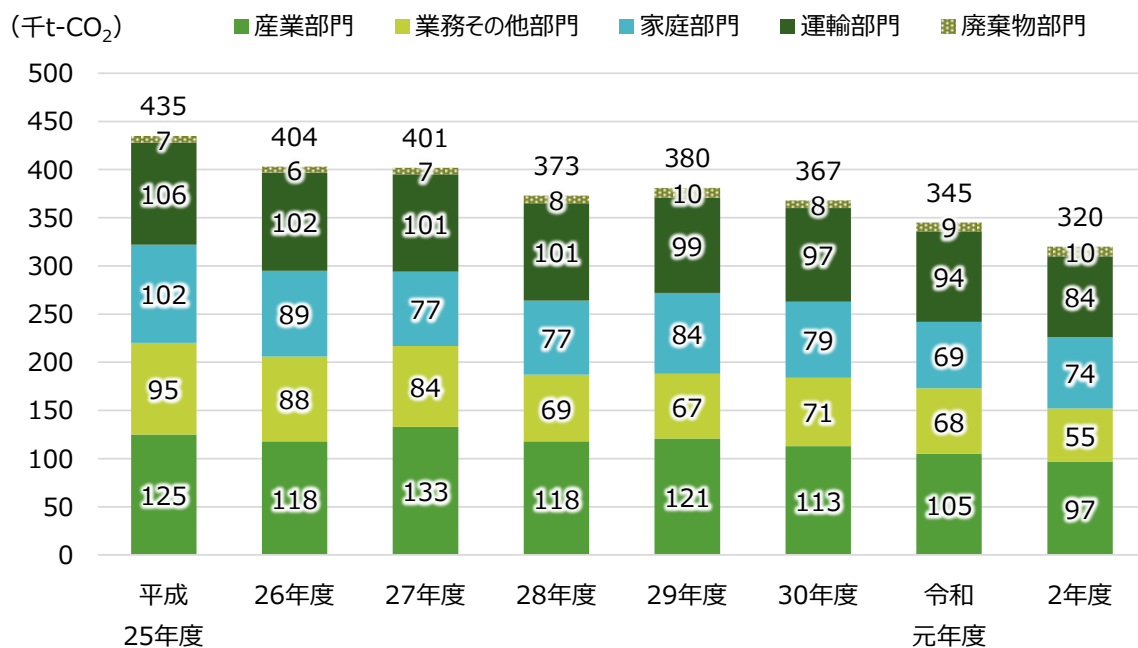
1) 温室効果ガス

① 現況推計

現況推計の結果、温室効果ガス排出量は、基準年度である平成 25 年度で 435 千 t-CO₂、現況年度である令和 2 年度で 320 千 t-CO₂となり、基準年度である平成 25 年度から 26%削減されています。

現況年度において、排出量が最も多いのは、産業部門の 97 千 t-CO₂であり、次いで運輸部門の 84 千 t-CO₂、家庭部門の 74 千 t-CO₂となっています。

【部門別温室効果ガス排出量の推移】



(資料) 自治体排出量カルテ (環境省)

◆現況年度と基準年度との排出量の比較

(単位：千 t-CO₂)

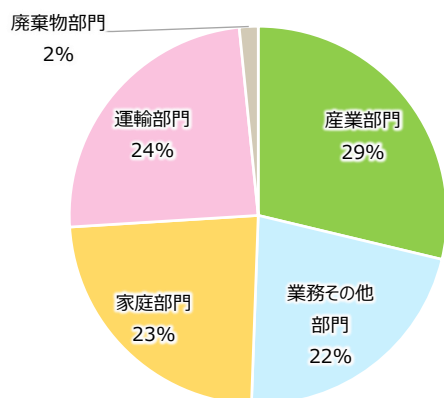
部門	平成 25 年度 (基準年度)	令和 2 年度 (現況年度)	令 2/平 25 増減量	令 2/平 25 増減率 (%)
産業部門	125	97	△28	△22.4
業務その他部門	95	55	△40	△42.1
家庭部門	102	74	△28	△27.5
運輸部門	106	84	△22	△20.8
廃棄物部門	7	10	+3	+42.9
合計	435	320	△115	△26.4

(資料) 自治体排出量カルテ (環境省)

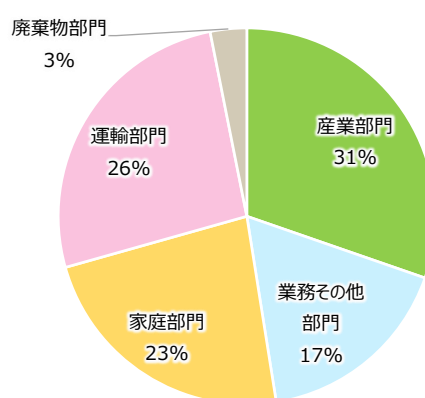
② 温室効果ガス排出量の傾向

部門別にみた温室効果ガス排出量の構成比を基準年度と現況年度で比較すると、図のとおり現況年度では産業部門、運輸部門、廃棄物部門で割合が増加しており、業務その他部門で割合が減少しています。

【排出量の部門別構成比】



基準年度（平成 25 年度）



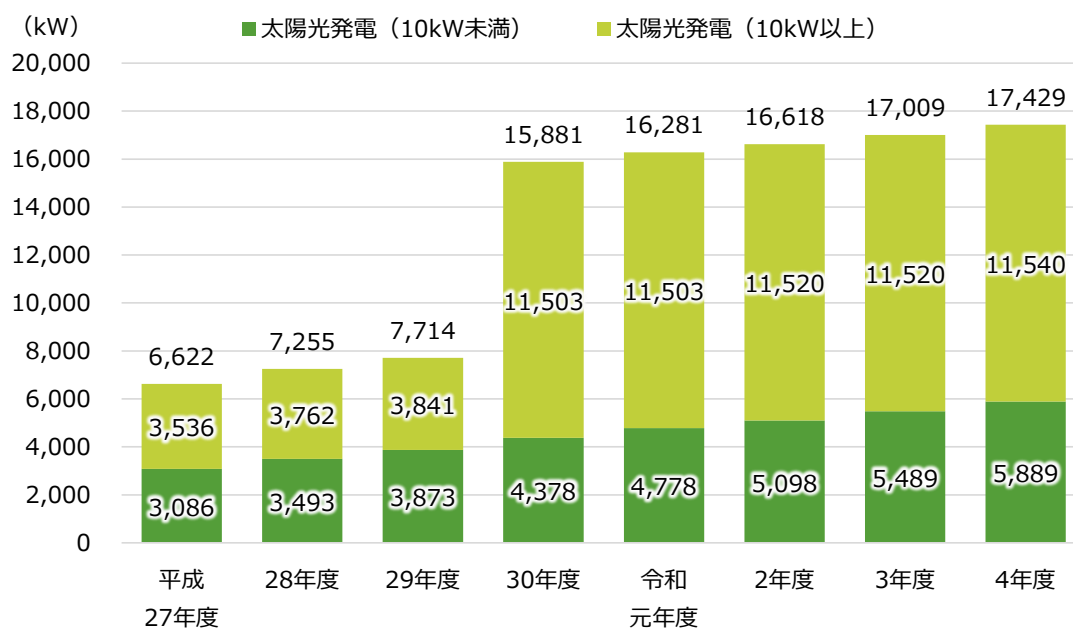
現況年度（令和 2 年度）

（資料）自治体排出量カルテ（環境省）

2) 再生可能エネルギー※17 導入量

現在、FIT（固定価格買取）制度により、本市に導入されている再生可能エネルギーは太陽光発電のみであり、風力発電など他の再生可能エネルギーは導入されていません。太陽光発電は、年々導入が進み、令和 4 年度の発電電力量は 22,332MWh となり、区域内の電気使用量の 9.1%を占めると推計されています。

【再生可能エネルギーの導入状況の推移】



（資料）自治体排出量カルテ（環境省）

※17 【再生可能エネルギー】エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（エネルギー供給構造高度化法）においては、「再生可能エネルギー源」について、「太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものとして政令で定めるもの」と定義されており、政令において、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスが定められている。

◆再生可能エネルギーの導入状況の推移

区分		平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度
導入状況 (kW)	太陽光 (10kW未満)	3,086	3,493	3,873	4,378	4,778	5,098	5,489	5,889
	太陽光 (10kW以上)	3,536	3,762	3,841	11,503	11,503	11,520	11,520	11,540
	合計	6,622	7,255	7,714	15,881	16,281	16,618	17,009	17,429
発電電力量 (MMWh)	太陽光 (10kW未満)	3,703	4,192	4,649	5,254	5,734	6,118	6,587	7,067
	太陽光 (10kW以上)	4,678	4,977	5,080	15,216	15,216	15,238	15,238	15,265
	合計	8,381	9,169	9,729	20,470	20,950	21,356	21,825	22,332
	区域の 電気使用量	278,803	258,556	275,914	264,307	249,245	235,951	245,353	245,353
	導入割合	3.0%	3.5%	3.5%	7.7%	8.4%	9.1%	8.9%	9.1%

(資料) 自治体排出量カルテ (環境省)

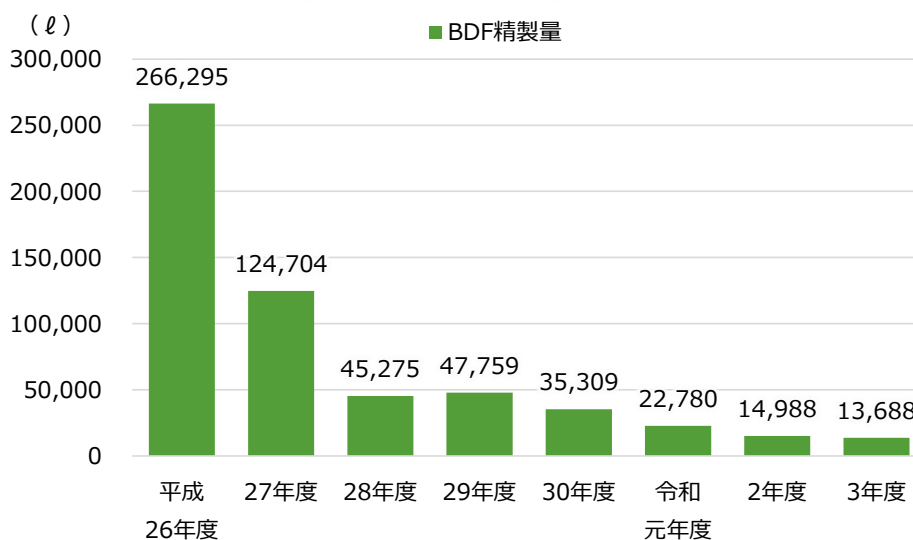
○最新年度の区域の電気使用量は、統計資料の公表年度の違いからその1年度前の値を用いている。

3) BDF (バイオ・ディーゼル燃料) 精製量

本市の基幹産業である水産加工業を中心に排出される廃食用油を原料として、塩釜市団地水産加工業協同組合が軽油代替燃料であるBDFを精製しています。

精製したBDFは、近年は主に塩釜市清掃工場における廃棄物焼却時の燃料として使用しています。公共交通機関等における新型車両への対応不適合などによりBDFの消費が減少したことから精製量は減少傾向にあります。

【BDF (バイオ・ディーゼル燃料) 精製量の推移】



(資料) 塩釜市団地水産加工業協同組合資料

◆BDF (バイオ・ディーゼル燃料) 精製量の推移

(単位: ℓ)

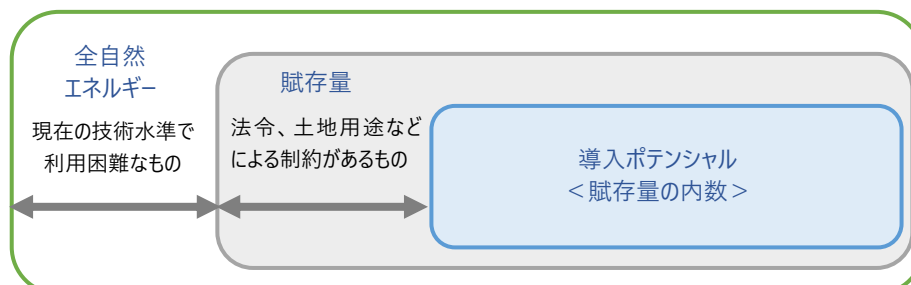
区分	平成 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度
精製量	266,295	124,704	45,275	47,759	35,309	22,780	14,988	13,688

(資料) 塩釜市団地水産加工業協同組合資料

4) 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

全自然エネルギーのうち、現在の技術水準で利用困難なものを除いたエネルギー量を「賦存量」といい、この「賦存量」のうち、法令や土地用途などによる制約があるものを除いたものが「導入ポテンシャル」です。

【再生可能エネルギーの導入ポテンシャルのイメージ】



(資料) 我が国の再生可能エネルギー導入ポテンシャル(環境省)を参考に作成

5) 本市の再生可能エネルギー導入ポテンシャル

本市の再生可能エネルギーの導入ポテンシャルは、環境省の「再生可能エネルギー情報提供システム(REPOS)」により推計しました。導入ポテンシャルのうち電気については、約 169MW^{※18} (想定年間発電量: 219,523MWh^{※19}) と推計され、ほとんどが太陽光発電によるものです。また、冷暖房などに利用可能な熱については、約 2,895TJ^{※20} と推計され、そのうち地中熱が 93%あり、太陽熱が 7%となっています。

◆本市の再生可能エネルギー導入ポテンシャル

電気

区分		設備容量 (MW)		年間発電電力量 (MWh)	
			構成割合		構成割合
太陽光発電	建物系	161	95.3%	207,859	94.7%
	土地系	7	4.1%	8,921	4.1%
風力発電(陸上)		1	0.6%	2,743	1.2%
中小水力発電		0	0.0%	0	0.0%
地熱発電		0	0.0%	0	0.0%
合計		169	100.0%	219,523	100.0%

熱

区分	利用可能熱量 (TJ)	
		構成割合
太陽熱	212	7.3%
地中熱	2,683	92.7%
合計	2,895	100.0%

(資料) 再生可能エネルギー情報提供システム(REPOS) (環境省)

○導入ポテンシャルの推計値は、再生可能エネルギーの最大限の導入を前提として、地理情報を基に全国一律の条件で抽出した値であり、事業性や技術革新などの将来見通し、本市の地域特性など、考慮されていない条件があることに留意する必要がある。

※18 【MW】電力の大きさを表す単位。一般的に電流×電圧がワット(W)である。メガ(M)は10の6乗に相当するため、1MW=1,000,000W=1,000kWである。メガ(M)は10の6乗に相当するため、1MW=1,000,000W=1,000kWである。

※19 【MWh】発電設備がある経過時間に供給した電力の総量。電力と時間の積に等しい。メガ(M)は10の6乗に相当するため、1MWh=1,000,000Wh=1,000kWhである。

※20 【TJ】テラ・ジュールの略号。テラは10の12乗のことで、ジュールは熱量単位である。

再生可能エネルギー

再生可能エネルギーは、国内で生産できるだけでなく、温室効果ガスを排出しないことから、エネルギー安全保障にも寄与できる重要な低炭素の国産エネルギー源です。

【太陽光発電】

太陽の光を太陽電池により直接電気に変換する発電方法です。

屋根、壁などの未利用スペースに設置できるため、導入しやすい再生可能エネルギーとして知られています。



【風力発電】

風力エネルギーを電気エネルギーに変換して利用する方法です。

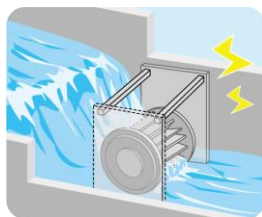
他の再生可能エネルギー比べて発電効率がよく、風さえあれば夜間でも発電できます。



【小水力発電】

水力発電とは、水が流れ落ちる勢いを利用し、発電する方法です。

小水力発電は、河川の流水以外に、農業用水や上下水道を利用できるため、さまざまな場所での導入が進んでいます。



【地熱発電】

地球の内部から発生する熱を利用した発電方法です。

発電に使用した高温の蒸気・熱水は、農業用ハウスや魚の養殖、地域の暖房などに再利用できます。



【バイオマス発電】

動植物などから生まれた生物資源を原料とし、「直接燃焼」や「ガス化」することで発電します。

家畜排せつ物や稲や食品加工廃棄物などさまざまなものがあります。



【太陽熱利用】

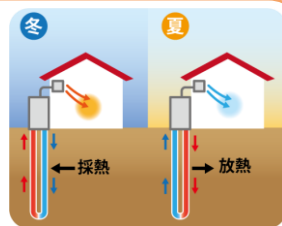
太陽の熱エネルギーを太陽集熱器に集め、熱媒体を暖めることで、給湯や冷暖房などに活用します。

特別な知識がいらないため、給湯利用の多い介護施設などにも手軽に導入できます。



【地中熱利用】

地中熱とは、地中に存在する低温の熱エネルギーです。夏場は外気温度よりも地中温度が低く、冬場は外気温度よりも地中温度が高くなっています。この温度差を利用して効率的な冷暖房等を行います。



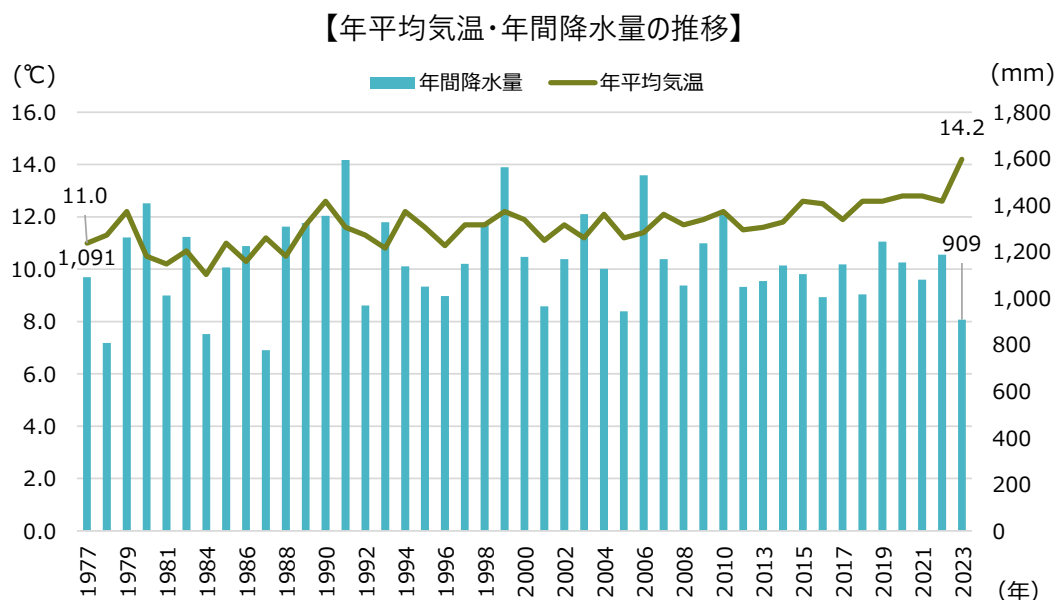
(資料) 資源エネルギー庁ホームページ

6) 気候変動影響

① 気象

ア 気温・降水量

本市の年平均気温は上昇傾向にあり、令和 5 年は 14.2℃となっています。年間降水量は年によって増減がありますが、概ね 800mm～1,400mm で推移しています。

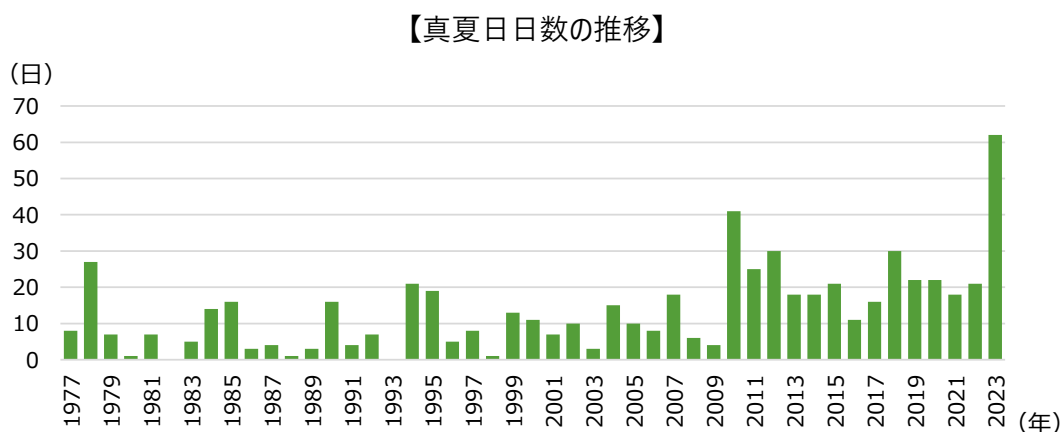


(資料) 気象庁ホームページ (地点: 塩釜)

○1982 年は資料不足値のため非表示

イ 真夏日、猛暑日、熱帯夜

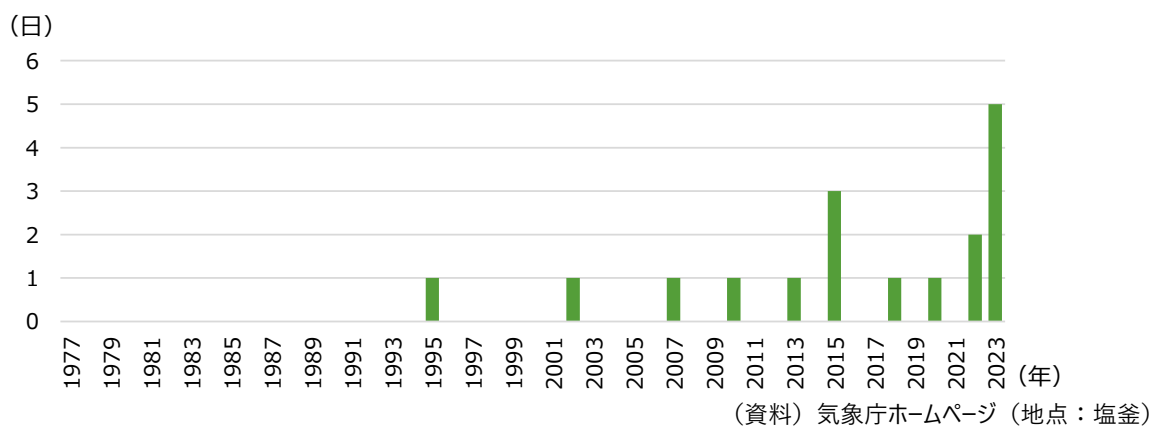
本市における真夏日 (最高気温 30℃以上の日)、猛暑日 (最高気温が 35℃以上の日)、熱帯夜 (日最低気温 25℃以上の日) の日数は、2010 年以降増加傾向にあります。特に 2023 年はいずれの日も極端に増えました。



(資料) 気象庁ホームページ (地点: 塩釜)

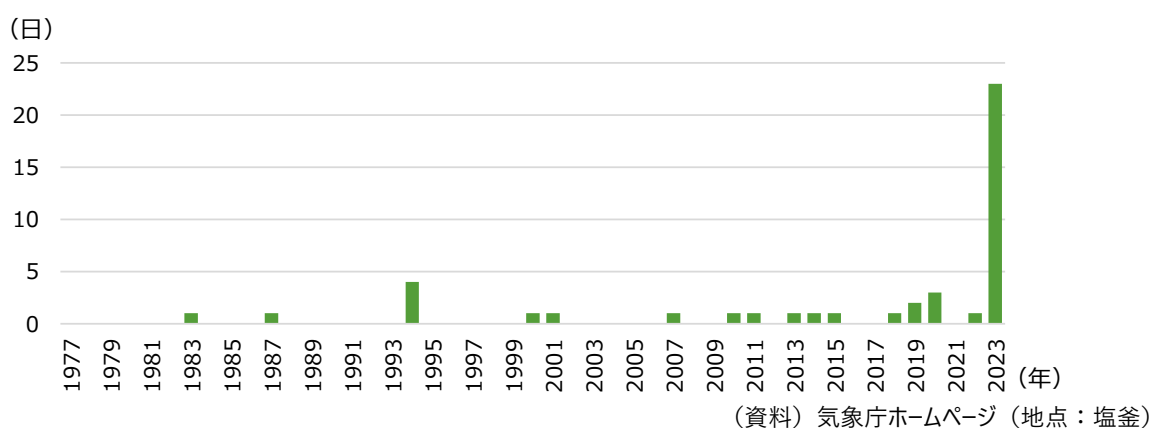
○1982 年は資料不足値のため非表示

【猛暑日日数の推移】



○1982 年は資料不足値のため非表示

【熱帯夜日数の推移】



○1982 年は資料不足値のため非表示

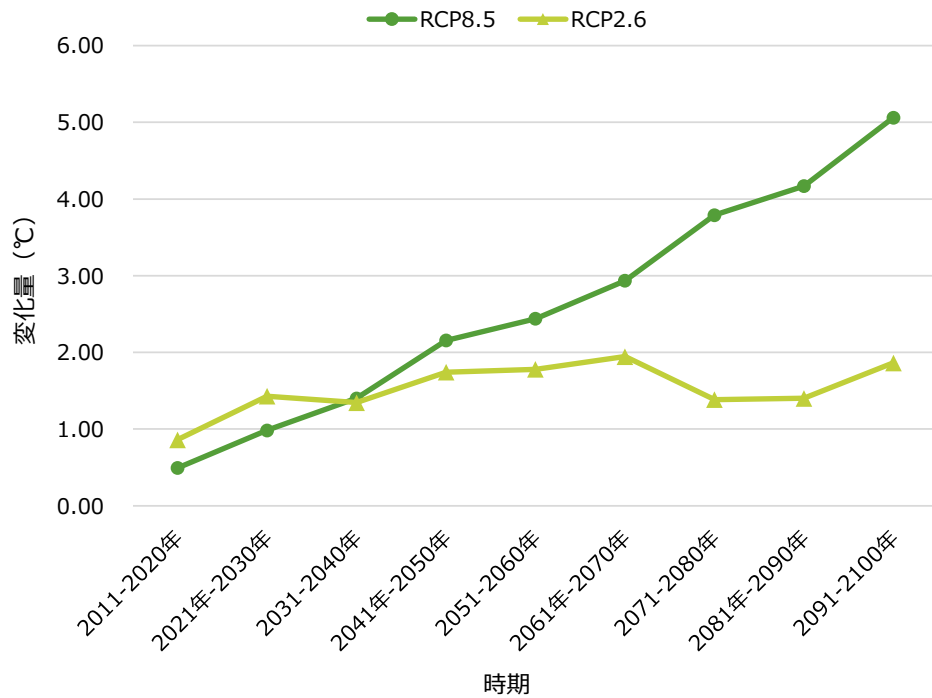
○熱帯夜とは、夜間の最低気温が 25℃以上のことを指すが、ここでは日最低気温 25℃以上の日数を熱帯夜日数として扱う。

ウ 気候変動の将来予測

気候変動適応情報プラットフォームで公表している「宮城県の気温の推移予測」では、厳しい温暖化対策をとらない場合 (RCP^{※21}8.5 4℃上昇シナリオ) は、基準期間 (1981 年～2000 年) から 100 年後 (2081 年～2100 年) には、平均気温が約 5.0℃高くなり、降水量は約 1.15～1.25 倍になると予測されています。

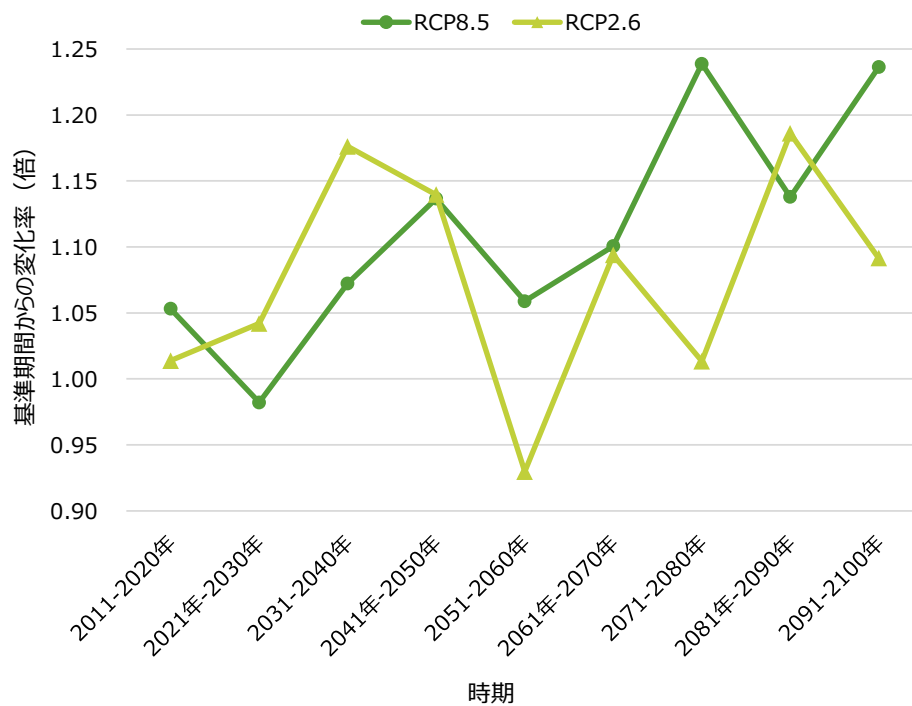
パリ協定が達成されたシナリオ (RCP2.6 2℃上昇シナリオ) では、基準期間 (1981 年～2000 年) から 100 年後 (2081 年～2100 年) には、平均気温が約 1.9℃高くなり、降水量は年ごとの変動を含みながらも、長期的には約 1.1～1.2 倍になると予測されています。

【日平均気温の推移予測（宮城県）】



（資料）気候変動適応情報プラットフォーム（国立研究開発法人国立環境研究所）

【降水量の推移予測（宮城県）】



（資料）気候変動適応情報プラットフォーム（国立研究開発法人国立環境研究所）

※21 【RCP】Representative Concentration Pathways（レプレゼンタティブ・コンセントレーション・パスウェイズ）の略で、代表濃度経路シナリオのこと。人間活動に伴う温室効果ガス等の大気中の濃度が、将来どの程度になるかを想定したものを「排出シナリオ」と呼び、現在では、主にRCP（代表的濃度経路）シナリオと呼ばれる排出シナリオが、国際的に共通して用いられている。RCP シナリオには、RCP2.6、RCP4.5、RCP6.0、RCP8.5 があり、RCP に続く数値は、その値が大きいくほど2100年までの温室効果ガスの排出が多いことを意味し、将来的な気温上昇量が大きくなる。

Ⅱ 気候変動影響評価

これまでの気候変化や将来の気候予測、国が示す影響評価を踏まえた、本市において予測される主な気候変動の影響は以下のとおりです。

◆本市に関わる気候変動の影響

分野	大項目	小項目	国の影響評価			本市において予測される主な影響
			重大性	緊急性	確信度	
自然災害	沿岸域等	内水	●	●	●	短時間強雨や大雨による甚大な水害の発生
		高潮・高波	●	●	●	海面水位、上昇や台風の強度の増加による高潮・高波の増大
	急傾斜地	土石流・地すべり等	●	●	●	短時間強雨や大雨による土砂災害の発生
都市生活・市民生活	都市インフラ、ライフライン等	水道、電力等	●	●	●	大雨、渇水、台風等による各種インフラ・ライフラインへの影響
	その他	暑熱による生活への影響	●	●	●	熱ストレスの増加に伴う疲労感等の健康への影響と、労働生産性の低下による経済損失が発生
健康	暑熱	死亡リスク等	●	●	●	夏季の気温上昇による死亡リスクの増加
		熱中症等	●	●	●	夏季の気温上昇による熱中症患者数の増加
	感染症	節足動物媒介感染症	●	●	▲	感染症を媒介する節足動物による感染症リスクの増大
農林水産業	水産業	回遊性魚介類	●	●	▲	日本周辺海域の回遊性魚介類の漁場の変化
		増養殖業	●	●	▲	養殖期間の変化による収穫量の減少
		沿岸域漁場環境等	●	●	▲	海水温上昇による魚種等の変化や、有害有毒プランクトン発生の増加
	農業	水稻	●	●	●	生育障害や品質の低下
		野菜等	◆	●	●	生育障害や品質の低下、収穫時期の変化
		病虫害・雑草等	●	●	●	病虫害の発生量、発生域、分布の変化

【重大性】●：特に重大な影響が認められる ◆：影響が認められる －：現状では評価できない

【緊急性】●：高い ▲：中程度 ■：低い －：現状では評価できない

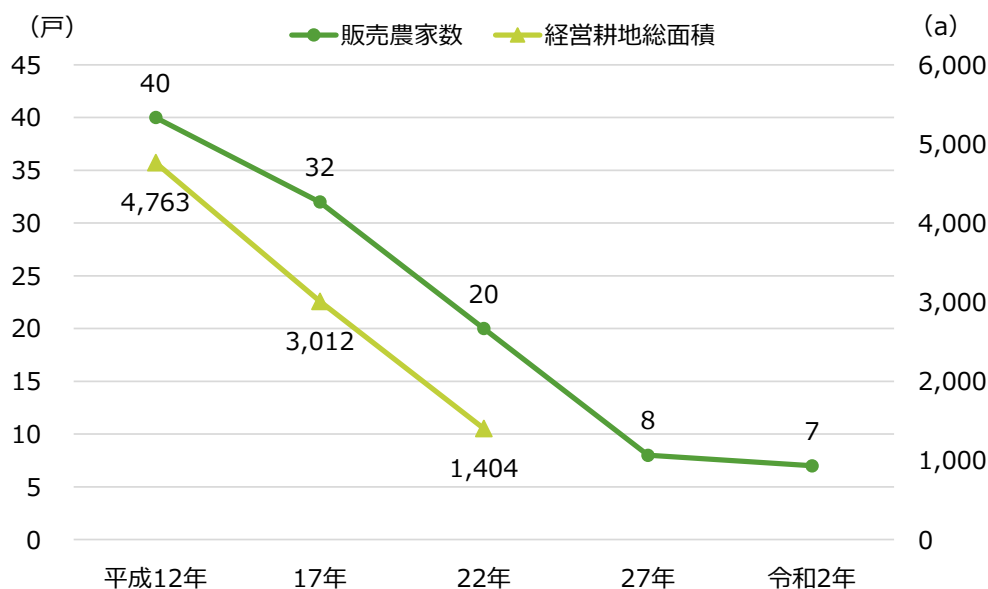
【確信度】●：高い ▲：中程度 ■：低い －：現状では評価できない

② 農林水産業

ア 農業

平成 12 年以降、販売農家数及び経営耕地総面積は減少傾向で推移しています。

【販売農家数及び経営耕地総面積の推移】



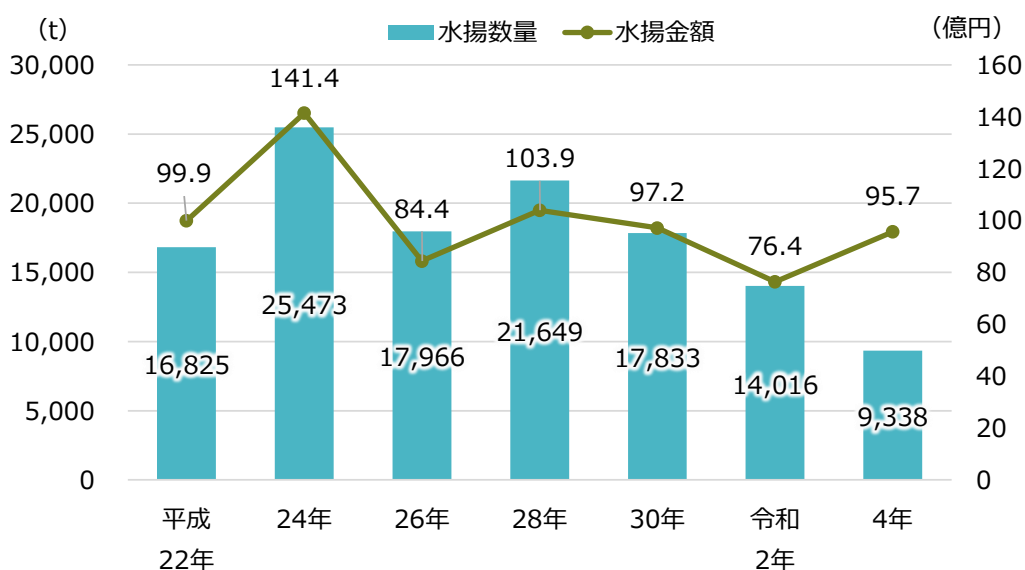
(資料) 塩竈市統計書

○自給的農家（経営耕地面積が 30 a 未満で、かつ、調査期日前 1 年間における農産物販売金額が 50 万円未満の農家）の内訳については非公表。

イ 水産業

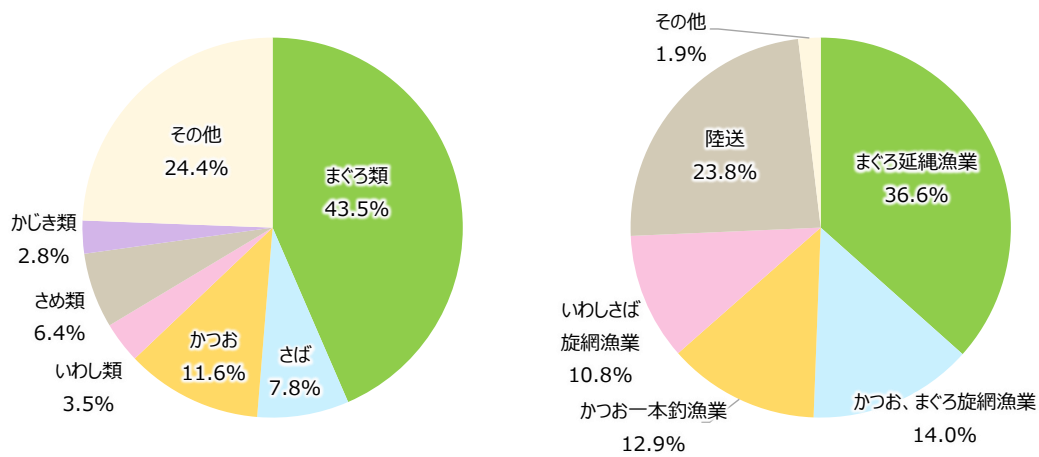
水揚げ数量は近年減少傾向で推移しています。水揚げ金額は年によって増減はありますが、80～140 億円程度で推移しています。令和 4 年の魚種別水揚げ数量の割合は、まぐろ類が 43.5%と最も高く、次いでかつおが 11.6%となっており、また、漁業種別水揚げ数量の割合は、まぐろ延縄漁業が 36.6%と最も高く、次いで陸送が 23.8%となっています。

【水揚げ数量及び水揚げ金額の推移】



(資料) 塩竈市統計書

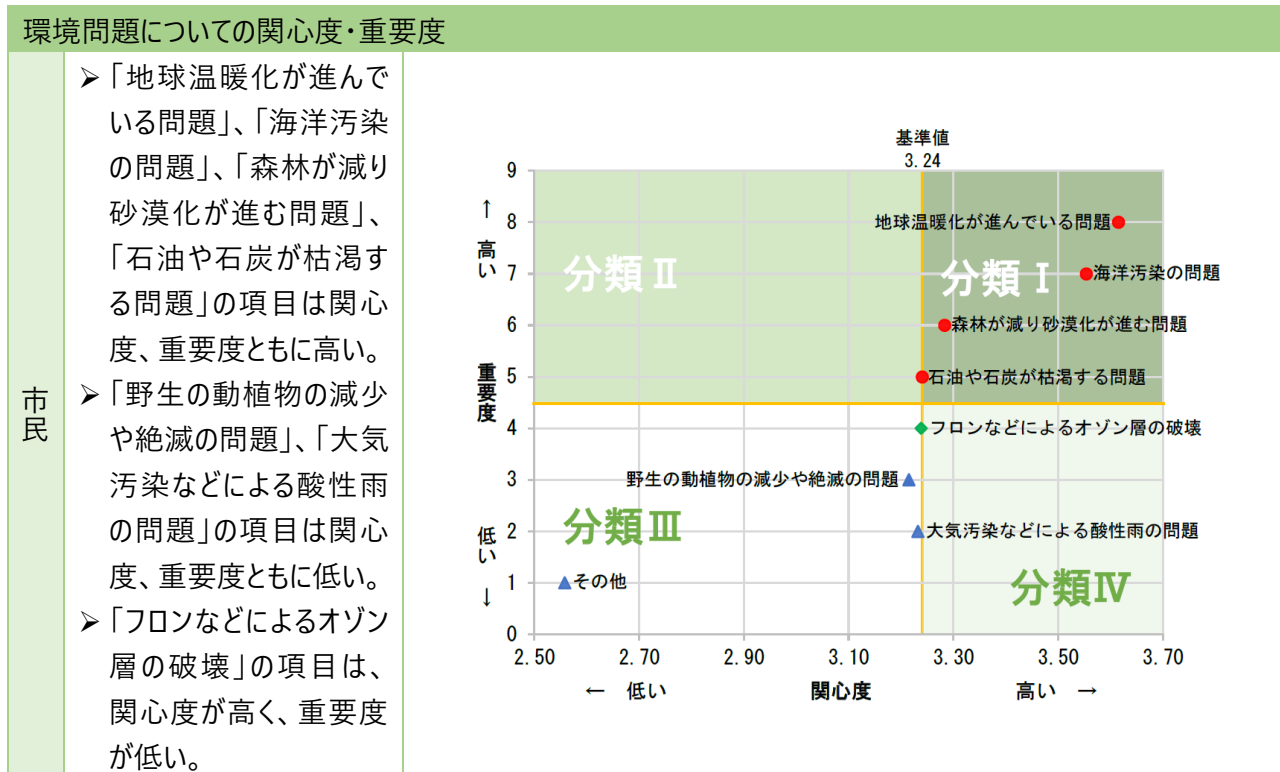
【魚種別水揚げ数量の割合（左）、漁業種別水揚げ数量の割合（右）（令和4年）】



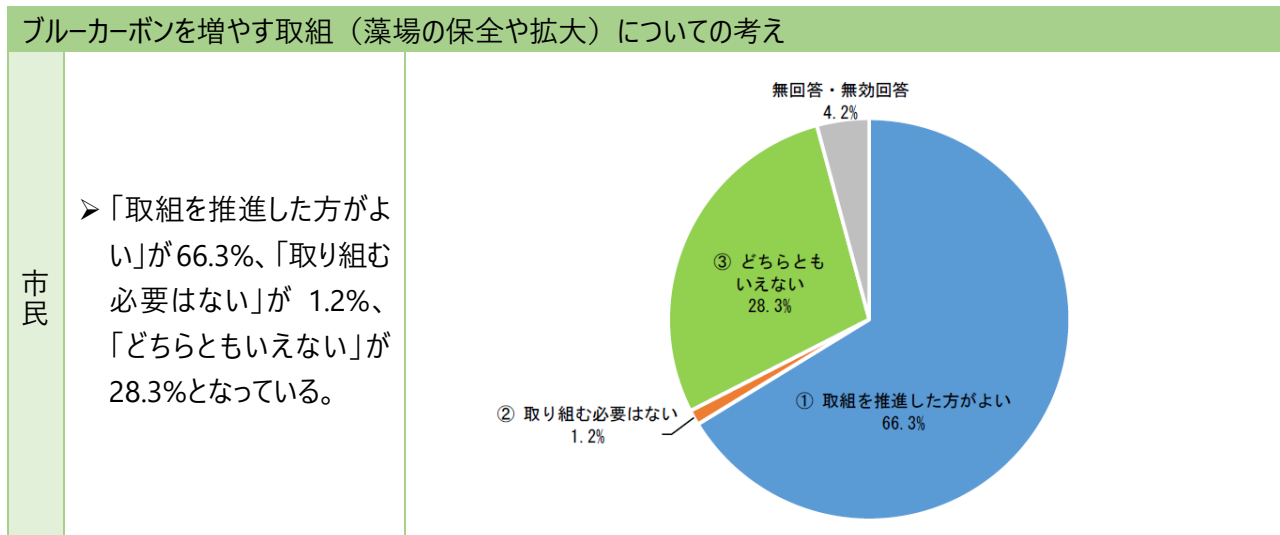
(資料) 塩竈市統計書

(2) 気候変動に関する市民・事業者の意識（令和４年アンケート調査）

1) 環境問題への関心度・重要度



2) 藻場の保全活動

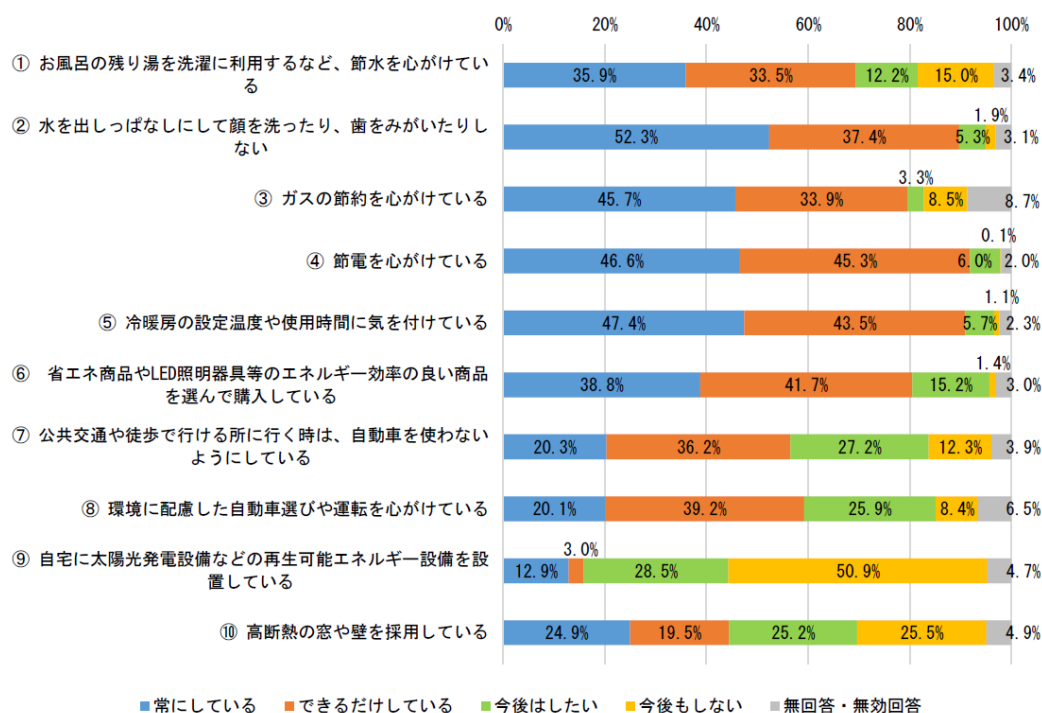


3) 環境配慮行動の取組状況

環境に配慮した行動を行っているか

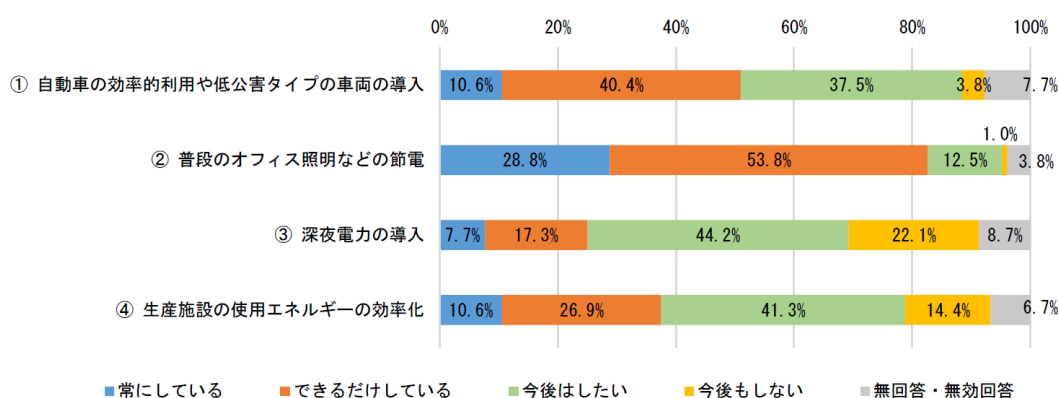
- 「節電を心がけている」、「冷暖房の設定温度や使用時間に気を付けている」、「水を出しっぱなしにして顔を洗ったり、歯をみがいたりしない」といった項目で取組の実施率が高い。
- 「自宅に太陽光発電設備などの再生可能エネルギー設備を設置している」、「高断熱の窓や壁を採用している」といった項目は取組の実施率が低い。

市民



事業者

- 「普段のオフィス照明などの節電」の項目は他の項目に比べ取組の実施率が高い。
- 「自動車の効率的利用や低公害タイプの車両の導入」や「深夜電力の導入」、「生産施設の使用エネルギーの効率化」といった項目で実施率が低い傾向にある。

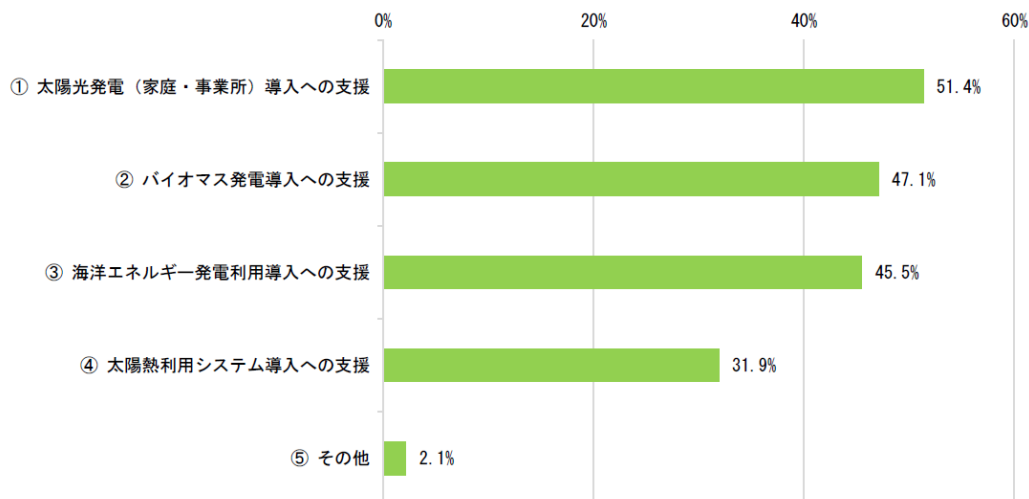


4) 再生可能エネルギー設備の導入に向けた支援

再生可能エネルギーの中でこれから特に取り組んだほうが良いと思うもの

- 太陽光発電（家庭・事業所）導入への支援」が 51.4%と最も多く、次いで「バイオマス発電導入への支援」（47.1%）、「海洋エネルギー発電導入への支援」（45.5%）、「太陽熱利用システム導入への支援」（31.9%）と続いている。

市民

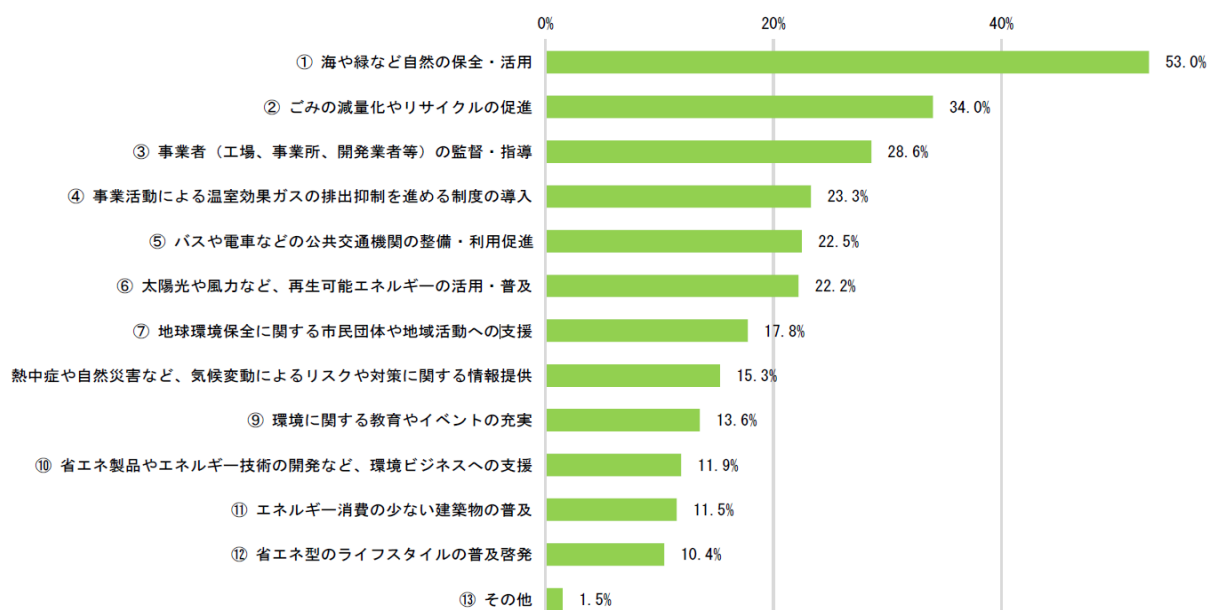


5) ゼロカーボンシティ実現に向けた支援

ゼロカーボンシティ実現に向けて、取り組む行動や塩竈市の施策として必要なこと

- 「海や緑など自然の保全・活用」（53.0%）の回答が最も多く、「ごみの減量化やリサイクルの推進」（34.0%）、「事業者（工場、事業所、開発業者等）の監督・指導」（28.6%）と続いている。
- 「太陽光や風力など、再生可能エネルギーの活用・普及」は 22.2%となっている。

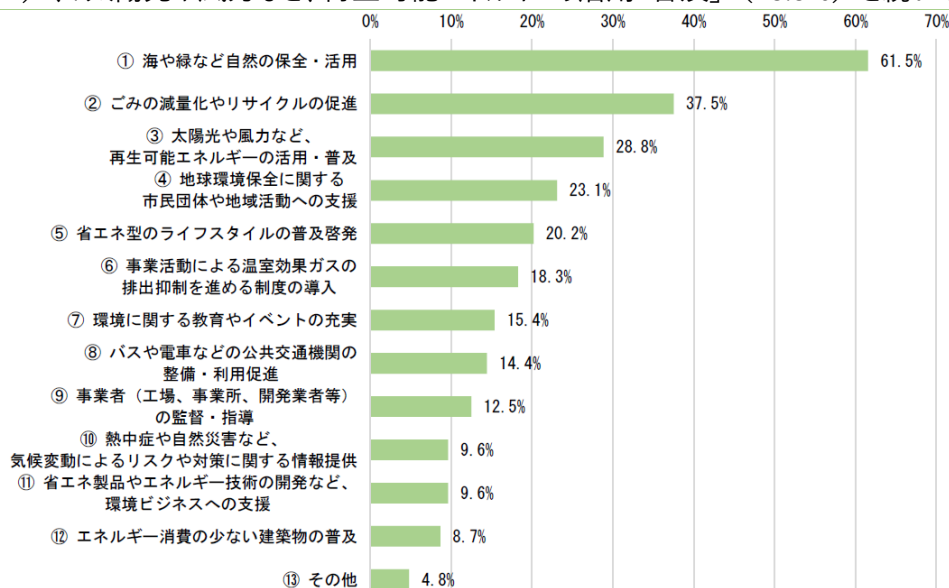
市民



ゼロカーボンシティ実現に向けて、取り組む行動や塩竈市の施策として必要なこと

➤「海や緑など自然の保全・活用」（61.5%）の回答が最も多く、「ごみの減量化やリサイクルの推進」（37.5%）、「太陽光や風力など、再生可能エネルギーの活用・普及」（28.8%）と続いている。

事業者



(3) 課題

1) アンケートから抽出した課題

- 深刻な気候変動問題への対策として、太陽光発電や海洋エネルギー発電などの再生可能エネルギーの導入支援を推進していく必要があります。
- 脱炭素社会の実現に向けて、本市の持つ海や緑などの自然資源を保全・利活用しながら、環境に配慮した暮らしを推進していく必要があります。

2) 基本計画改定にあたっての視点（課題）

■ 温室効果ガスの大幅削減

- 世界や国・県が掲げる温室効果ガス排出削減目標と整合する本市の目標を掲げるとともに、温室効果ガスの大幅削減に資する具体的取組を展開していく必要があります。

■ 脱炭素化の加速への対応

- 市内の排出量の大部分を占める産業部門や運輸部門、家庭部門における温室効果ガスの大幅削減が必要です。

■ 再生可能エネルギーの利用拡大

- 太陽光発電等の地域特性を活かした再生可能エネルギーの普及促進、再生可能エネルギー由来の電力調達等の取組が必要です。

■ 温室効果ガス吸収源の確保

- ブルーカーボン等の新たな取組を含め、地域特性を活かした吸収源対策が必要です。

■ 気候変動による影響への適応

- 気候変動による気象災害等に備えるため、市民の防災意識の向上等、災害に強い地域社会づくりを図る必要性があります。
- 熱中症や感染症といった健康被害の防止対策、農林水産業への影響等への対応策の検討を行い、市民・事業者への周知を図る必要があります。

3. 自然環境

(1) 現状

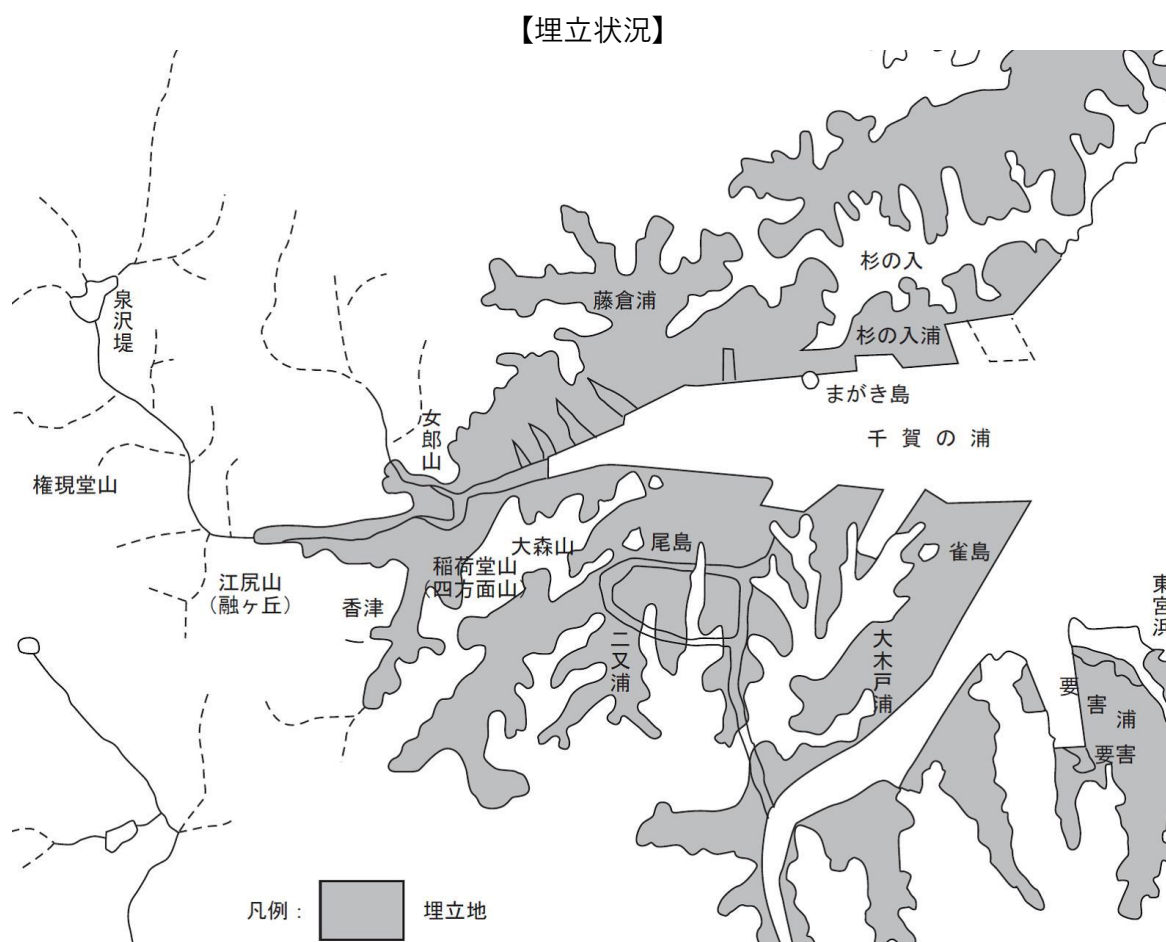
1) 地形・地質

本市の西部、南部、北部は起伏に富んだ丘陵地帯で、中央部の平地を囲み、東部の港湾に口を開いた袋状の地形をしており、本市の中央部をはじめ平地のほとんどは埋立てによるもので、現在では埋立地が市街地の60%にも達しています。

元来は複雑に入り組んだ沈降性海岸地形で、随所に切り立った崖が見られます。

丘陵地帯は、薄い表土で覆われた凝灰岩質からなる軟岩で、丘陵の宅地造成、低地の埋立ては同土質で形成されているため、低地帯では地下水位が高く潮の干満の影響を受けています。

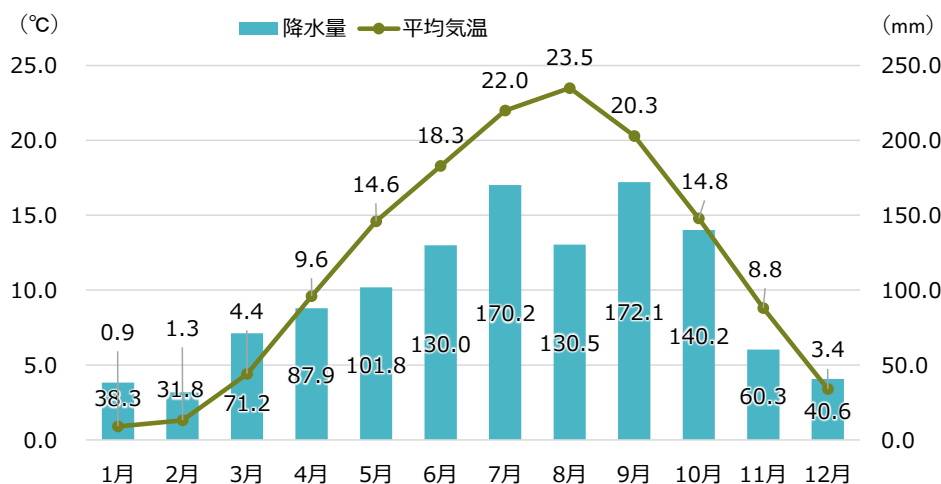
また、飲用に適した湧水や隣接する地区からの河川流入がほとんどないため、上水道を遠方より導入し、さらには、丘陵地帯の宅地化等に伴う保水・遊水能力の低下と、埋立地の地盤沈下による内水排除の困難等により、大雨時には低地へ雨水が集中流入し水害が発生しやすいため、本市では総合的な治水対策を実施しています。



2) 気候

本市の気候は、海に面しているため海流の影響を大きく受けるとともに、背後が丘陵地であるため冬は比較的温暖であり、夏の気温も比較的低い海洋性気候となっていますが、東に開いた地形のため、夏季には季節風が比較的強くなっています。

【月別平均気温及び降水量（平成3～令和2年の平年値）】



（資料）気象庁ホームページ（地点：塩釜）

◆年次別気象概況（塩釜地域観測所（梅の宮浄水場敷地内））

区分		平成23年	25年	27年	29年	令和元年	3年	5年
気温	最高 (℃)	34.6	35.7	35.8	34.0	34.8	34.4	35.7
	最低 (℃)	-7.0	-7.4	-5.6	-6.8	-5.3	-9.6	-8.4
	平均 (℃)	11.8	11.6	12.6	11.9	12.6	12.8	14.2
降水量	総量 (mm)	1,105.5	1,074.0	1,104.5	1,146.0	1,243.5	1,080.0	908.5
平均風速	(m/s)	2.4	2.4	2.6	2.4	2.5	2.5	2.6
日照時間	総量 (hr)	1,901.0	1,834.9	2,063.4	1,897.7	2,019.7	—	2,248.1

（資料）気象庁ホームページ（地点：塩釜）

○令和3年の日照時間は資料不足値のため非表示

◆年次月別平均気温及び降水量の状況

区分	平成29年		令和元年		3年		5年	
	平均気温 (℃)	降水量 (mm)	平均気温 (℃)	降水量 (mm)	平均気温 (℃)	降水量 (mm)	平均気温 (℃)	降水量 (mm)
1月	1.4	9.5	1.2	2.5	0.2	14.0	1.1	8.5
2月	1.9	15.5	2.5	14.0	2.5	59.5	2.0	33.0
3月	4.2	70.0	5.9	80.5	7.4	95.5	8.4	59.5
4月	10.5	91.5	9.1	88.5	10.6	99.5	12.3	50.5
5月	16.0	122.5	16.6	87.0	16.0	74.0	15.9	98.0
6月	17.5	94.0	18.1	153.0	19.9	62.0	20.9	170.0
7月	24.2	150.0	21.6	130.0	23.4	183.0	25.8	143.5
8月	22.2	189.0	25.5	68.5	24.1	141.0	28.1	30.0
9月	20.1	127.5	21.5	69.0	20.1	103.0	24.4	176.0
10月	14.1	262.5	16.1	510.0	15.1	117.5	15.9	42.0
11月	8.2	8.5	8.9	11.0	10.5	57.5	10.6	45.0
12月	2.4	5.5	4.5	29.5	3.7	73.5	4.8	52.5
平均	11.9	95.5	12.6	103.6	12.8	90.0	14.2	75.7

（資料）気象庁ホームページ（地点：塩釜）

3) 湖沼・河川

市西部には、多賀城市と利府町にまたがる市唯一の湖沼「加瀬沼」があり、昭和 48 年に付近一帯を含め、県の緑地環境保全地域^{※22}に指定され、県都市公園^{※23}「加瀬沼公園」として利用されています。

また、市内には大きな河川はないものの、小河川である宮町川や庚塚川、石田川があります。

※22 【県の緑地環境保全地域】県自然環境保全地域以外の区域で樹林地、池沼等特に良好な自然環境を形成し、都市環境又は都市構成上その存在が必要と認められる区域でその面積が規則で定める面積以上のもののうち、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが当該地域の良好な生活環境の維持に資する地域。

※23 【都市公園】都市公園法に基づき、国や地方自治体が設置する市民の休養・運動に供する公園または緑地のこと。

4) 動植物の分布

① 加瀬沼周辺

加瀬沼周辺には、クリやコナラ林が多く、モミ・アカマツ・スギ林などが随所に分布し、一年を通じてエナガ・シジュウカラ・ホオジロ・ヒヨドリなどが見られ、冬にはオオハクチョウ・マガモ・オナガガモ・ユリカモメなどが観察されます。

また、県内では希少なガガブタ・ヒメシロアサザといった水生植物が残されています。

② 鹽竈神社周辺

本市のほぼ中央部に位置する鹽竈神社には、スギ林や多羅葉（宮城県天然記念物）をはじめ、自生・植栽あわせて五百種に及ぶ植物があり、中でも鹽竈桜は国の天然記念物並びに「市の木」として指定されています。

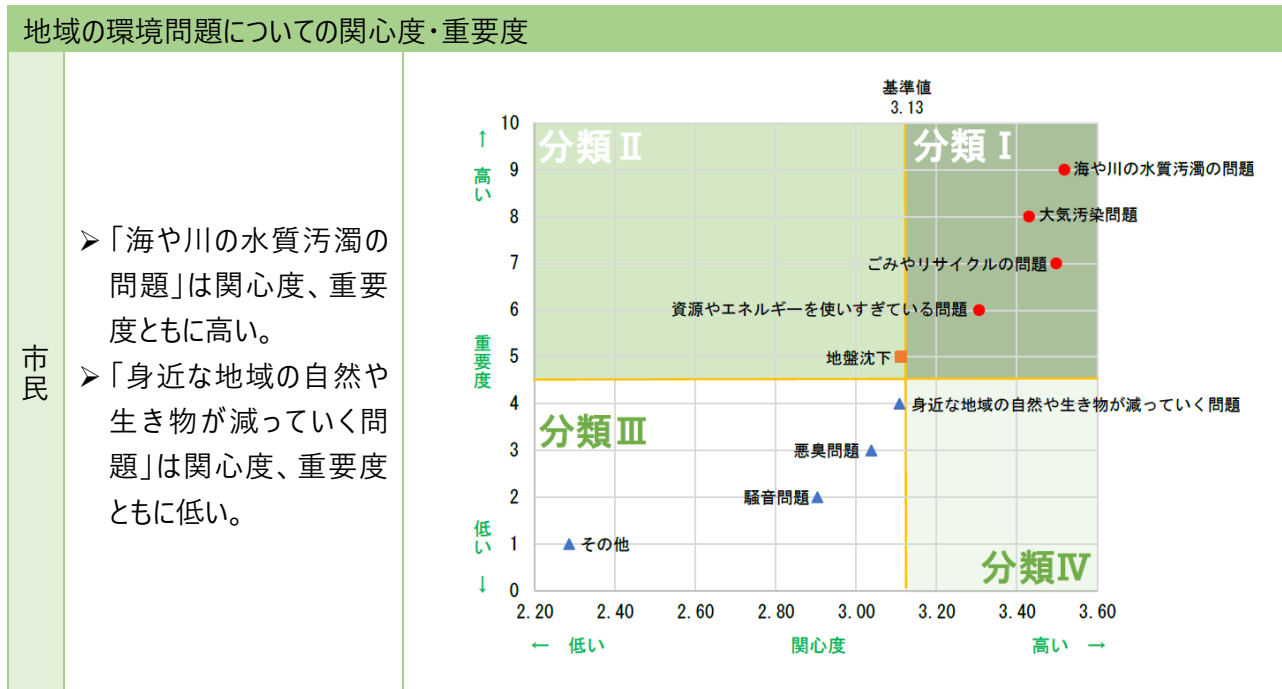
また、キジバト・セキレイ・ウグイスなどの鳥類も数多く観察されています。

③ 浦戸地区

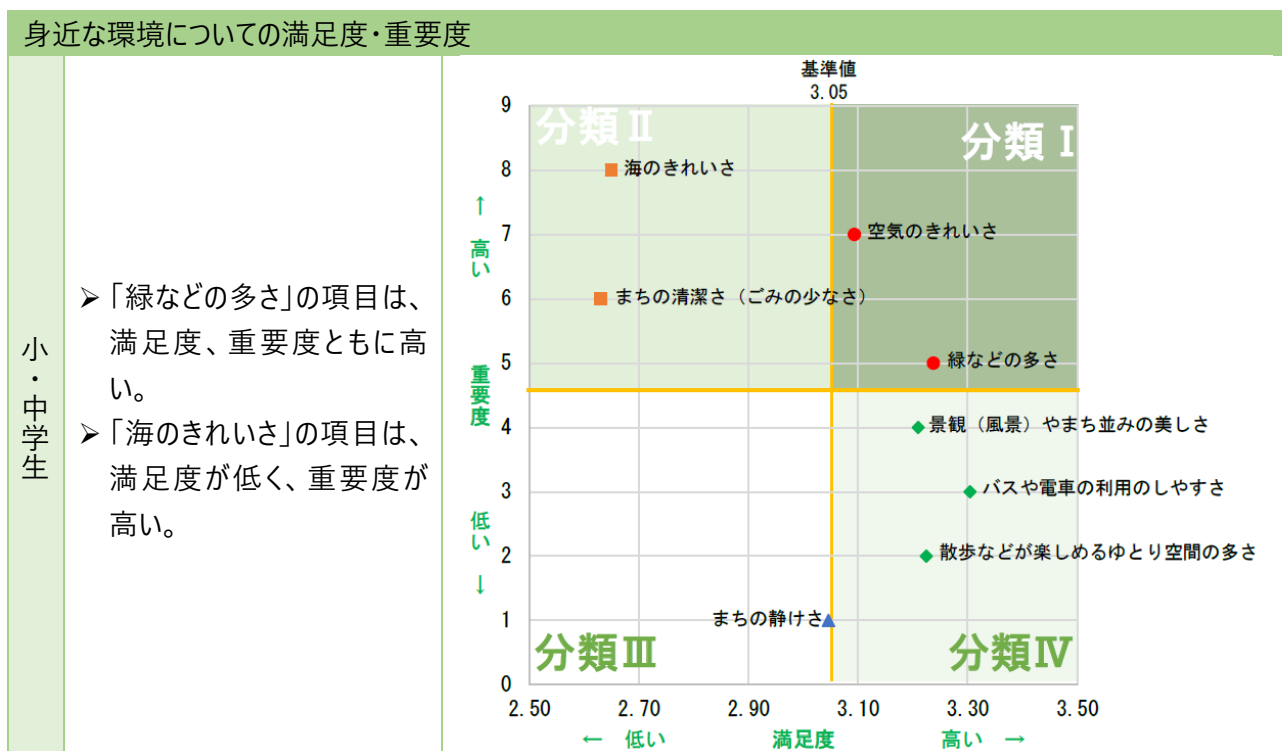
松島湾の一角をなす浦戸諸島には、アカマツ林やクロマツ林が分布しており、キジ・ノウサギ・タヌキの生息も観察されています。

(2) 自然環境に関する市民・事業者の意識（令和4年アンケート調査）

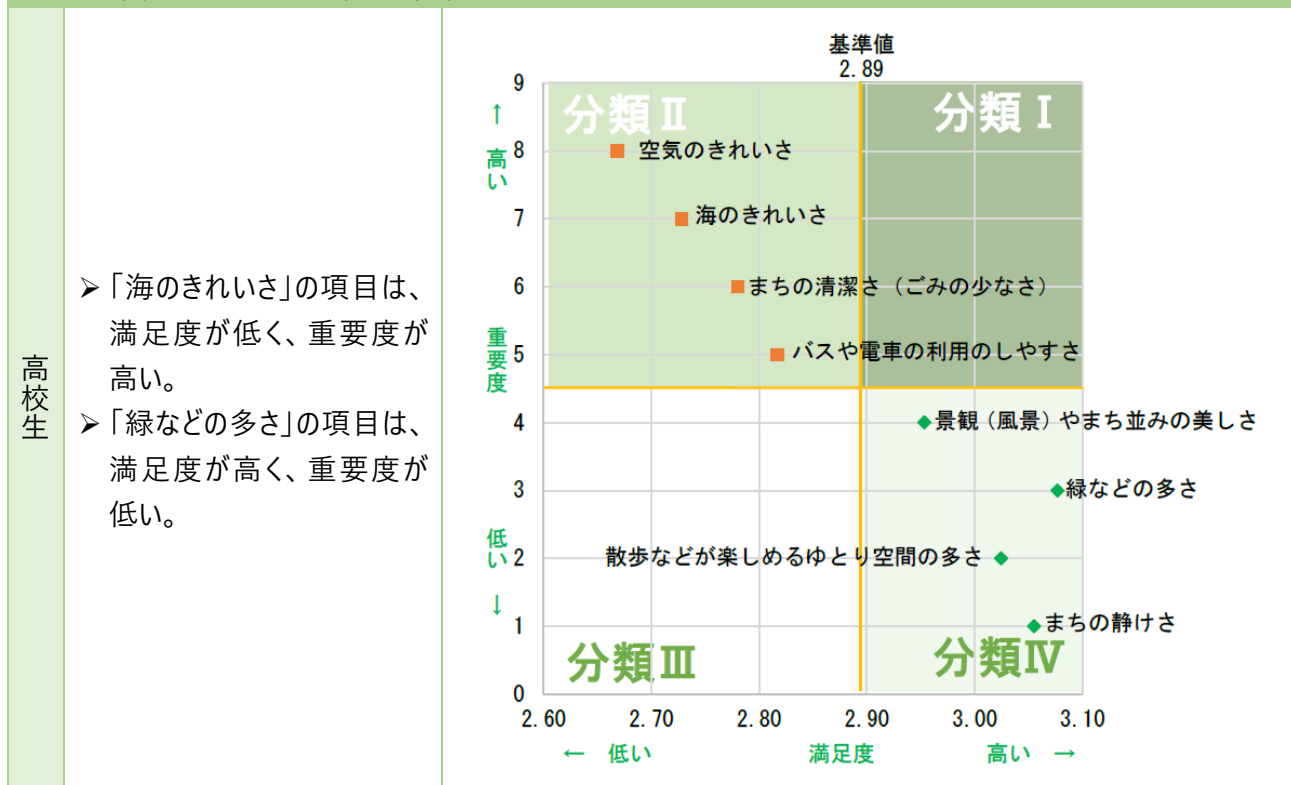
1) 地域の環境問題への関心度・重要度



2) 身近な環境への満足度・重要度

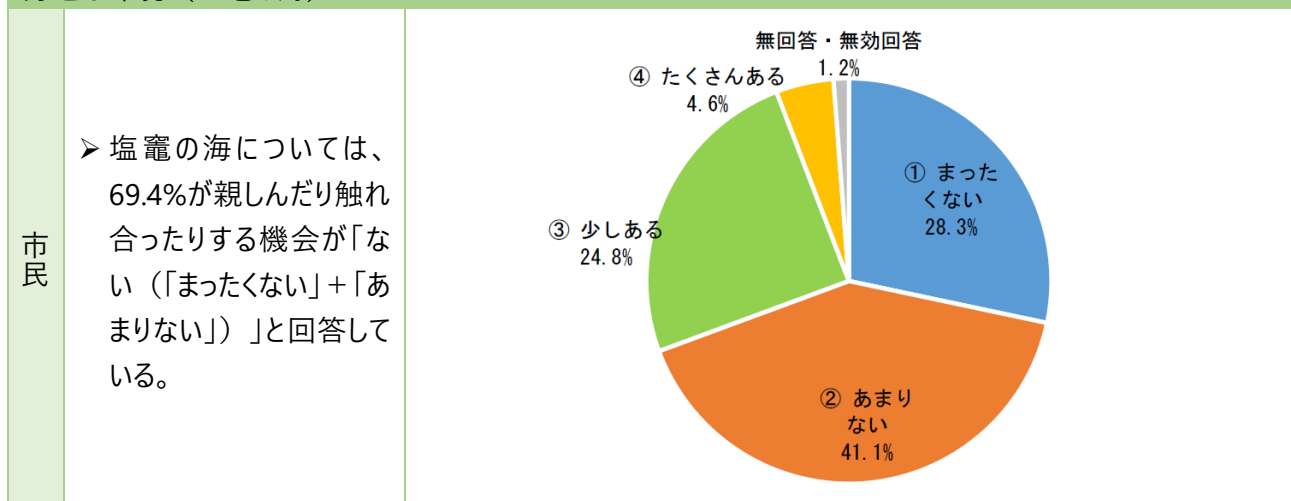


身近な環境についての満足度・重要度



3) 海と身近に接する機会

身近な環境（塩竈の海）について

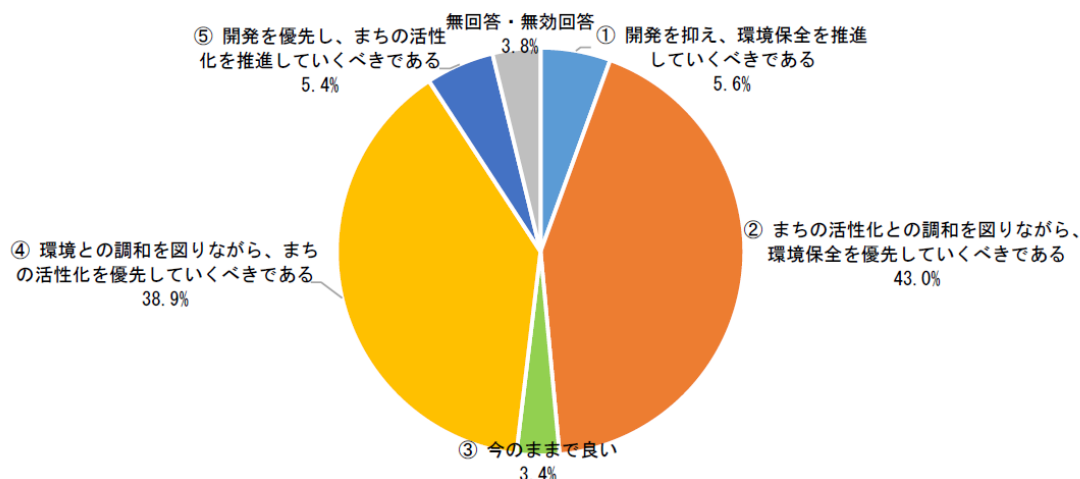


4) これからの塩竈市の環境づくり

これからの塩竈市の環境づくりがどうあるべきか

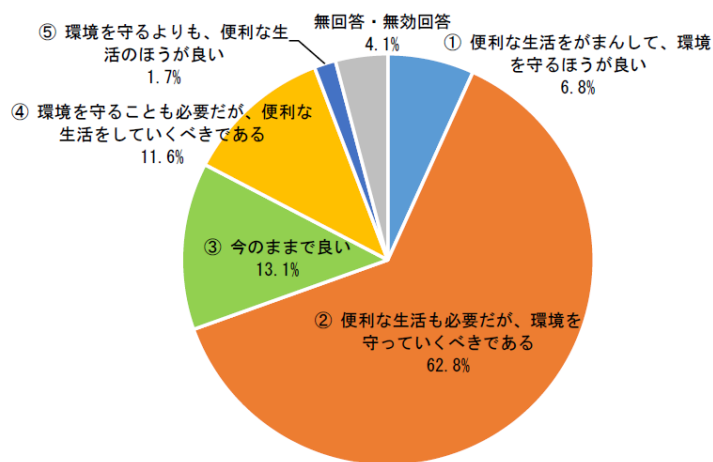
- 「環境の保全を優先する（「開発を抑え、環境保全を推進していくべきである」＋「まちの活性化との調和を図りながら、環境保全を優先していくべきである」）」の回答が 48.6%、「まちの活性化を優先する（「環境との調和を図りながら、まちの活性化を優先していくべきである」＋「開発を優先し、まちの活性化を推進していくべきである」）」の回答が 44.3%と同程度となっている。

市民



- 「環境の保全を優先する（「便利な生活をがまんして、環境を守るほうが良い」＋「便利な生活も必要だが、環境を守っていくべきである」）」の回答が 69.6%を占めている。特に「便利な生活も必要だが、環境を守っていくべきである」（62.8%）の回答が最も多くなっている。

小・中学生



(3) 課題

1) アンケートから抽出した課題

- 自然環境については、海や川のきれいさについての市民の関心は一定程度ある一方、身近な地域の自然や生き物が減っていく問題については関心が低く、生物多様性の役割や価値についての理解を向上していく必要があります。
- 海と身近に接する機会があると感じている市民は少ないことから、海に親しんでもらうためには、観光の整備や観光マップの作製を検討していく必要があります。
- これからの環境づくりについて、まちの活性化よりも環境保全を優先する意見が、小中学生は約 70%、市民は約 45%と差が大きいです。

2) 基本計画改定にあたっての視点（課題）

- 生物多様性の保全、ネイチャーポジティブの実現に資する取組
 - 市民の生物多様性の理解醸成を図る必要があります。
 - 市内におけるネイチャーポジティブや 30 by 30 へ貢献する取組の検討や展開が必要です。
- 海や水辺の保全と活用
 - 海や水辺を活かしたまちづくりや経済活動と連携した自然環境保全を行う必要があります。
- 市内の緑の量と質の向上
 - 緑の保全及び質の維持に関する持続可能な仕組みの構築をしていく必要があります。

4. 資源循環

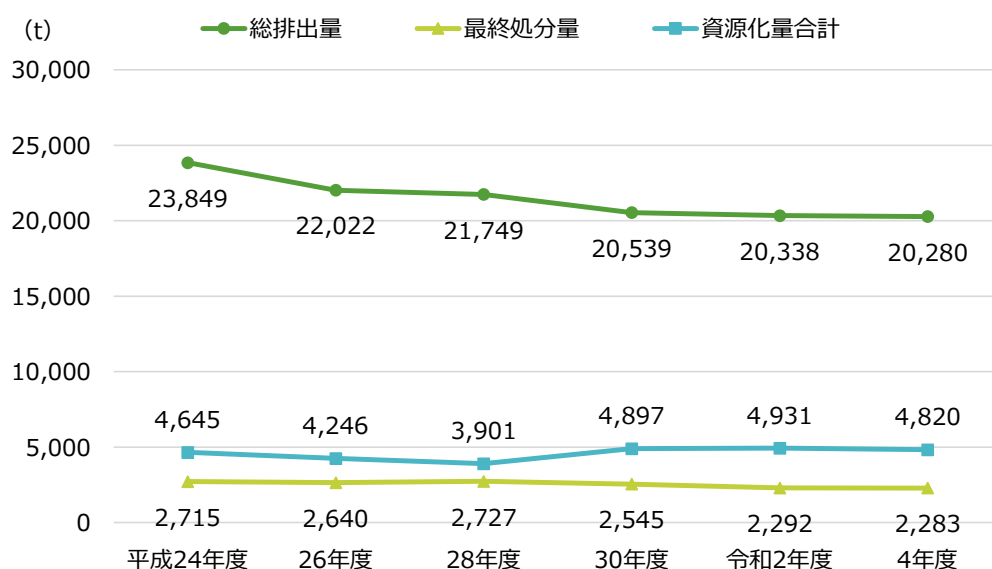
(1) 現状

1) ごみの排出量

本市のごみの総排出量は減少傾向にあり、令和4年度は20,280tで、生活系ごみ量が68.7%、事業系ごみ量が31.3%となっています。

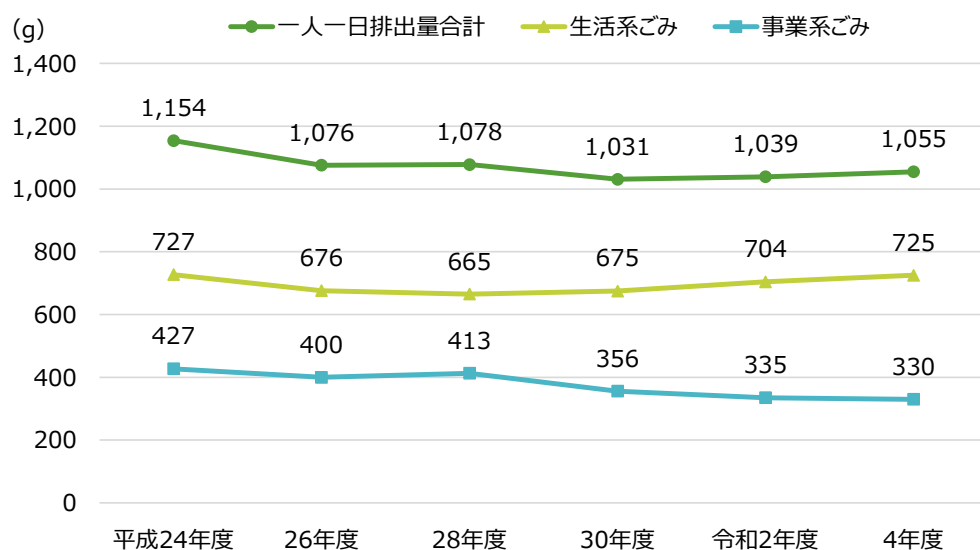
埋立処理を行う最終処分量は、平成28年以降減少傾向で推移しており、令和4年度は2,283tとなっています。資源化量合計は平成24年度と比べると増加しており、令和4年度は4,820tとなっています。また、一人一日当たりのごみ排出量（合計）は、平成24年度と比べると減少していますが、近年は概ね横ばいで推移しており、令和4年度は1,055gとなっています。

【ごみ総排出量等の推移】



(資料) 塩竈市の環境

【一人一日当たりごみ排出量の推移】



(資料) 塩竈市の環境

◆ごみ総排出量の推移

(単位：t)

区分		平成 24 年度	26 年度	28 年度	30 年度	令和 2 年度	4 年度	令 4/平 24 増減率 (%)
総排出量		23,849	22,022	21,749	20,539	20,338	20,280	△15.0
内 訳	可燃物	17,934	16,482	16,528	16,418	16,049	16,261	△9.3
	不燃物	1,307	1,207	1,080	1,120	1,667	1,563	+19.6
	資源物	4,608	4,333	4,141	3,001	2,622	2,456	△46.7
内 訳	生活系 ごみ量	15,031	14,940	13,422	13,455	13,777	13,937	△7.3
	事業系 ごみ量	8,818	7,082	8,326	7,084	6,561	6,343	△28.1
一人 一日 排出量	総人口 (人)	56,641	56,067	55,238	54,554	53,601	52,661	△7.0
	一人一日 (排出量 g/人日)	1,154	1,076	1,078	1,031	1,039	1,055	△8.6
	うち生活系 (排出量 g/人日)	727	676	665	675	704	725	△0.3
	うち事業系 (排出量 g/人日)	427	400	413	356	335	330	△22.7

(資料) 塩竈市の環境

○総人口は、毎年 10 月 1 日時点での住民基本台帳人口

◆ごみの減量処理率と資源化・リサイクル率の推移

(単位：t)

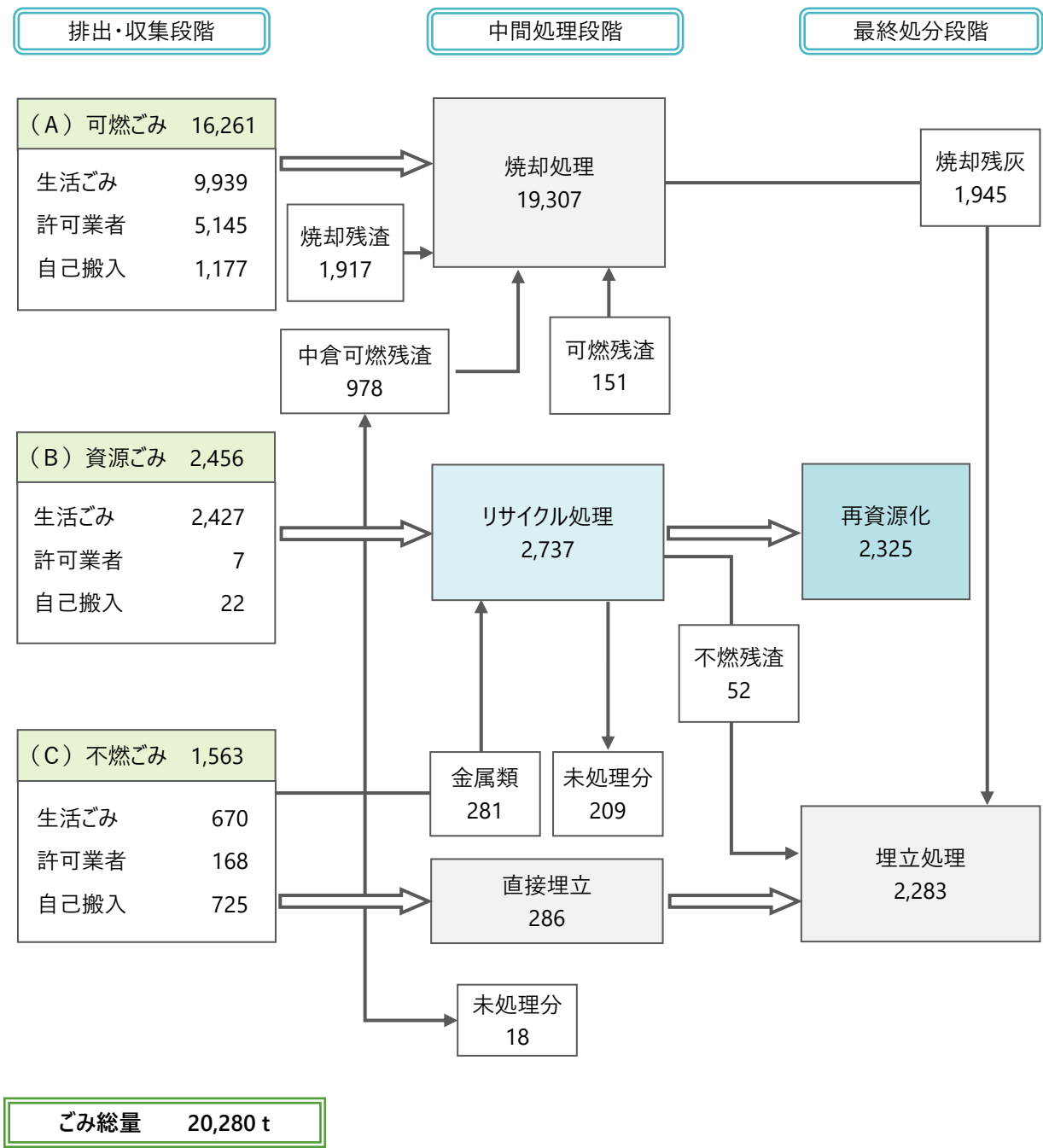
区分	平成 24 年度	26 年度	28 年度	30 年度	令和 2 年度	4 年度	令 4/平 24 増減率 (%)
ごみ総排出量 A	23,849	22,022	21,749	20,539	20,338	20,280	△15.0
最終処分量 B	2,715	2,640	2,727	2,545	2,292	2,283	△15.9
資源化量 C	3,378	3,033	2,670	2,462	2,371	2,325	△31.2
直接資源化量 D	1,267	1,213	1,231	2,435	2,560	2,495	+96.9
資源化量合計 C+D	4,645	4,246	3,901	4,897	4,931	4,820	+3.8
減量処理率 (A-B) ÷ A	88.6%	88.0%	87.4%	87.6%	88.7%	88.7%	+0.1 ポイント
リサイクル率 C ÷ A	14.2%	13.8%	12.3%	12.0%	11.7%	11.5%	△2.7 ポイント
リサイクル率 (直接資源化量を 含む) (C+D) ÷ (A+D)	18.5%	18.3%	17.0%	21.3%	21.5%	21.2%	+2.7 ポイント

(資料) 塩竈市の環境

2) ごみ処理の流れ

【ごみ処理フローシート（令和 4 年度実績）】

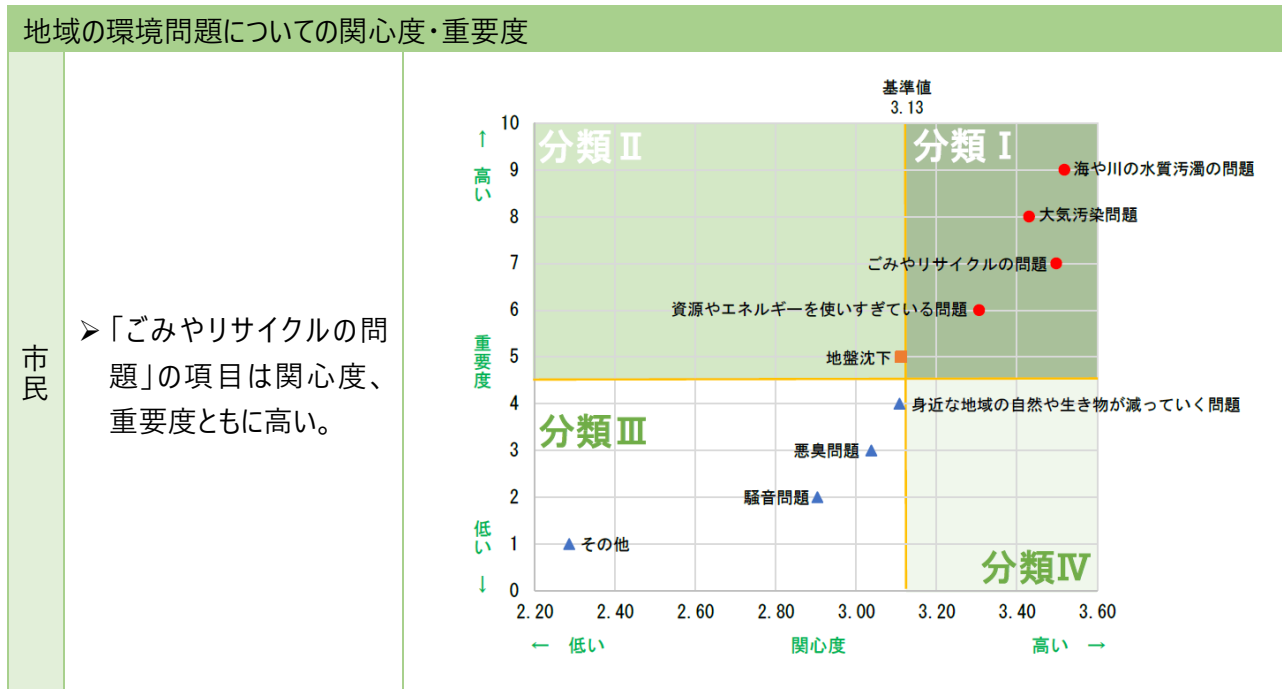
（単位：t）



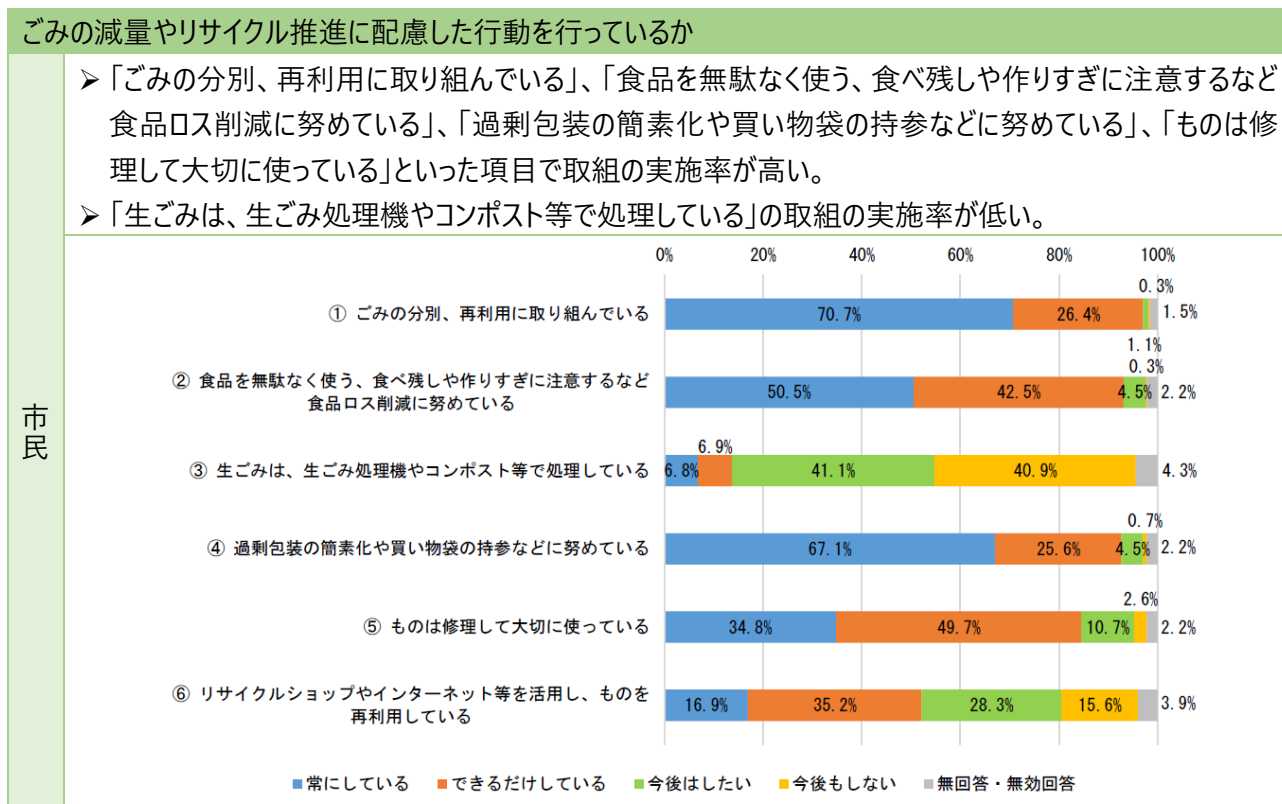
（資料）塩電市の環境

(2) 資源循環に関する市民・事業者の意識（令和４年アンケート）

1) 地域の環境問題への関心度・重要度



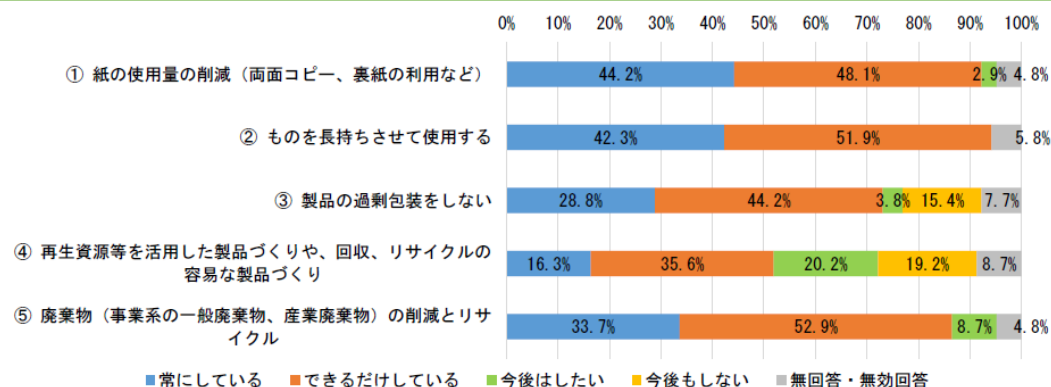
2) ごみの減量やリサイクル推進に配慮した行動



ごみの減量やリサイクル推進に配慮した行動を行っているか

- 「紙の使用量の削減（両面コピー、裏紙の利用など）」、「ものを長持ちさせて使用する」の項目は他の項目に比べ取組の実施率が高い。
- 「再生資源等を活用した製品づくりや、回収、リサイクルの容易な製品づくり」の項目は他の項目に比べ取組の実施率が低い。

事業者



(3) 課題

1) アンケートから抽出した課題

- 市民は「生ごみは、生ごみ処理機やコンポスト等で処理している」の取組の実施率が低くなっています。
- 事業者は「再生資源等を活用した製品づくりや、回収、リサイクルの容易な製品づくり」の項目が他の項目に比べ取組の実施率が低くなっています。

2) 基本計画改定にあたっての視点（課題）

■ 現状の実践状況を活かしつつ、新たな課題等に対応するためのさらなる資源循環

- 従来から取り組んでいる 3R^{※24} や適正処理を確実に推進するとともに、資源循環型の地域社会づくりに取り組んでいく必要があります。
- 食品ロス削減のため、市民や事業者と連携した取組を展開していく必要があります。
- 使い捨てプラスチックの削減及びプラスチック資源の循環利用を進めていく必要があります。
- 製品やサービス等のライフサイクルを通した資源循環にも配慮を進める必要があります。

※24 【3R】リデュース（Reduce）：物を大切に使い、ごみを減らすこと、リユース（Reuse）：使える物は、繰り返し使うこと、リサイクル（Recycle）：ごみを資源として再び利用すること、の3つのR（アール）の総称。

5. 生活環境

(1) 現状

1) 大気環境

大気汚染は、工場や自動車等がエネルギー源として、石炭・石油等の化石燃料^{※25}を大量に消費することが原因となって起こります。

原因物質である硫黄酸化物・窒素酸化物・煤塵等の濃度が高くなると、人の健康や動植物の生育などに影響を及ぼすため、大気汚染の環境基準^{※26}が定められており、これを達成するため大気汚染状況の測定や各種事業所の排出指導などの対策を行っています。

発生源対策として、工場・事業場の排気に関しては「大気汚染防止法」及び「宮城県公害防止条例」により規制物質を指定して指導を行っており、緊急時には「宮城県大気汚染緊急時対策要綱」に基づいて光化学スモッグ注意報等を発令、伝達するための連絡体制を組織しており、年に一度訓練を行っています。

自動車排出ガスについては、「宮城県自動車交通公害防止計画」に基づき、「エコドライブ^{※27}運動」等を行い、アイドリングストップ^{※28}の推進や電気自動車・ハイブリッド車を積極的に利用するなどの排出量削減に取り組んでいます。

◆一般環境大気測定（市役所屋上）

区分		平成 25 年度	27 年度	29 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度
浮遊粒子状 物質 ^{※29} (mg/m ³)	年平均値	0.024	0.015	0.014	0.009	0.009	0.009	0.010
	日平均値	0.053	0.045	0.035	0.029	0.027	0.023	0.027
一酸化窒素 (ppm)	年平均値	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001
	日平均値	0.015	0.013	0.007	0.012	0.011	0.007	0.005
二酸化窒素 (ppm)	年平均値	0.010	0.009	0.008	0.007	0.007	0.007	0.007
	日平均値	0.025	0.023	0.021	0.020	0.021	0.018	0.018
窒素酸化物 (ppm)	年平均値	0.013	0.012	0.010	0.008	0.009	0.008	0.008
	日平均値	0.040	0.036	0.028	0.032	0.030	0.025	0.023
非メタン炭 化水素 (ppmC)	年平均値	0.12	0.10	0.10	0.08	0.08	0.07	0.07
メタン及び 全炭化水素 (ppmC)	メタン 年平均値	1.91	1.94	1.96	1.96	1.98	1.99	2.0
	全炭化水素 年平均値	0.12	2.04	2.06	2.04	2.06	2.07	2.1
光化学オキ シダント (ppm)	年平均値	0.028	0.036	0.036	0.035	0.032	0.034	0.034
	最高値	0.065	0.096	0.095	0.098	0.088	0.070	0.083

（資料）塩竈市の環境、宮城県環境白書

◆自動車排出ガス測定（中の島公園）

区分		平成 25 年度	27 年度	29 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度
浮遊粒子状 物質 (mg/m ³)	年平均値	0.017	0.021	0.017	0.017	0.022	0.010	0.014
	日平均値	0.051	0.059	0.042	0.044	0.042	0.023	0.037
一酸化窒素 (ppm)	年平均値	0.017	0.013	0.011	0.009	0.007	0.007	0.004
	日平均値	0.056	0.028	0.032	0.038	0.028	0.024	0.017
二酸化窒素 (ppm)	年平均値	0.016	0.014	0.013	0.011	0.010	0.012	0.010
	日平均値	0.036	0.027	0.029	0.027	0.027	0.025	0.026
窒素酸化物 (ppm)	年平均値	0.032	0.027	0.024	0.020	0.017	0.019	0.014
	日平均値	0.091	0.051	0.058	0.062	0.056	0.049	0.040
一酸化炭素 (ppm)	年平均値	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.2
	日平均値	2.0	1.6	1.7	2.7	1.2	1.0	1.1

(資料) 塩竈市の環境、宮城県環境白書

※25 【化石燃料】石油、石炭、天然ガスなど地中に埋蔵されている再生産のできない有限性の燃料資源のこと。石油はプランクトンなどが高圧によって変化したもの、石炭は数百万年以上前の植物が地中に埋没して炭化したものといわれている。

※26 【環境基準】大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として、環境基本法に基づき定められているもの。

※27 【エコドライブ】燃料消費量や CO₂ 排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる“運転技術”や“心がけ”のこと。エコドライブは地球温暖化防止だけでなく、交通事故の削減や、ガソリン代の節約にもつながる。

※28 【アイドリングストップ】停車中や長い信号待ちの際に自動車のエンジンを切り、無駄な空転をしないこと。

※29 【浮遊粒子状物質（SPM）】粒子状汚染物質のうち、粒子の直径が 10μm 以下のもの。空気中に漂い慢性の呼吸器疾患の原因とされている。

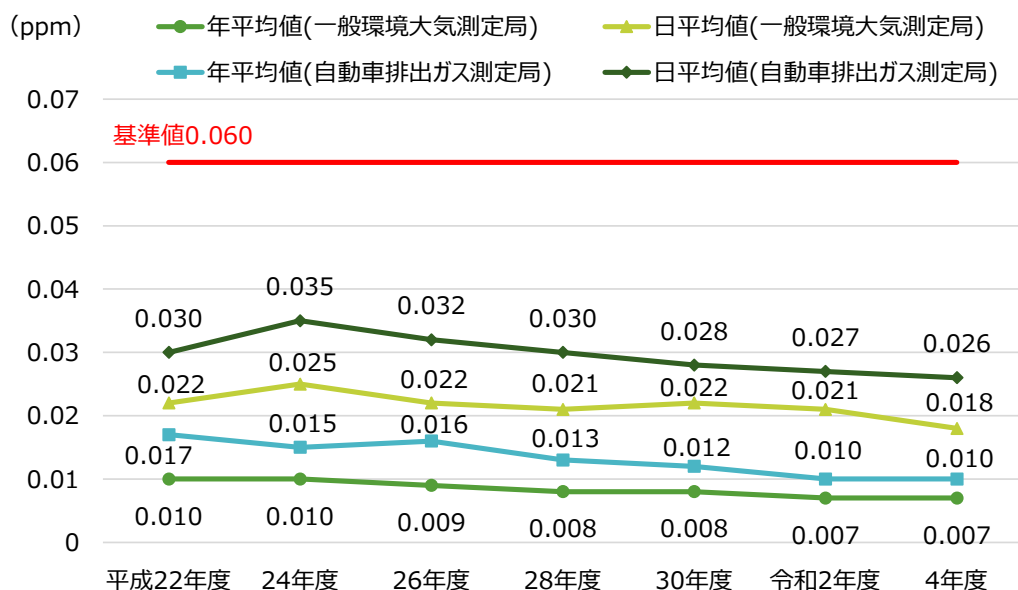
2) 大気汚染の現状

① 二酸化窒素

二酸化窒素は、燃焼によって窒素化合物や空気中の窒素が酸化されて発生するもので、その大部分は一酸化窒素として大気中に排出され大気中で酸化して二酸化窒素となり、喉や肺など呼吸器系に影響を及ぼす恐れがあります。

市内では、一般環境大気測定局と自動車排出ガス測定局で測定しており、平成 14 年度以降は、いずれの測定局でも環境基準以内となっています。

【二酸化窒素濃度の推移】



◆二酸化窒素濃度の推移

(単位：ppm)

区分		平成 22 年度	24 年度	26 年度	28 年度	30 年度	令和 2 年度	4 年度
一般環境大 気観測局	年平均値	0.010	0.010	0.009	0.008	0.008	0.007	0.007
	日平均値	0.022	0.025	0.022	0.021	0.022	0.021	0.018
自動車排出 ガス測定局	年平均値	0.017	0.015	0.016	0.013	0.012	0.010	0.010
	日平均値	0.030	0.035	0.032	0.030	0.028	0.027	0.026
基準値		0.060	0.060	0.060	0.060	0.060	0.060	0.060

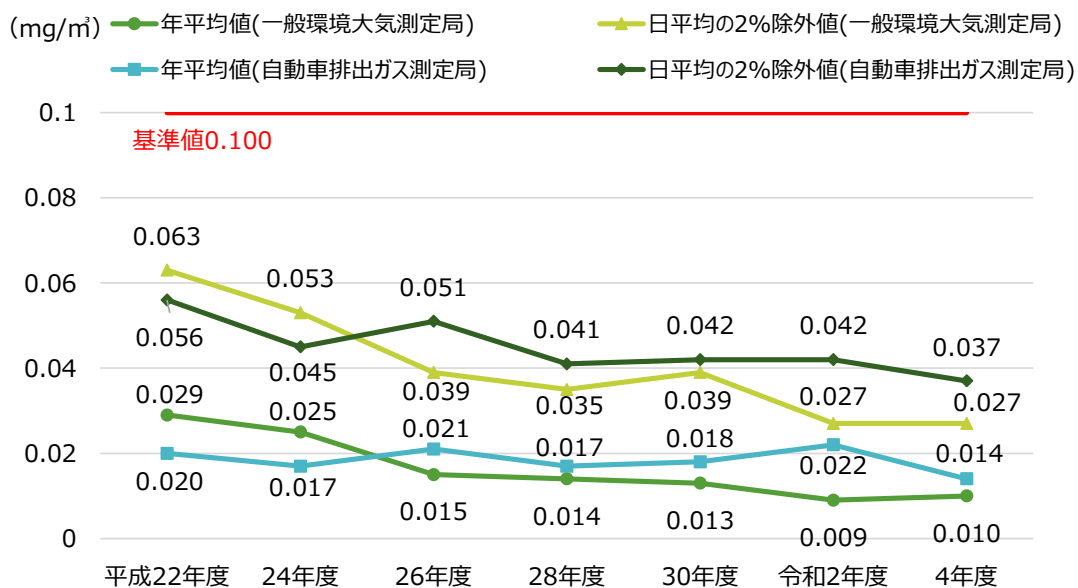
(資料) 塩竈市の環境、宮城県環境白書

② 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質は、大気中に浮遊する粒径 10 μ m以下の粒子状物質のことで、気管や肺まで到達し呼吸器系に影響を及ぼす恐れがあり、一般的には工場・事業場の排出ガスに加え、自動車排出ガスも一因であると考えられています。

市内では、一般環境大気測定局と自動車排出ガス測定局で測定し、やや減少傾向で推移しており、どちらの測定局でも環境基準以内となっています。

【浮遊粒子状物質濃度の推移】



◆浮遊粒子状物質濃度の推移

(単位：mg/m³)

区分		平成 22 年度	24 年度	26 年度	28 年度	30 年度	令和 2 年度	4 年度
一般環境大 気観測局	年平均値	0.029	0.025	0.015	0.014	0.013	0.009	0.010
	日平均値	0.063	0.053	0.039	0.035	0.039	0.027	0.027
自動車排出 ガス測定局	年平均値	0.020	0.017	0.021	0.017	0.018	0.022	0.014
	日平均値	0.056	0.045	0.051	0.041	0.042	0.042	0.037
基準値		0.100	0.100	0.100	0.100	0.100	0.100	0.100

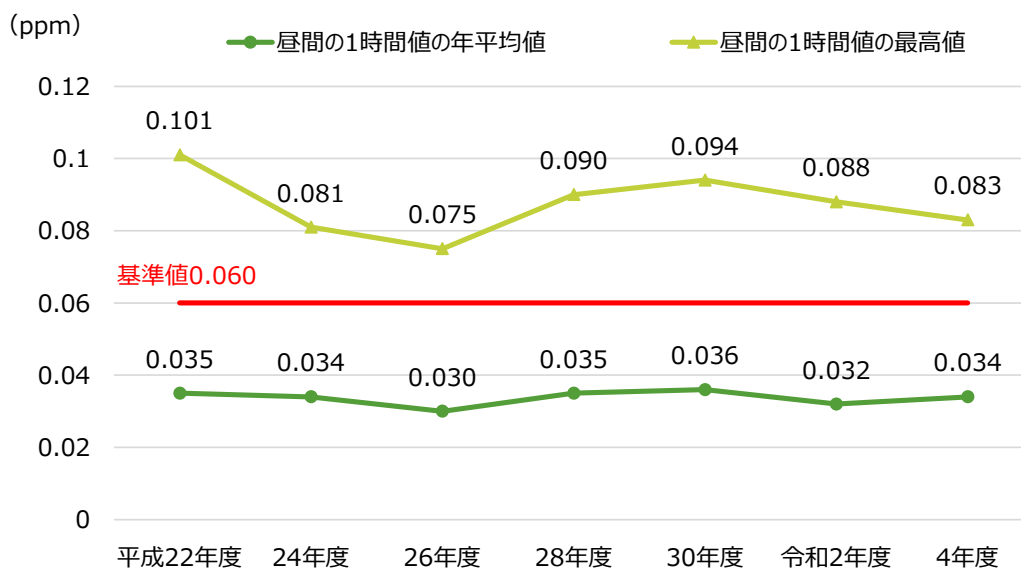
(資料) 塩竈市の環境、宮城県環境白書

③ 光化学オキシダント

光化学オキシダントは、大気中で窒素酸化物や炭化水素などの大気汚染物質が、太陽光の紫外線の働きにより光化学反応を起こして生成される酸化性物質です。目や喉などの粘膜に影響を及ぼす恐れがあり、光化学オキシダント濃度が 0.12ppm という状態が長期間に及ぶと判断された時は、光化学スモッグ注意報が発令されます。

市内では、一般環境大気測定局で測定していますが、全国的にみても光化学オキシダントの環境基準達成率は大変低い状況であり、本市でも環境基準を達成していません。

【光化学オキシダント濃度の推移】



◆光化学オキシダント濃度の推移

(単位：ppm)

区分	平成 22 年度	24 年度	26 年度	28 年度	30 年度	令和 2 年度	4 年度
年平均値	0.035	0.034	0.030	0.035	0.036	0.032	0.034
最高値	0.101	0.081	0.075	0.090	0.094	0.088	0.083
基準値	0.060	0.060	0.060	0.060	0.060	0.060	0.060

(資料) 塩竈市の環境、宮城県環境白書

3) 水環境

① 河川の状況

本市では、公共用水域水質調査として水質測定と水生生物調査^{※30}を行っており、水質測定は、市内を流れる新町川・宮町川・石田川の5地点と貞山運河で測定し、水生生物調査は石田川の2地点で実施しています。

ここでは、測定項目のうち有機汚濁物質による水質汚濁の度合いを示すBOD^{※31}（生物化学的酸素要求量）に着目して水質を評価しました。

ア 新町川

新町川は、市内中心部を流れて松島湾に流入する都市下水路で、河川として唯一の環境基準型のC類型に指定され、基準点として常盤橋で測定を行っています。BOD環境基準内（5mg/ℓ以下）となっています。

イ 宮町川

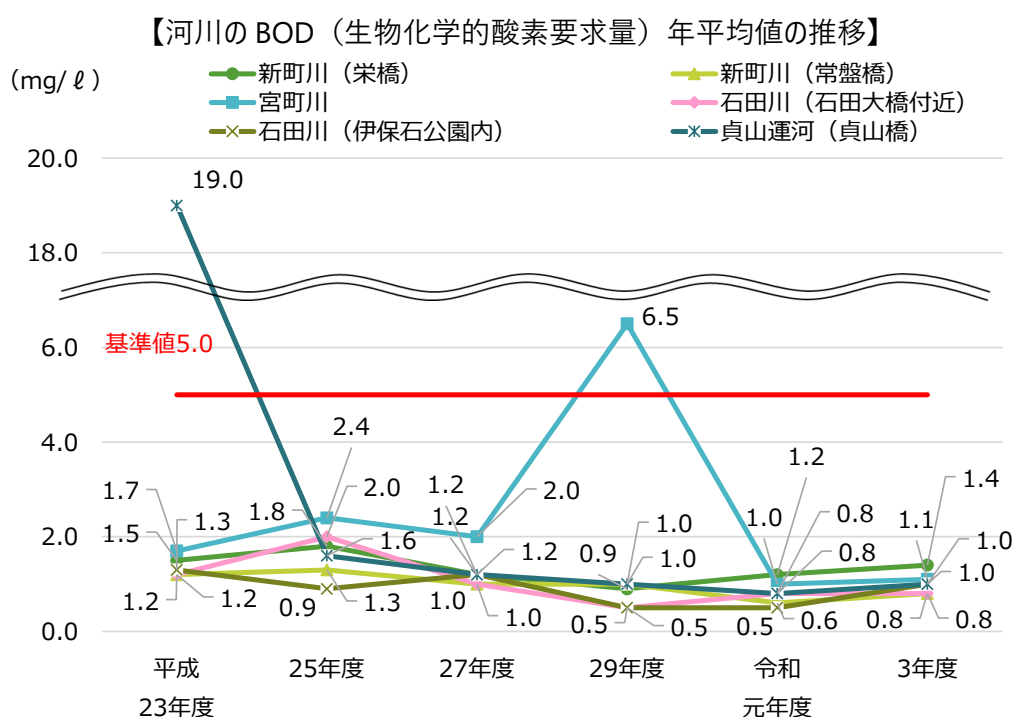
水路的作用の宮町川は、類型指定されていませんが、令和3年度は1.1mg/ℓのBOD値が観測され、環境基準内となっています。

ウ 石田川

水路的小河川として親しまれている石田川は、本市の北西部丘陵地帯から浜田湾に流入しており、類型指定されていませんが、調査を行った2地点はいずれも環境基準内となっています。

エ 貞山運河

本市の区域外の貞山運河は、貞山橋の七ヶ浜町側で県が測定しており、C類型に指定されています。令和3年度は1.0mg/ℓのBOD値が観測され、環境基準内となっています。



◆河川のBOD（生物化学的酸素要求量）年平均値の推移

区分はC類型基準（単位：mg/ℓ）

区分		平成 23 年度	25 年度	27 年度	29 年度	令和 元年度	3 年度
新町川 A	栄橋	1.5	1.8	1.2	0.9	1.2	1.4
新町川 B	常盤橋	1.2	1.3	1.0	1.0	0.6	0.8
宮町川	小松崎1番1号 付近	1.7	2.4	2.0	6.5	1.0	1.1
石田川 A	石田大橋付近	1.2	2.0	1.0	0.5	0.8	0.8
石田川 B	伊保石公園内	1.3	0.9	1.2	0.5	0.5	1.0
貞山運河	貞山橋	19.0	1.6	1.2	1.0	0.8	1.0
基準値		5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0

（資料）塩竈市の環境、公共用水域水質測定結果（環境省）

※30 【水生生物調査】河川に生息する水生生物のうち、分類が簡単で水質のものさし（指標）となる16種（さわがに、ひる、いとみみずなど）について調査を行い、その水質の階級づけを行う。環境省で市民参加を呼びかけ、昭和59年から全国で実施されている。

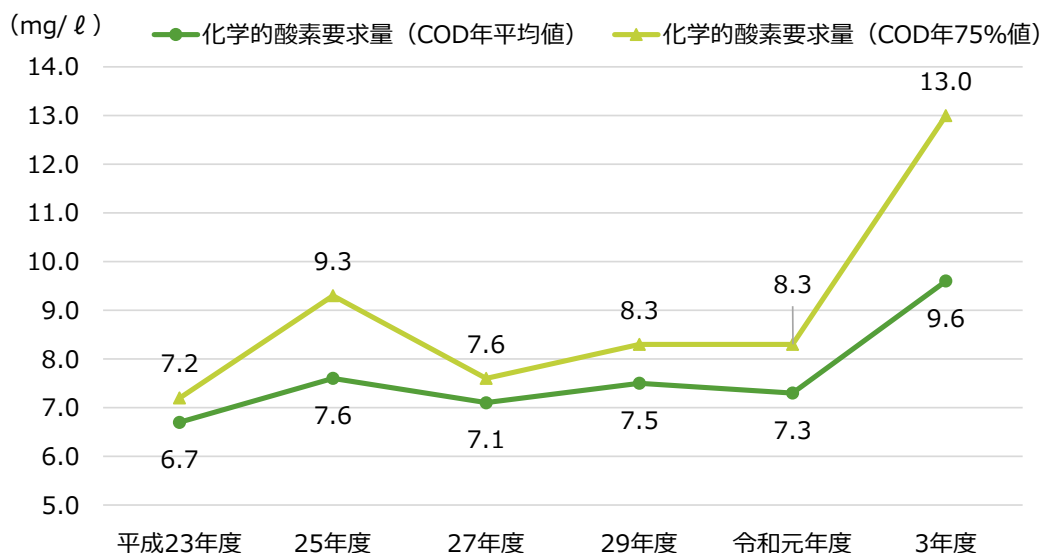
※31 【BOD】Biochemical Oxygen Demand（バイオケミカル・オキシジェン・デマンド）の略。生物化学的酸素要求量。河川の汚濁の度合を表す指標で、水中の有機物等が微生物により分解されるときに必要な酸素の量で表したものの。

② 湖沼の状況

本市の南西部には、塩竈市、多賀城市、利府町にまたがる加瀬沼があり、環境基準の類型指定はありませんが、県が加瀬沼出口で水質調査を行っています。

湖沼では、COD^{※32}（化学的酸素要求量）に着目して評価しますが、加瀬沼出口では、令和3年度は9.6mg/ℓと増加しました。

【加瀬沼のCOD（化学的酸素要求量）年平均値の推移】



◆加瀬沼のCOD（化学的酸素要求量）年平均値の推移

（単位：mg/ℓ）

区分	平成 23 年度	25 年度	27 年度	29 年度	令和 元年度	3 年度
加瀬沼出口	6.7	7.6	7.1	7.5	7.3	9.6

（資料）塩竈市の環境

※32 【COD】Chemical Oxygen Demand（ケミカル・オキシジェン・デマンド）の略。化学的酸素要求量。海域や湖沼の汚濁の度合を表す指標で、有機物等の量を過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するときに消費される酸素の量で表したものの。

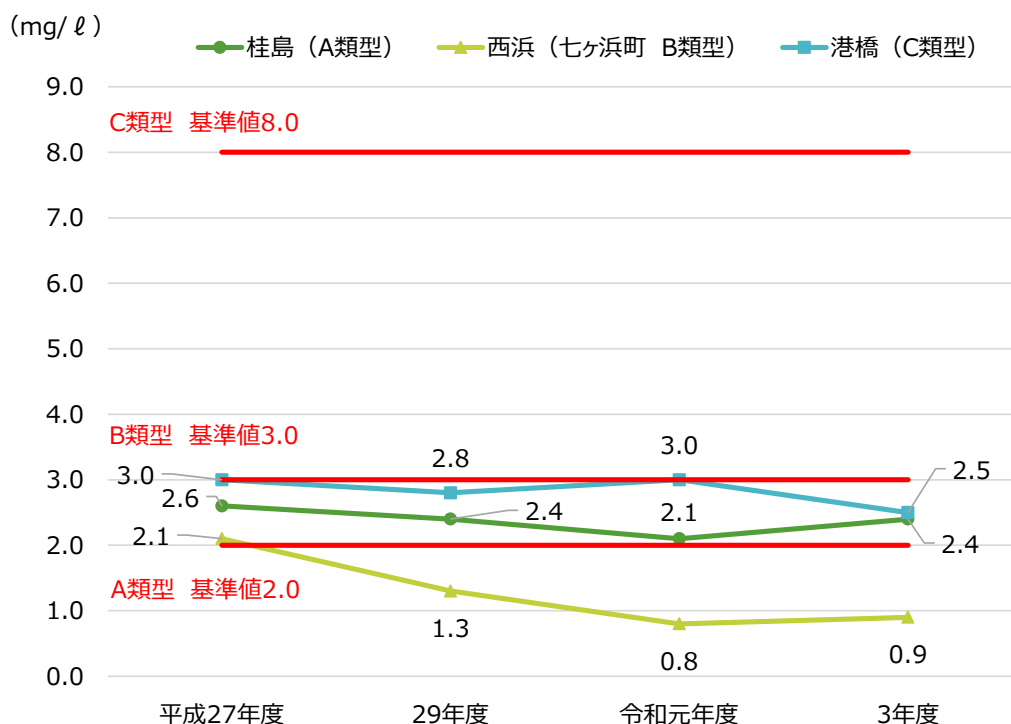
③ 海域の状況

市内の河川が流れ込む松島湾では、環境基準の類型指定になっている3水域で県が測定を行っています。

類型指定地点は、桂島（A 類型）、西浜（七ヶ浜町 B 類型）、港橋（C 類型）で、沖合いの地点ほど環境基準が厳しく設定されています。

海域のCODの評価は、近年、B 類型及び C 類型の地点では基準値以内ですが、A 類型の桂島では基準値を僅かに超過しています。

【松島湾のCOD（化学的酸素要求量）年平均値の推移】



◆松島湾のCOD（化学的酸素要求量）年平均値の推移

(単位: mg/ℓ)

区分	平成 27 年度	29 年度	令和 元年度	3 年度
桂島 (A 類型)	2.6	2.4	2.1	2.4
西浜 (七ヶ浜町 B 類型)	2.1	1.3	0.8	0.9
港橋 (C 類型)	3.0	2.8	3.0	2.5

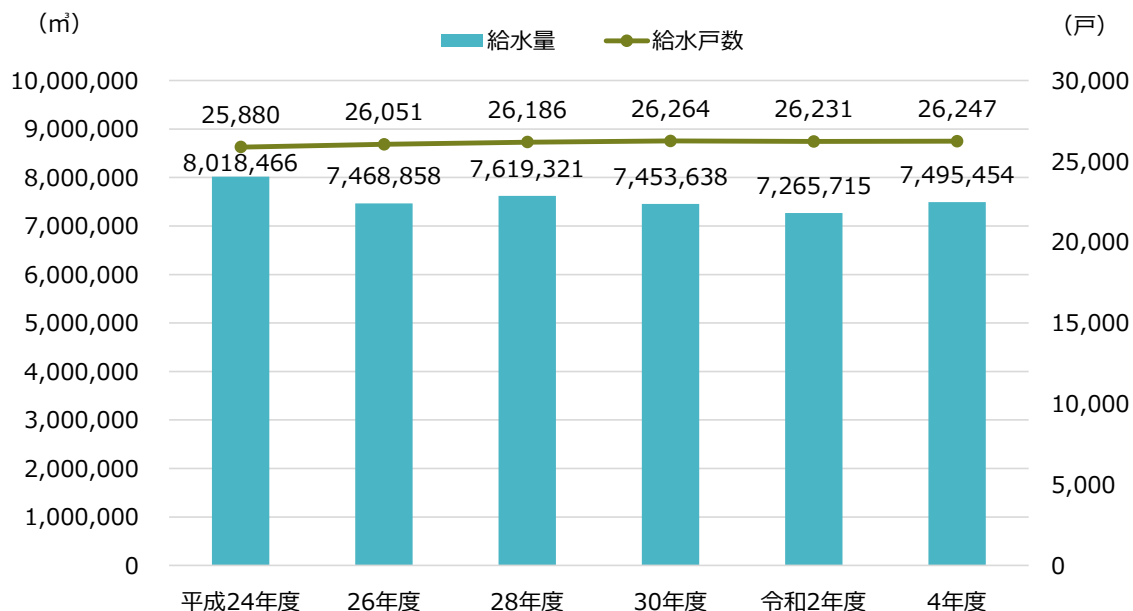
(資料) 塩竈市環境課

4) 上水道給水量

上水道給水区域（行政区域外も含む）における給水戸数は、近年 26,000 戸程度で、ほぼ横ばいで推移しています。

給水量はやや減少傾向にあり、令和 4 年度には 7,495,454 m³で、平成 24 年度に比べ 6.5%程度の減少となっています。

【上水道給水戸数・給水量の推移】



◆上水道給水戸数・給水量の推移

区分	平成 24 年度	26 年度	28 年度	30 年度	令和 2 年度	4 年度	令 4/平 24 増減率 (%)
給水量 (m³)	8,018,466	7,468,858	7,619,321	7,453,638	7,265,715	7,495,454	△6.5
給水戸数 (戸)	25,880	26,051	26,186	26,264	26,231	26,247	+1.4

(資料) 塩竈市の環境

5) 下水道の普及の状況

① 生活排水処理の状況

令和 4 年度末の水洗化人口は 50,483 人、普及率は 97.1%に達しています。

一方、非水洗化人口が 1,492 人となっており、更なる下水道整備が必要です。下水道整備が完了するまでは、し尿処理施設の維持が必要になるため、本市では、松島湾の排出基準が強化されるのを契機に、近隣 1 市 3 町と塩釜地区環境組合（現塩釜地区消防事務組合環境課）を発足させ、広域でし尿処理施設の建設を行い、平成 11 年度から供用開始しています。

◆生活排水※33 処理形態別人口（令和4年度末現在）

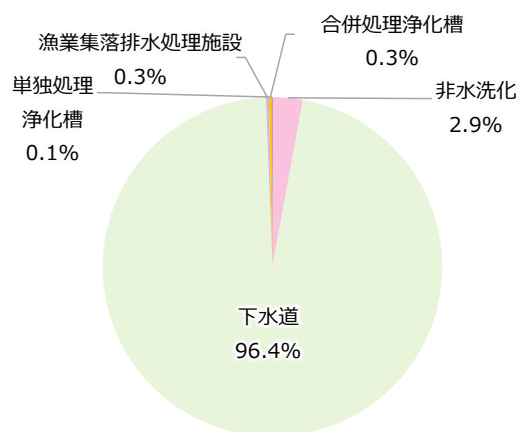
区分		人口 (人)	普及率 (%)
非水洗化		1,492	2.9
水洗化		50,483	97.1
内訳	下水道	50,117	96.4
	漁業集落排水処理施設※34	143	0.3
	合併処理浄化槽※35	144	0.3
	単独処理浄化槽※35	34	0.1
合計		51,975	100.0

（資料）塩竈市の環境、塩竈市統計書

※33 【生活排水】し尿と日常生活に伴って排出される炊事・洗濯・入浴などからの排水をいう。

※34 【漁業集落排水処理施設】雨水排水や生活排水などを処理する漁村集落の施設のこと。海洋汚濁などを防止し、自然環境の保全と快適で健康な生活の向上を目的として整備する。

※35 【合併処理浄化槽／単独処理浄化槽】し尿等の生活排水を微生物の働きなどを利用して浄化する施設のことを浄化槽という。し尿だけを浄化する単独処理浄化槽に対し、し尿と炊事、風呂、洗濯などの排水を併せて浄化する施設を合併処理浄化槽という。

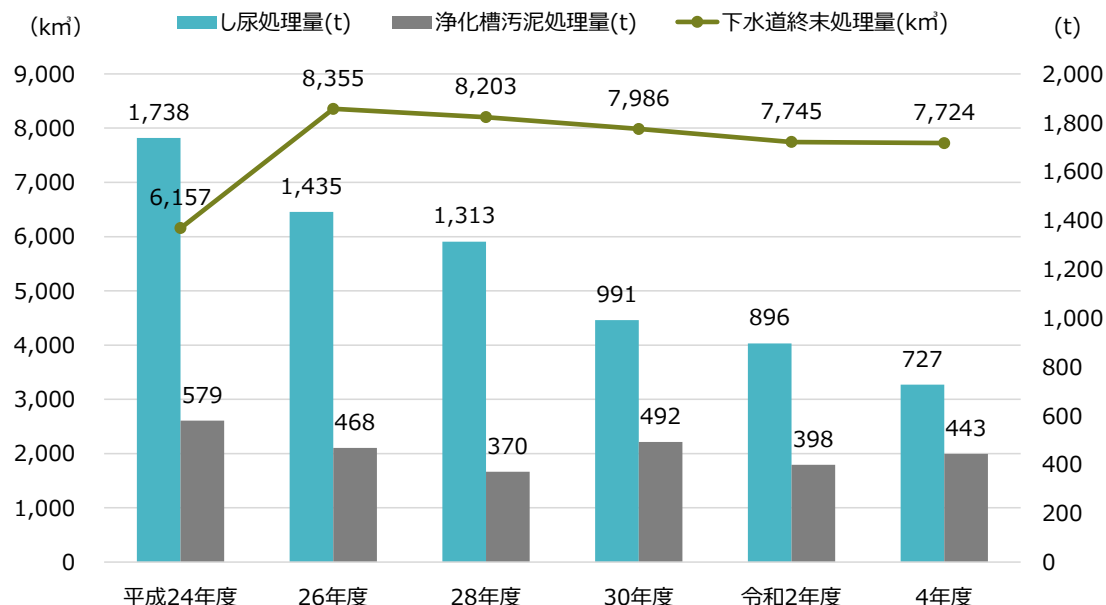


② 下水道整備の状況

本市では、市民の快適なくらしと、閉鎖水域である松島湾の水質汚濁防止のため、昭和33年から下水道整備を始めました。

昭和53年に仙塩流域下水道終末施設との一部接続により下水道普及率が向上し、し尿処理及び浄化槽汚泥処理が大幅に減少しています。

【下水道、し尿、浄化槽汚泥処理量の推移】



◆下水道、し尿、浄化槽汚泥処理量の推移

区分	平成 24年度	26年度	28年度	30年度	令和 2年度	4年度	令4/平24 増減率 (%)
下水道終末処理量 (km³)	6,157	8,355	8,203	7,986	7,745	7,724	+25.5
し尿処理量 (t)	1,738	1,435	1,313	991	896	727	△58.2
浄化槽汚泥処理量 (t)	579	468	370	492	398	443	△23.5

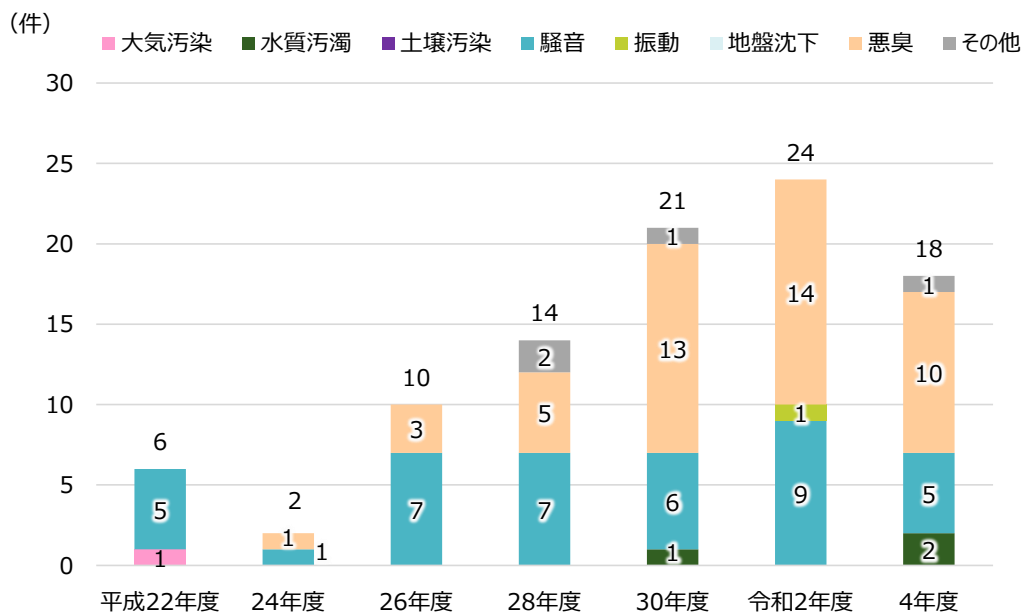
（資料）塩竈市の環境

6) 公害苦情の現状

令和4年度の公害苦情件数は18件で、感覚公害と呼ばれる騒音・悪臭などに関する苦情が大半を占めています。

また、環境基本法^{※36}において公害として列挙されたものを「典型7公害」と呼び、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭に分類されていますが、これらに係る発生源別の近年の苦情は、工事業、製造業、家庭生活を発生源とする苦情が主なものとなっています。

【種類別公害苦情件数の推移】



◆種類別公害苦情件数の推移

(単位: 件)

区分	平成 22年度	24年度	26年度	28年度	30年度	令和 2年度	4年度
大気汚染	1	0	0	0	0	0	0
水質汚濁	0	0	0	0	1	0	2
土壌汚染	0	0	0	0	0	0	0
騒音	5	1	7	7	6	9	5
振動	0	0	0	0	0	1	0
地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0
悪臭	0	1	3	5	13	14	10
その他	0	0	0	2	1	0	1
合計	6	2	10	14	21	24	18

(資料) 塩竈市の環境

※36 【環境基本法】日本の環境施策の土台となる法で、環境問題に対処する総合的な政策を進めるために、理念、国・地方公共団体・事業者・国民の責務、環境保全政策の基本事項などを定めている。平成5年成立。

◆発生源別公害苦情件数の推移

(単位：件)

区分	平成 22 年度	24 年度	26 年度	28 年度	30 年度	令和 2 年度	4 年度
農業・漁業	0	0	0	0	0	0	0
工事業	2	0	2	2	5	1	3
製造業	0	1	2	6	0	7	6
電気・ガス・熱供給・ 水道業	0	0	0	0	0	1	0
運輸・通信業	1	0	1	1	0	0	0
サービス業	0	1	1	1	1	0	2
家庭生活	0	0	2	4	4	9	4
〃 (ペット)	0	0	0	0	4	0	0
道路	0	0	0	0	0	0	0
その他	3	0	1	0	3	2	1
不明	0	0	1	0	4	4	2
合計	6	2	10	14	21	24	18

(資料) 塩竈市の環境

7) 悪臭の現状

悪臭は、一般に人の嗅覚に直接作用して嫌悪感を与えます。近年、市街地の拡大により悪臭発生
源に近接して住宅が建築されるようになり、感覚公害として問題になっています。

令和 4 年度に市に寄せられた悪臭苦情は 10 件で、発生源としては、主に製造業種からの発生でした。

◆臭気指数による悪臭測定の結果 (令和 4 年 5 月調査)

(単位：臭気指数)

測定場所	測定臭気指数	規制基準臭気指数
新浜町公園内	10 未満	15

(資料) 塩竈市の環境

◆悪臭苦情件数の推移

(単位：件)

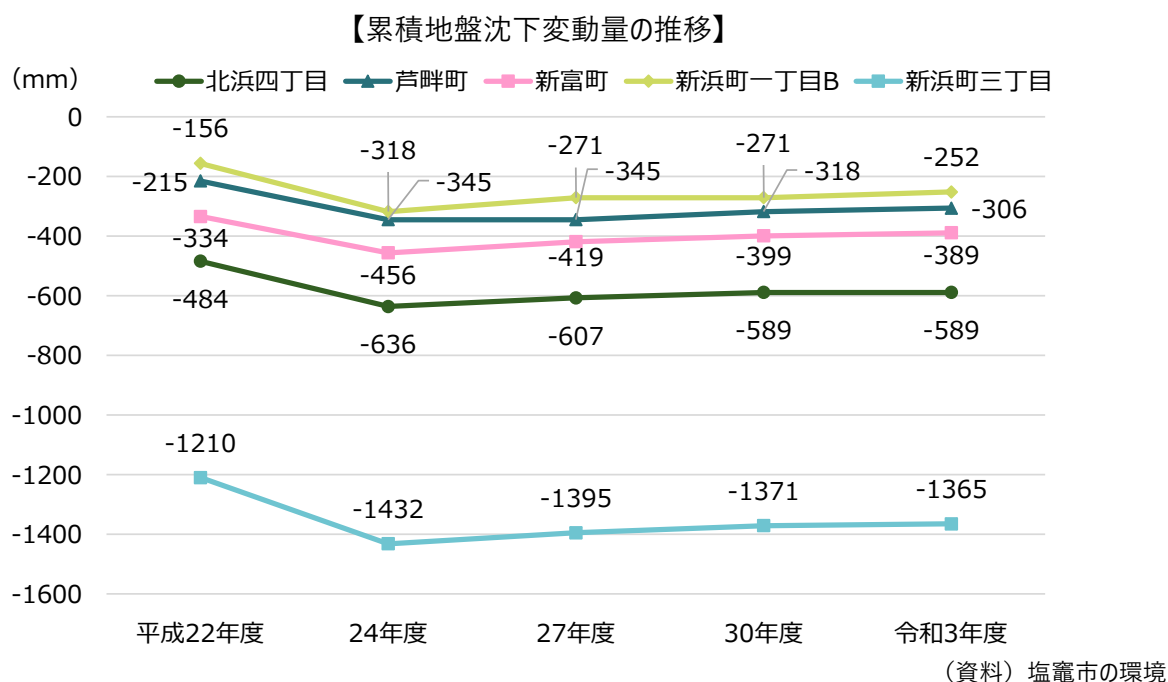
区分	平成 22 年度	24 年度	26 年度	28 年度	30 年度	令和 2 年度	4 年度
苦情件数	0	1	3	5	13	14	10

(資料) 塩竈市の環境

8) 地盤沈下

本市では、埋立地に見られる圧密沈下と呼ばれる、水を多く含んだ地盤が建物などの重みにより自然に沈んでいく地盤沈下が生じています。

市では、平成 24 年度以降は、3 年ごとに、市内の 15 地点（現在）で水準測量調査を行ってきました。この調査は、仙台平野地域として、国土地理院、宮城県、隣接市町との協力で実施（9 地点）されるものと、市独自で実施（6 地点）するものがあります。地盤沈下は、全ての観測点において設置年と比較し沈下がみられます。また、平成 24 年度の調査においては、全ての観測点で東日本大震災の影響により大幅な沈下となりました。しかし、平成 27 年度以降の調査においては震災後の余効変動のため隆起傾向となっています。



○最新年度において、累積地盤沈下変動量大きい5か所をグラフ化している。

◆累積地盤沈下量の推移（100mm 以上の沈下地点）

調査地点	昭和 49 年度からの累積変動量 (mm)					備考
	平成 22 年度	24 年度	27 年度	30 年度	令和 3 年度	
新浜町三丁目	-1,210	-1,432	-1,395	-1,371	-1,365	
北浜四丁目	-484	-636	-607	-589	-589	S59 再設
新富町	-334	-456	-419	-399	-389	
芦畔町	-215	-345	-345	-318	-306	S59 再設 H27 亡失仮点 H30 再設
新浜町一丁目 B	-156	-318	-271	-271	-252	S50 移転 H30 亡失 H30 再設
錦町	-221	-322	-281	-253	-243	
港町二丁目	-108	-210	-180	-152	-137	H3 再設
新浜町一丁目 A	-130	-229	-183	-153	-135	
宮町	-112	-194	-151	-123	-107	S58 再設

(資料) 塩竈市の環境

○平成 17 年度までは毎年調査をしていたが、平成 18 年度からは 2 年ごとに調査を実施。平成 24 年度からは 3 年ごとに調査を実施。調査地点の新浜町一丁目 B は昭和 50 年度に移転、宮町は昭和 58 年度に北浜四丁目及び芦畔町は昭和 59 年度に再設。平成 24 年度分は、東日本大震災の影響により沈下量は参考値。

9) 騒音・振動

① 騒音による苦情

騒音・振動は、人に心理的・感覚的な不快感や嫌悪感を与えます。

騒音に係る苦情の発生源は、工事業、製造業、家庭生活など多様です。令和4年度の騒音苦情件数は5件でした。

◆発生源別騒音苦情件数の推移

(単位：件)

区分	平成 22年度	24年度	26年度	28年度	30年度	令和 2年度	4年度
工事業	1	0	2	2	4	1	3
製造業	0	1	1	2	0	1	0
運輸・通信業	0	0	1	1	0	0	0
サービス業	1	0	1	0	0	0	1
公務	0	0	0	0	0	0	0
家庭生活	0	0	1	2	1	5	1
〃 (ペット)	0	0	0	0	0	0	0
道路	0	0	0	0	0	0	0
その他	3	0	1	0	1	2	0
合計	5	1	7	7	6	9	5

(資料) 塩竈市の環境

② 自動車騒音に係る苦情

自動車騒音に関しては「騒音規制法」で基準が定められており、「宮城県自動車交通公害防止計画」に基づいて対策に取り組んでいます。

令和4年度の等価騒音レベル測定値をみると、北浜沢乙線と玉川利府線は、昼・夜とも要請限度は下回っているものの、環境基準値を上回る騒音レベルとなっています。

◆自動車騒音測定状況：地点評価（令和3年度、令和4年度測定）

(単位：dB^{※37})

路線名	観測地点名	環境基準 地域類型	車線 数	等価騒音レベル測定値（環境基準値/要請限度 ^{※38} ）		
				年度	昼 6:00～22:00	夜 22:00～6:00
仙台塩釜線	舟入一丁目	C	2	令和3年度	66.0 (70/75)	61.0 (65/70)
				令和4年度	65.0 (70/75)	59.0 (65/70)
北浜沢乙線	北浜四丁目	C	3	令和3年度	72.0 (65/75)	67.0 (60/70)
				令和4年度	71.0 (65/75)	67.0 (60/70)
玉川利府線	玉川一丁目	B	2	令和3年度	71.0 (65/75)	67.0 (60/70)
				令和4年度	70.0 (65/75)	66.0 (60/70)

(資料) 塩竈市の環境

○環境基準値類型

- ・Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- ・Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- ・Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

※37 【dB】音の強さや音圧を表す単位「デシベル」の記号のこと。騒音の大きさは、聴感補正を加味して、dBまたはdB [A]で表示する。

※38 【要請限度】要請限度には、自動車騒音に係るものと道路交通振動に係るものがある。ここでは自動車騒音に係る要請限度について記述する。騒音規制法においては、市町村長は指定地域内で騒音の測定を行った場合に、その自動車騒音がある限度を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、都道府県公安委員会に対して、道路交通法に基づく対策を講じるよう要請することができるという。この判断の基準となる値を要請限度という。

◆自動車騒音測定状況：面的評価（令和3年度測定）

路線名	観測地点名	評価対象住居等戸数	環境基準達成戸数 (戸)			環境基準達成率 (%)		
			全日	昼間のみ	夜間のみ	全日	昼間のみ	夜間のみ
国道45号線	花立町 22～花立町 1	245	208	1	0	84.9	0.4	0.0
	花立町 1～尾島町 24	287	249	0	0	86.8	0.0	0.0
	尾島町 24～港町二丁目 6	48	48	0	0	100.0	0.0	0.0
	港町一丁目 5～海岸通 1	119	119	0	0	100.0	0.0	0.0
	海岸通 2～北浜四丁目 12	370	369	0	1	99.7	0.0	0.3
	北浜四丁目 12～北浜四丁目 14	32	32	0	0	100.0	0.0	0.0
	北浜四丁目 14～新浜町一丁目 7	37	27	10	0	73.0	27.0	0.0
	新浜町一丁目 7～新浜町二丁目 1	24	20	4	0	83.3	16.7	0.0
	新浜町二丁目 1～杉の入三丁目 1	1	1	0	0	100.0	0.0	0.0
	杉の入三丁目 1～青葉ヶ丘 39	21	16	5	0	76.2	23.8	0.0
塩釜吉岡線	宮町 2～赤坂 10	225	224	0	1	99.6	0.0	0.4
	赤坂 10～栄町 9	169	169	0	0	100.0	0.0	0.0
	大日向町 40～大日向町 42	15	15	0	0	100.0	0.0	0.0
塩釜港線	貞山通二丁目 7～港町一丁目 5	59	59	0	0	100.0	0.0	0.0
仙台塩釜線	芦畔町 15-20～牛生町 9	53	53	0	0	100.0	0.0	0.0
	牛生町 9～中の島 5	46	44	0	2	95.7	0.0	4.3
	中の島 5～港町 2 丁目 16	12	12	0	0	100.0	0.0	0.0
泉塩釜線	袖野田町 22～東玉川町 3	200	200	0	0	100.0	0.0	0.0
	東玉川町 3～赤坂 9	289	289	0	0	100.0	0.0	0.0
塩釜七ヶ浜多賀城線	南町 4～錦町 14	272	272	0	0	100.0	0.0	0.0

(資料) 塩釜市の環境

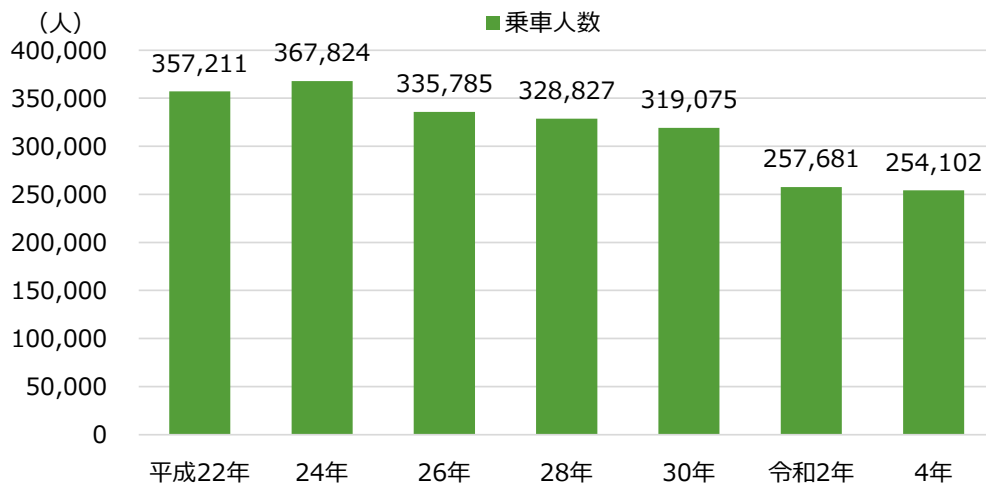
10) 交通

① 市内循環バスの利用状況

市内循環バスは、公共施設や JR 各駅などを結び、日常生活の利便性を図ることを目的として、昭和 63 年から運行が始まりました。

「しおナビバス」の乗車人数は、平成 24 年頃までは増加していましたが、それ以降は減少傾向となっています。また、「しおナビバス」の空白地域への交通機関として運行を開始した「NEW しおナビバス」の乗車人数は、平成 30 年頃までは増加傾向にあったものの、新型コロナウイルス感染症の影響で一度減少し、その後増加しています。

【市内循環バス「しおナビバス」年間乗車人数の推移】

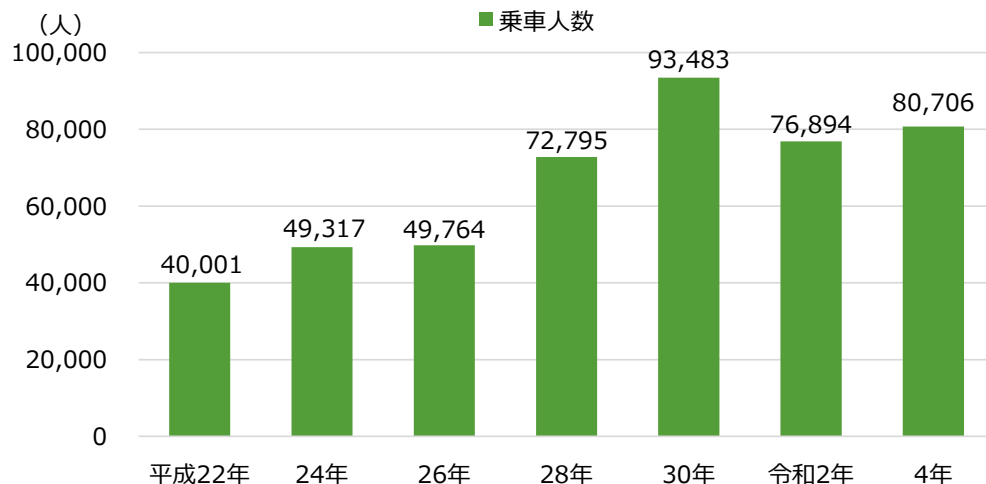


◆「しおナビバス」乗車人数の推移

区分	平成 22 年	24 年	26 年	28 年	30 年	令和 2 年	4 年	令和 4/平成 22 増減率 (%)
乗車人数 (人)	357,211	367,824	335,785	328,827	319,075	257,681	254,102	△28.9
経常収益 (千円)	32,320	33,181	29,321	28,931	28,066	22,195	22,201	△31.3
助成額 (千円)	4,611	4,587	8,850	13,209	17,753	26,682	28,232	+512.3

(資料) 塩竈市の環境

【「NEW しおナビバス」年間乗車人数の推移】



◆「NEW しおナビバス」乗車人数の推移

区分	平成 22 年	24 年	26 年	28 年	30 年	令和 2 年	4 年	令和 4/平成 22 増減率 (%)
乗車人数 (人)	40,001	49,317	49,764	72,795	93,483	76,894	80,706	+101.8
運賃収入 (千円)	3,919	4,842	4,844	7,085	9,114	7,388	7,571	+93.2
運行委託費支払額 (千円)	1,698	3,114	3,372	10,550	11,351	17,032	16,919	+896.4

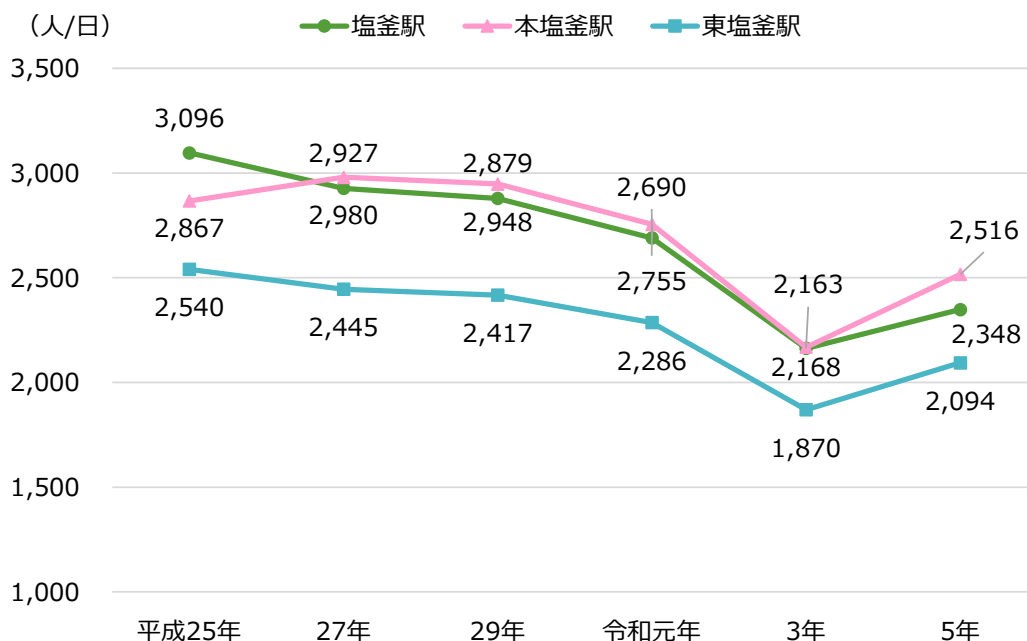
(資料) 塩竈市の環境

② 市内 JR の利用状況

市内には、JR 東北本線の塩釜駅と、JR 仙石線の本塩釜駅、東塩釜駅、西塩釜駅の 4 駅があります。

各駅の一日当たり乗車人員は概ね減少傾向が続いており、令和 3 年頃には新型コロナウイルス感染症の影響で急激に減少しましたが、令和 5 年には回復傾向を示しています。

【市内 JR 駅一日当たり乗車人員の推移】



◆市内 JR 駅 1 日当たり乗車人員の推移

(単位：人/日)

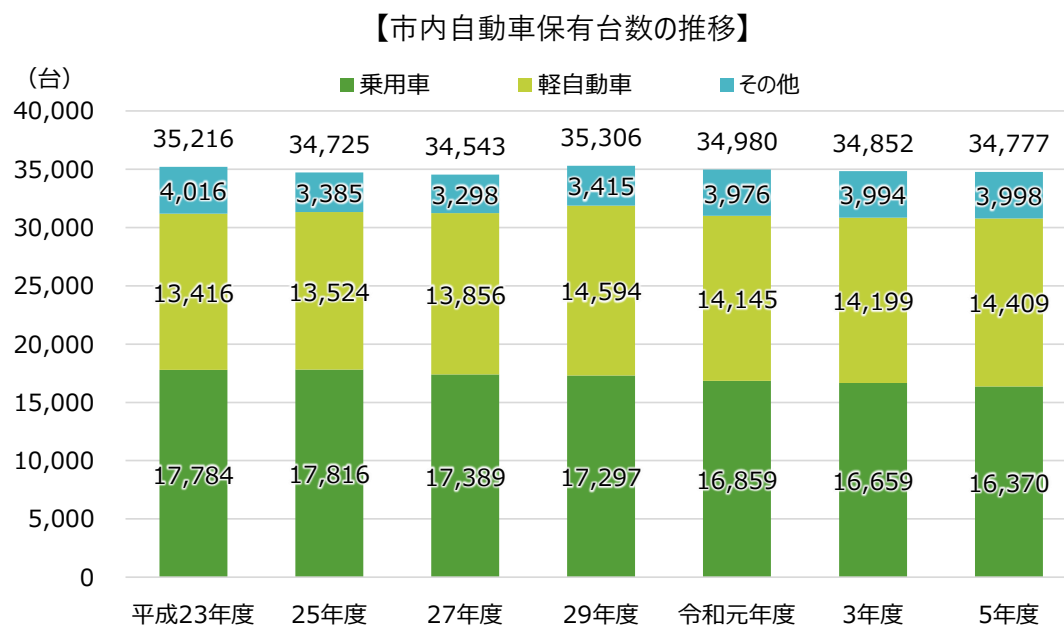
駅名	平成 25 年	27 年	29 年	令和 元年	3 年	5 年	令 5/平 25 増減率 (%)
塩釜駅	3,096	2,927	2,879	2,690	2,163	2,348	△24.2
本塩釜駅	2,867	2,980	2,948	2,755	2,168	2,516	△12.2
東塩釜駅	2,540	2,445	2,417	2,286	1,870	2,094	△17.6
西塩釜駅	-	-	-	-	-	-	-
合計	8,503	8,352	8,244	7,731	6,201	6,958	△18.2

(資料) 東日本旅客鉄道株式会社ホームページ

○平成 18 年度以降西塩釜駅は非公表

③ 市内自動車保有台数の推移

自動車保有台数は若干減少傾向で推移しています。車種別の内訳をみると、乗用車は減少傾向にありますが、軽自動車は緩やかに増加しています。



◆市内自動車保有台数の推移（各年度末現在）

(単位: 台)

車種	平成 23 年度	25 年度	27 年度	29 年	令和 元年	3 年度	5 年度	令 5/平 23 増減率 (%)
乗用車	17,784	17,816	17,389	17,297	16,859	16,659	16,370	△8.0
軽自動車	13,416	13,524	13,856	14,594	14,145	14,199	14,409	+7.4
その他	4,016	3,385	3,298	3,415	3,976	3,994	3,998	△0.4
合計	35,216	34,725	34,543	35,306	34,980	34,852	34,777	△1.2

(資料) 塩竈市の環境、東北運輸局ホームページ

11) 歴史・文化

市内の文化財は下表に示すとおりで、鹽竈神社のある一森山と浦戸諸島に集中しています。

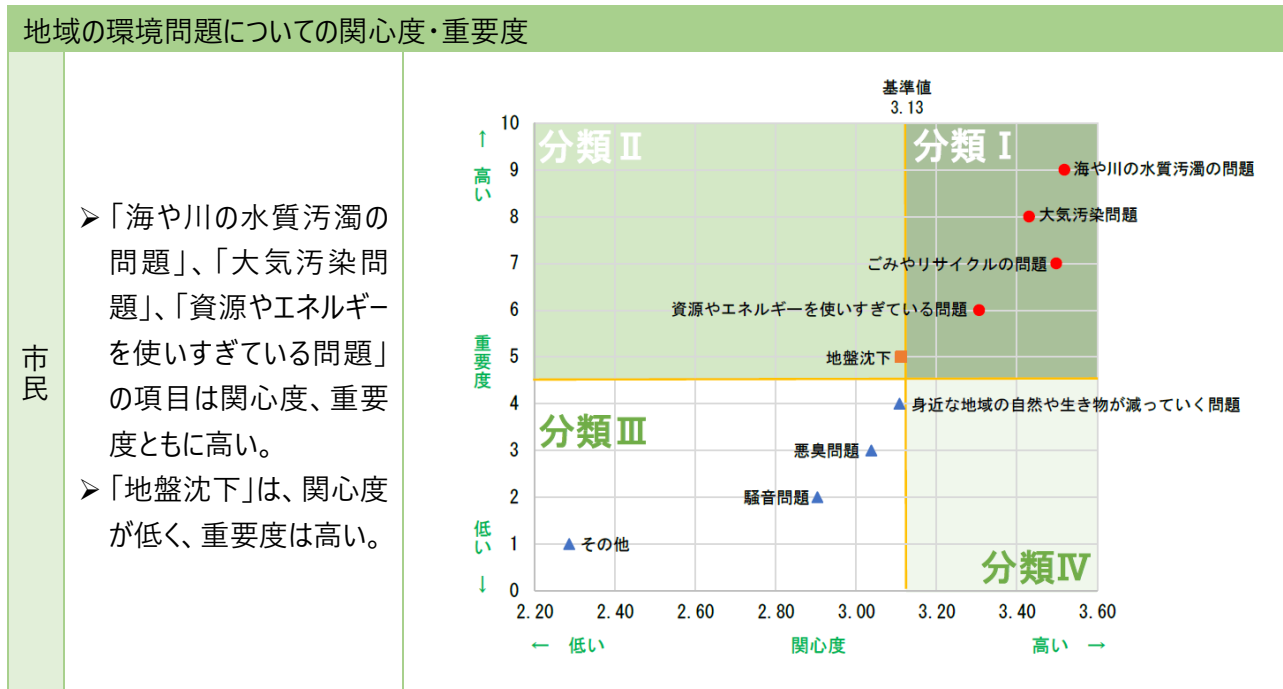
◆塩竈市文化財一覧

名称	種別	所有地（所有者）	指定年月日
国指定文化財			
太刀 銘 来国光	重要文化財	一森山（鹽竈神社博物館）	明治42年 9月 21日
太刀 銘 雲生	重要文化財	一森山（鹽竈神社博物館）	明治42年 9月 21日
特別名勝松島	特別名勝	浦戸諸島	昭和27年 11月 22日
鹽竈神社の鹽竈ザクラ	天然記念物	一森山（鹽竈神社）	昭和62年 12月 17日
鹽竈神社	重要文化財	一森山（鹽竈神社）	平成14年 12月 26日
籬が島（おくのほそ道の風景地）	名勝	新浜町（鹽竈神社）	平成26年 10月 6日
県指定文化財			
多羅葉樹	天然記念物	一森山	昭和45年 10月 30日
藻塩焼神事	無形民俗文化財	本町（御釜神社）	昭和54年 8月 17日
伊達家歴代藩主奉納糸巻太刀 三十五振	有形文化財	一森山（鹽竈神社博物館）	昭和54年 6月 26日
カマ神（竈神面）	有形民俗文化財	一森山（鹽竈神社博物館）	昭和60年 5月 24日
市指定文化財			
志波彦神社	有形文化財	一森山	昭和38年 7月 1日
桂島貝塚	史跡	桂島	昭和44年 9月 18日
四口の神釜	有形民俗文化財	本町（御釜神社）	昭和51年 10月 1日
老杉 御神木	天然記念物	一森山（鹽竈神社）	昭和51年 10月 1日
銅鉄合製燈籠 文化燈籠	有形文化財	一森山（鹽竈神社）	昭和51年 10月 1日
寒風沢造艦の碑	有形文化財	寒風沢	昭和62年 2月 1日
十二支方角石	有形文化財	寒風沢	昭和62年 2月 1日
塩釜村風土記	有形文化財	個人蔵	昭和62年 2月 1日
宮城郡塩竈村下町御蔵入茶畑 御物成小割帳	有形文化財	個人蔵	昭和62年 2月 1日
奥鹽地名集	有形文化財	個人蔵	昭和62年 2月 1日
絵馬「鮭を運ぶアイヌ」	有形文化財	寒風沢神明社 保管：東北歴史博物館	平成10年 7月 1日
塩竈神楽	無形民俗文化財 （民俗芸能）	（保持団体：塩竈神楽保存会）	平成22年 3月 1日
旧塩竈市公民館	有形文化財	本町（塩竈市長）	平成25年 10月 1日
東園寺碑拓本掛け軸 同残欠	有形文化財	旭町（松巖山東園寺）	平成30年 9月 1日
東園寺碑拓本掛け軸 貞享特 令写	有形文化財	一森山 （志波彦神社鹽竈神社）	平成30年 9月 1日
石燈籠	有形文化財	一森山 （志波彦神社鹽竈神社）	平成30年 9月 1日
勝画楼	有形文化財	宮町（塩竈市長）	平成30年 10月 5日
絹本著色仏涅槃図（小池曲江 筆）附納箱	有形文化財	旭町（松巖山東園寺）	令和2年 12月 23日
登録有形文化財			
丹六園店舗兼主屋	有形文化財	宮町	平成26年 4月 25日
ふるさと文化財の森			
志波彦神社鹽竈神社境内林	—	一森山（鹽竈神社）	平成29年 3月 14日

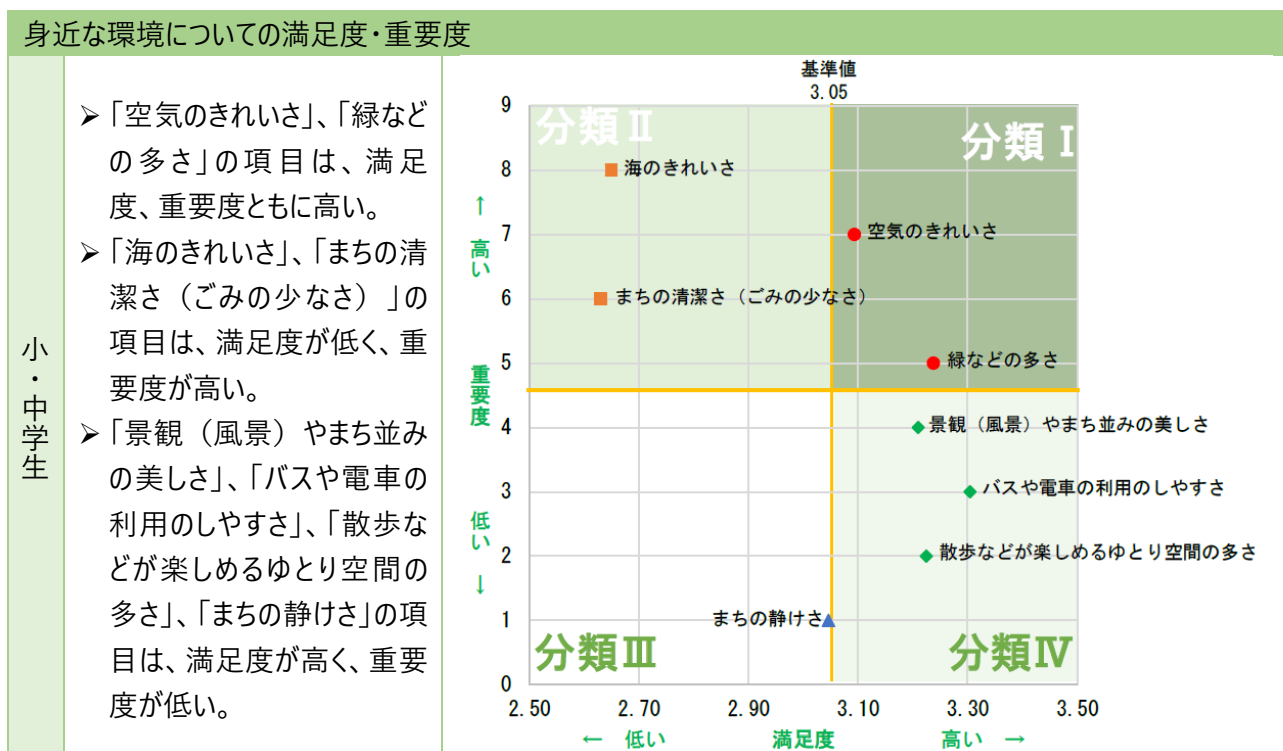
（資料）塩竈市ホームページ

(2) 生活環境に関する市民・事業者の意識（令和４年アンケート調査）

1) 地域の環境問題への関心度・重要度



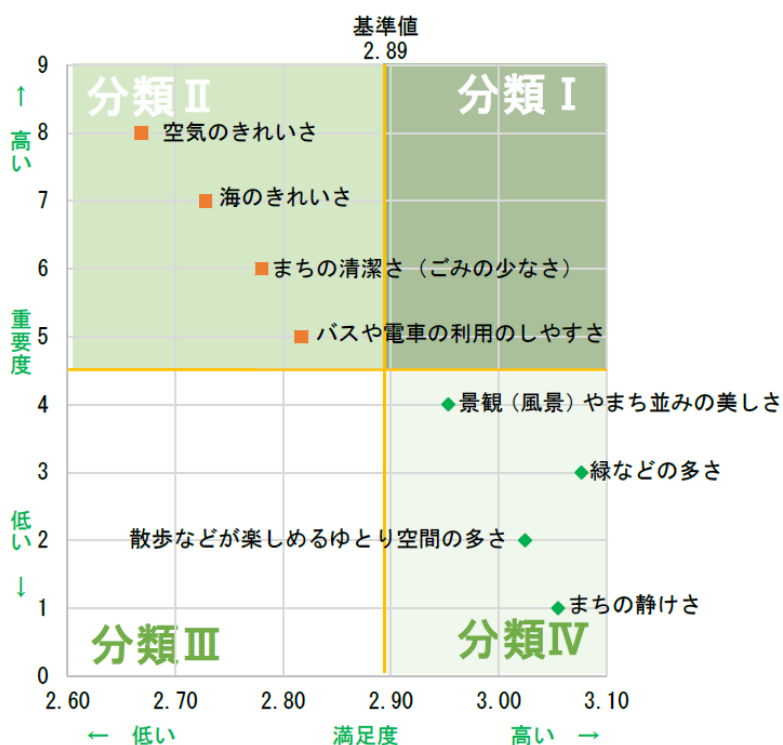
2) 身近な環境への満足度・重要度



身近な環境についての満足度・重要度

高校生

- 「空気のきれいさ」、「海のきれいさ」、「まちの清潔さ（ごみの少なさ）」、「バスや電車の利用のしやすさ」の項目は、満足度が低く、重要度が高い。
- 「景観やまち並みの美しさ」、「緑などの多さ」、「散歩などが楽しめるゆとり空間の多さ」、「まちの静けさ」の項目は、満足度が高く、重要度が低い。

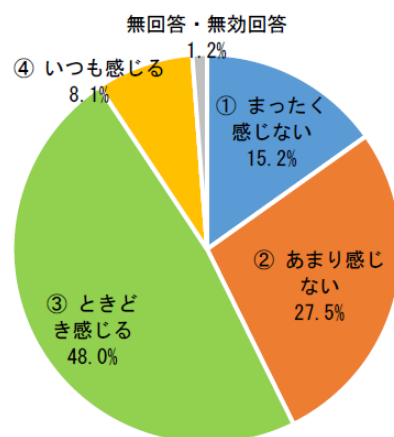


3) 悪臭、騒音・振動、生活の快適さ

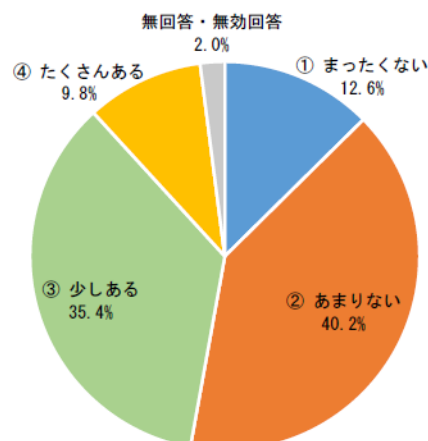
身近な環境（空気のような・生活の快適さのような）について

市民

- 空気のようなについては、56.1%がいやなにおいを「感じる（「ときどき感じる」+「いつも感じる」）」と回答している。



- 生活の快適さのようすについては、45.2%が家の周辺にゆとりのある空間がある（「たくさんある」+「少しある」）」と回答している。



(3) 課題

1) アンケートから抽出した課題

- 地域の環境問題への関心度・重要度について、「海や川の水質汚濁の問題」、「大気汚染問題」、「資源やエネルギーを使いすぎている問題」の関心度・重要度がともに高くなっています。
- 身近な環境への満足度・重要度について、小中高生は「海のきれいさ」、「まちの清潔さ（ごみの少なさ）」の満足度が低く、重要度が高くなっています。
- 空気のように、ゆとり空間の創出など、生活の快適さの向上について引き続き推進していく必要があります。

2) 基本計画改定にあたっての視点（課題）

■ 満足度向上に向けた生活環境の確保

- 環境行政として生活環境の保全は着実に推進することが必要です。
- 道路交通騒音については引き続き道路管理者と連携した対策を実施する必要があります。
- 環境美化や景観保全の意識のさらなる浸透・向上が必要です。

6. 協働と参画

(1) 現状

1) 環境講座等の開催状況

本市においては、市内小学校や町内会等を対象に、清掃工場やリサイクルセンターの施設見学や正しいごみの分別方法等の説明を行うごみの出し方講座などを実施しています。

◆主な環境講座等開催状況（令和4年度）

名称	内容	参加状況	回数
施設見学会・ごみの出し方講座	市内の小学校を対象に、清掃工場やリサイクルセンターの施設見学、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進について普及・啓発を行った。	市内小学校 4校 209名 町内会等 78名 合計 287名	7回/年

（資料）塩竈市の環境

2) 市民等の環境活動の状況

現在、下記7団体が、各種環境に関わる活動を実施しているほか、身近なところでは、各町内会による、清掃活動や公園の美化活動が実施されています。

◆市民等の環境活動の状況（令和4年度末日時点）

名称	活動状況	構成員数
塩竈 花「浜街道」をつくる市民の会	公共施設等の空きスペースへの植栽 公園における環境美化 塩竈市の花「白菊」の栽培と普及活動	20名
塩釜市花と緑の会	植栽と維持活動（保全）・桜の木の維持管理	10名
塩竈市日本赤十字奉仕団	毎年、12月上旬に本塩釜駅と塩釜駅の駅前広場の清掃を実施	151名
野々島ラベンダー-jk&b	塩竈市浦戸諸島野々島の魅力を発信するエコツーリズムとグリーンツーリズム活動を行い、ラベンダーの栽培等を通して島民の方との交流支援活動を行う。	25名
リモナイア 3.11	塩竈市野々島でレモン（鉢植）とハーブの栽培をしながら、島の魅力を体感する。ハーブの収穫、ごみ拾いウォーキングツアー、ロケットストーブによる「おいしいコーヒーを飲む会」「野々島食材（野草含）カレーを楽しむ会」を実施する。外国人を積極的に受け入れる。	4名
雨水ネットワーク塩釜	雨水活用のための天水桶手作り講座の開催、雨水に係る人々との交流と協働、雨水に関する知識や情報発信やイベント開催など。	5名
各町内会	市民清掃などをはじめ町内会エリアの公園の環境美化や側溝の清掃作業などを実施。	166団体

（資料）塩竈市の環境

3) 事業者の環境活動状況

本市においては、塩釜市団地水産加工業協同組合で生成している BDF 燃料の利用を推進しており、事業者などにより利用されています。

◆BDF 燃料利用状況

(単位：件)

	令和 2 年度	3 年度	4 年度
利用件数	5	6	5

(資料) 塩竈市環境課

4) 小中学生の環境活動状況

小中学生の環境活動としては、学校での美化活動・環境学習のほか、子ども会などによる環境活動が実施されています。

◆小中学生の環境活動状況

学校名	活動状況	参加人員
第一小学校 みどりの少年団	校地及び地域の緑化活動、市の緑化行事への参加。	少年団員：10 名
	栽培委員会：委員会活動の一環で冬期間、雨天時を除き毎日朝に水やりや除草、年数回、花や球根の植え付けを実施。	栽培委員：8 名
	環境美化週間を設定し、9 月は低学年、中学年、高学年ごとに分担区を割り振りして草取り、11 月は、高学年と CS ボランティアによる落ち葉掃きと学校園整備を実施。	全児童：211 名 落ち葉掃き（高学年 65 名・ボランティア 10 名）
第二小学校	ボランティア委員会：委員会活動でプランターに植物を植え、水やり、除草などを実施。	5,6 年生：約 26 名
	保健委員会：放送による手洗い・うがい・ごみ拾いの呼びかけを実施。消毒液や手洗い石けんの補充を実施。	5,6 年生：約 26 名
	ピカピカ大作戦：校舎内外の環境衛生の保持に努め、感謝の気持ちを込めて、清掃を実施。	3～6 年：310 名
第三小学校	環境委員会：活動の一環として、学校花壇への花苗の植栽及び管理を行った。校庭の除草、小石拾い等の整備を実施。	児童：12 名 職員：5 名
	倒木の危険のある古木を撤去。	業者委託
	校地内（斜面）の除草、落ち葉拾い等の整備作業を実施。	職員：20 名
	金属探知機を使用して、校庭の金属物の撤去作業を実施。	職員：2 名
	植樹活動：中の島公園にモミヤツツジを植樹。	児童：70 名 職員：4 名
玉川小学校	緑の羽根の募金活動を実施。	児童：384 名
	愛校清掃：自分たちの学校の周りをきれいに清掃することで、学校への愛校心を育み、校舎や校庭を大切にしようとする気持ちを育てることをねらいとして実施。また、3 月には 6 年生が学び舎に感謝を込めて、トイレや特別教室の清掃等学校環境の整備を実施。	全児童：301 名 6 年生：41 名
	給食・環境委員会：委員会活動の一環で冬季期間を除き、毎日昼休みに水やりや除草を実施。年数回植え付け、堆肥やりを委員会活動の時間に実施。また、地域の方からご提供いただいた花の世話を緑化委員が実施。	6 年生：7 名 5 年生：7 名

学校名	活動状況	参加人員
月見ヶ丘小学校	校内植物の世話：年 20 回程度、校内の植物への水やり、除草、堆肥やりを実施。	環境美化委員 教員：約 20 名
	ペットボトルキャップ回収：年 3 回ペットボトルキャップを児童から回収し、ポリオワクチン接種支援に役立っている。	1～6 年生：429 名
	EM 菌の投入：プール清掃前に EM 菌をペットボトルで発酵させ、清掃を容易にしている。	4 年生：70 名
	記念植樹の世話：開校 50 周年記念植物への水やり、除草、堆肥やりを実施。	環境美化委員 教員：約 20 名
杉の入小学校	EM づくりと発酵のさせ方の講義を受け、その後 EM をペットボトルで発酵させ、プール清掃前に投入。	4 年生：83 名 職員：4 名
	緑の羽根募金活動を実施。	児童：504 名
	栽培委員会：年 10 回の委員会活動でプランターや花壇に花を植え、水やり、除草等を実施。	児童：14 名 教員：2 名
	塩竈市花と緑の会より花の苗を寄贈していただき栽培委員会が花壇やプランターに植栽。	児童：13 名 教員：2 名
浦戸小中学校	委員会：環境緑化委員による緑の羽根の募金活動を実施。	環境緑化委員：9 名 児童生徒：49 名 教職員：15 名
	委員会：校地内の花壇の水やりを実施。	
	委員会：通学路の清掃、通学路のソーラーライトの点検・整備を実施。	
	全校：校地内の除草と花壇の整備を実施。	
第一中学校	毎週金曜日にボランティア委員会が学校周辺のごみ拾いを実施。アルミ缶のリサイクル回収を学級で呼びかけ。	ボランティア委員：16 名
	夏休みに保護者と生徒による校庭の環境整備を行う計画だったが、雨天のため中止。	
第二中学校	美化奉仕委員会及び部活動有志等による学校敷地内及び学校周辺の清掃活動、落ち葉掃き、緑の羽根の募金活動を実施。	美化奉仕委員：20 名 部活動有志等：60 名程度
第三中学校	・緑の羽根の募金活動を実施。 ・SDGs、プラスチックごみ削減啓蒙ポスター制作活動を実施。 ・花だよりポスター制作（校内の壁環境美化の一環）活動を実施。 ・ごみ分別の推進呼び掛け活動緑の羽根の募金活動を実施。	全校生徒：182 名 （生徒会、環境委員会の活動としての取組）
玉川中学校	・ひまわりの絆プロジェクト：交通事故防止運動の一環として、ひまわりを育て、種を採取して、全校生徒に配り、家庭や地域にひまわりを広めていく運動。 ・塩竈桜の植樹（R5.3.15）を実施。 ・プランターでの草花の栽培を実施。 ・ごみを拾えば「ともに生涯無事故」運動（東日本自動車学校と協働）を実施。	・部活動単位での活動 （全校生徒 338 名） ・職員
各学校共通	清掃工場やリサイクルセンター施設の見学、正しいごみの分別方法の学習等を実施。	

（資料）塩竈市教育委員会

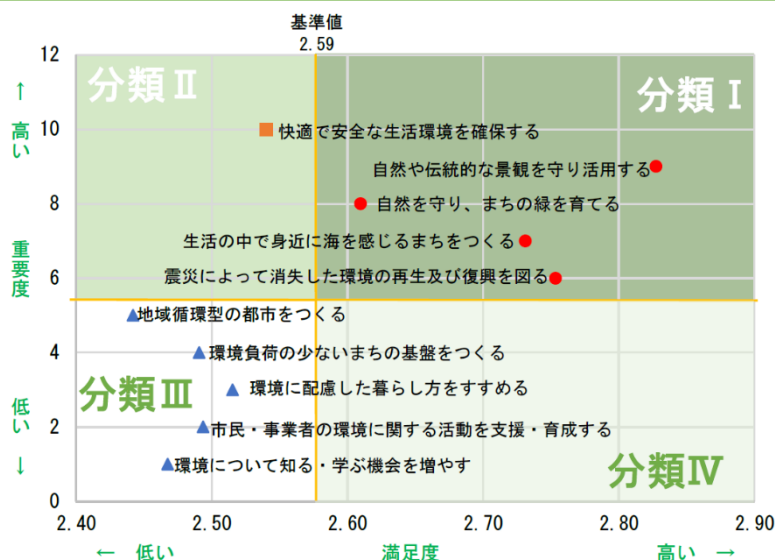
(2) 協働と参画に関する市民・事業者の意識（令和４年アンケート）

1) これまでの塩竈市の取組への満足度・重要度

これまでの塩竈市の取組についての満足度・重要度

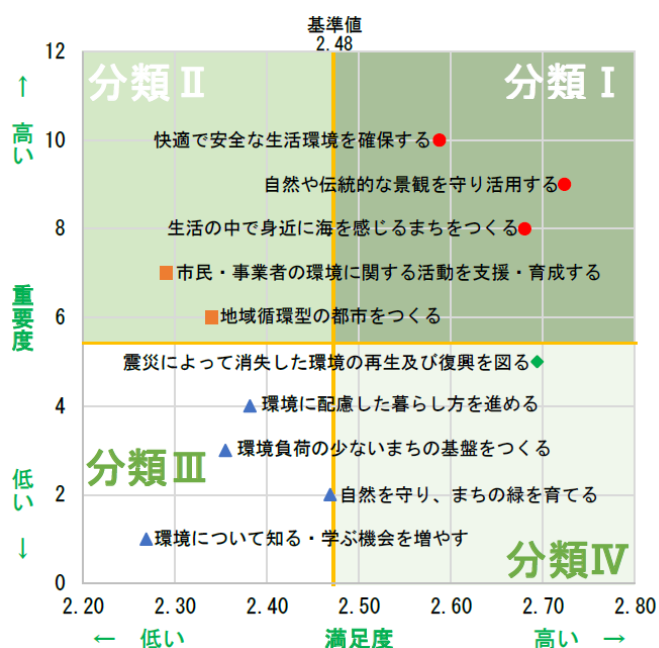
市民

- 「自然や伝統的な景観を守り活用する」、「自然を守り、まちの緑を育てる」、「生活の中で身近に海を感じるまちをつくる」、「震災によって消失した環境の再生及び復興を図る」の項目は、満足度、重要度ともに高い。
- 「快適で安全な生活環境を確保する」の項目は、満足度が低く、重要度が高い。



事業者

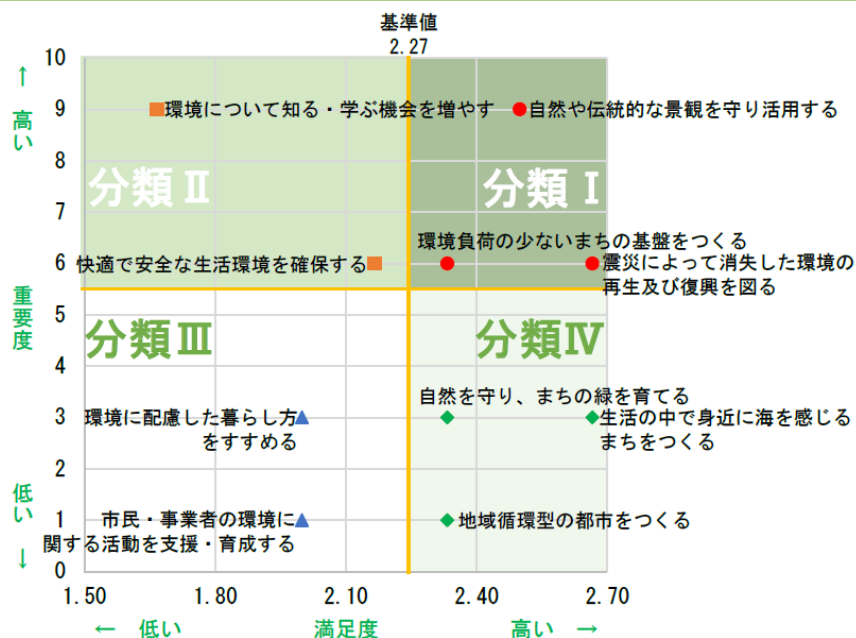
- 「快適で安全な生活環境を確保する」、「自然や伝統的な景観を守り活用する」、「生活の中で身近に海を感じるまちをつくる」の項目は満足度、重要度ともに高い。
- 「市民・事業者の環境に関する活動を支援・育成する」、「地域循環型の都市をつくる」の項目は、満足度が低く、重要度が高い。



これまでの塩竈市の取組についての満足度・重要度

- 「自然や伝統的な景観を守り活用する」、「環境負荷の少ないまちの基盤をつくる」、「震災によって消失した環境の再生及び復興を図る」の項目は、満足度、重要度ともに高い。
- 「環境について知る・学ぶ機会を増やす」、「快適で安全な生活環境を確保する」の項目は、満足度が低く、重要度が高い。

市民活動団体

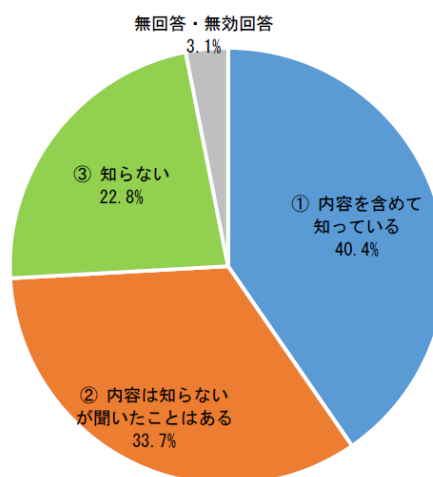


2) 持続可能な開発目標（SDGs）について

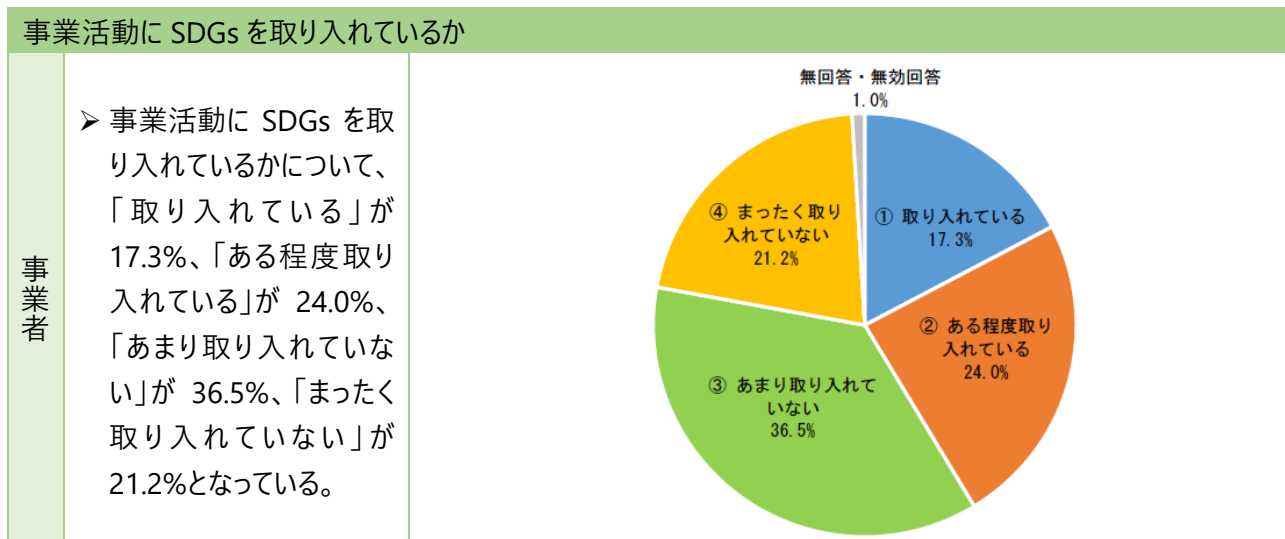
SDGsについて知っているか

市民

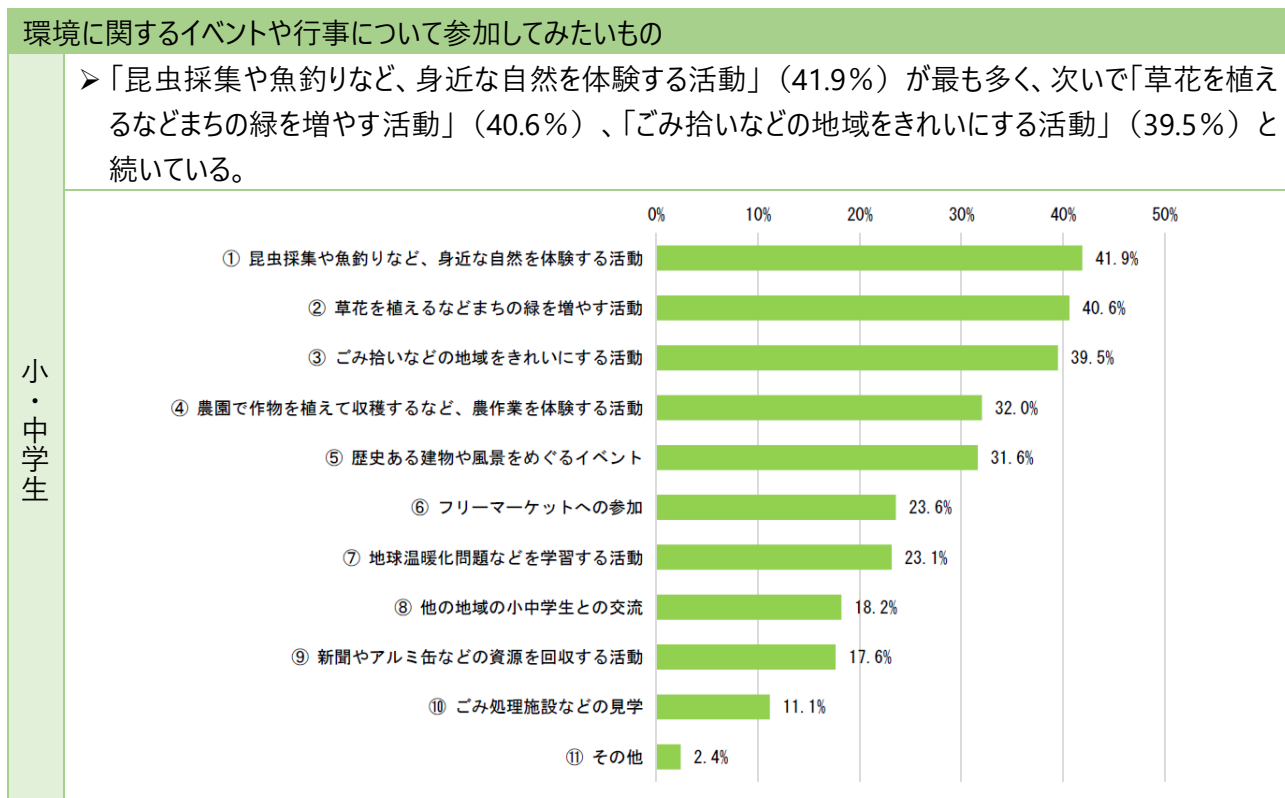
- 持続可能な開発目標（SDGs）の認知度について、「内容を含めて知っている」が 40.4%、「内容は知らないが聞いたことはある」が 33.7%、「知らない」が 22.8%となっている。



3) SDGs の事業活動への取り入れ



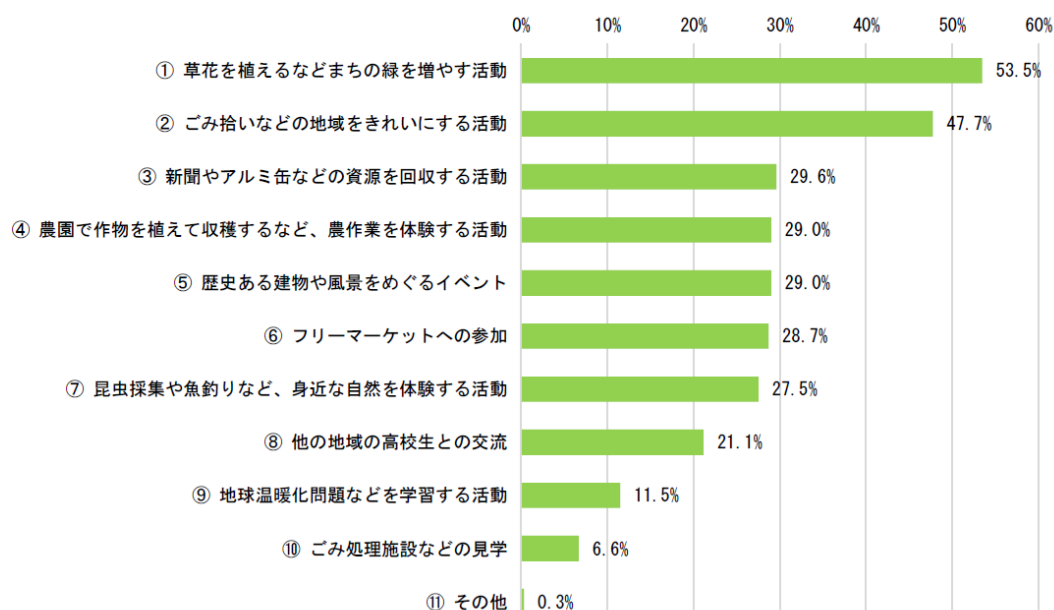
4) 「ごみ拾いなどの地域をきれいにする活動」への参加



環境に関するイベントや行事について参加してみたいもの

➤「草花を植えるなどまちの緑を増やす活動」（53.5%）が最も多く、次いで「ごみ拾いなどの地域をきれいにする活動」（47.7%）となっている。

高校生



(3) 課題

1) アンケートから抽出した課題

- これまでの市の取組への満足度・重要度について、市民及び市民活動団体は「快適で安全な生活環境を確保する」の満足度が低く、重要度が高くなっています。そのため、今後とも公害を未然に防止する対策等を推進していく必要があります。
- 海洋プラスチックごみ問題などの本市を取り巻く環境問題について、関心度の高さを活かしたイベントなどを通じた認知度の向上を行う必要があります。
- 本市の環境をはじめとする、環境に関する各種情報の提供による周知や、事業者、市民活動団体との連携を推進していく必要があります。
- 学校教育などを通じた、SDGs などの環境に関する知識の周知をしていく必要があります。
- 学内外での環境に関するイベントや行事への参加率向上及び将来の担い手の育成をしていく必要があります。

2) 基本計画改訂にあたっての視点（課題）

■ 適切な情報発信

- SNS 等の浸透も踏まえ、環境に関する意識向上のための効果的な情報発信方法の検討が必要です。

■ パートナースhipによる取組強化

- 環境に関する関心の向上及びあらゆる主体の参加、連携による取組展開が必要です。

■ 環境学習や活動の実施方法の工夫

- 人口減少、少子高齢化が進んでいるため、市民のライフスタイルに合った取組促進が必要です。
- 民間との連携による効果的なイベントや活動の実施等、新たな普及啓発の手法やアプローチの工夫が必要です。

第 3 章

目指すべき将来像と計画の体系

1. 目指すべき将来像
2. 計画の体系

第3章 目指すべき将来像と計画の体系

1. 目指すべき将来像

健全な経済の発展と持続的な社会の発展の根幹には、恵み豊かな環境が必要であり、塩竈の恵み豊かな自然環境を将来の世代に承継していく必要があります。そのためには、一人一人が気候変動をはじめとするさまざまな環境問題に意識を向け、自らできることを知り、ライフスタイル、ビジネススタイルに合わせてできることを選択して実践していくことに加え、市民・事業者・市など、本市に関わる全ての人々がよりよく協働していくことが求められます。

本計画では、「みんなで創る 循環と共生のまち 塩竈」を塩竈市の目指す環境の姿とし、「気候変動」、「自然共生」、「資源循環」、「生活環境」、これらの取組を進めるベースとなる「協働と参画」の5つの分野を柱に施策を進め、みんなで環境を守り・育てるまちを実現していきます。

【令和 16（2034）年度に向けた環境の将来像のイメージ】

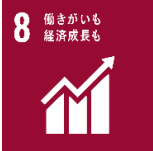
みんなで創る 循環と共生のまち 塩竈

市民・事業者・市、市に集う人々みんなで、
地域資源を循環させ、自然環境と共生する
まちを創っていきます。



本計画では、SDGs（持続可能な開発目標）の考えを取り入れることで、一人一人が住みやすい持続可能な社会を目指します。

【令和 12（2030）年をゴールとする 17 の国際目標】

	【貧困】 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる		【飢餓】 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	【健康と福祉】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		【教育】 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	【平等】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う		【衛生】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
	【エネルギー】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する		【雇用】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
	【産業】 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		【不平等】 国内及び各国家間の不平等を是正する
	【まちづくり】 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する		【責任】 持続可能な消費生産形態を確保する
	【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる		【海】 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	【陸】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する		【平和と公正】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	【パートナーシップ】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化		

（資料）地方創生に向けた SDGs の推進について（内閣府地方創生推進室）

2. 計画の体系

分野	環境像	施策の方向
I 気候変動 地球温暖化対策 実行計画 (区域施策編)	1 気候変動に適応し、脱炭素に向けた取組を進めるまち	1-1 省エネルギーの推進 1-2 再生可能エネルギー等の導入促進 1-3 温室効果ガス吸収源の確保 1-4 気候変動適応策の推進 地域気候変動適応計画
II 自然共生	2 海とみどりの豊かさを育み、人と生きものがつながるまち	2-1 自然環境と生物多様性の保全 2-2 やすらぎやうるおいのある生活空間の創造
III 資源循環	3 ごみを出さないくらしと資源の循環に協働して取り組むまち	3-1 ごみの減量とリサイクルの推進 3-2 安定的で適正なごみ処理の推進
IV 生活環境	4 全ての人々が安全・安心・快適な環境の中でくらし活動できるまち	4-1 健康・快適な環境の保全
V 協働と参画	5 持続可能な環境づくりのために行動する人の輪を広げるまち	5-1 歴史的・文化的環境・景観の保全と継承 5-2 環境教育・環境学習の推進 5-3 多様な主体による連携・協働の推進

施策						
1-1-1	省エネルギー行動の推進	7	12	13	17	
1-1-2	エネルギー効率の高い機器等の導入や建物改修の促進	7	11	12	13	17
1-2-1	太陽光発電設備等の導入促進	7	11	12	13	17
1-2-2	次世代自動車等の普及促進	7	11	12	13	17
1-3-1	森林や緑地の保全（グリーンカーボン）	11	12	13	15	17
1-3-2	藻場の保全・再生（ブルーカーボン）	11	12	13	14	17
1-4-1	自然災害に対する適応策の推進		9	13	17	
1-4-2	市民生活・都市生活における適応策の推進		9	11	13	17
1-4-3	健康影響に関する適応策の推進			13	17	
1-4-4	農林水産業における適応策の推進		13	14	15	17
2-1-1	健全な生態系の保全・創出・再生	6	11	13	14	15
2-1-2	生物多様性や自然を活用したまちづくり		11	14	15	17
2-1-3	外来種・有害鳥獣対策			14	15	17
2-2-1	まちのみどりの保全と創出		11	13	15	17
2-2-2	水辺の憩いの空間の充実		11	14	15	17
3-1-1	3Rの推進		11	12	13	17
3-1-2	食品ロスの削減		11	12	13	17
3-1-3	プラスチックごみの削減	9	11	12	13	14
3-2-1	ごみの適正処理		3	11	12	17
4-1-1	大気環境の保全			3	11	17
4-1-2	水環境の保全・土壌汚染対策		3	6	11	17
4-1-3	騒音・悪臭・地盤沈下の対策			3	11	17
4-1-4	化学物質の適正管理		3	6	11	17
4-1-5	身近な生活環境の保全		3	6	11	17
5-1-1	伝統を活かしたまちづくり			4	11	17
5-1-2	自然景観の保全		4	14	15	17
5-2-1	環境教育・環境学習の促進		4	14	15	17
5-2-2	環境情報の提供			4	17	
5-3-1	市民との協働			4	17	
5-3-2	環境活動の体制づくり			4	17	

第 4 章

環境像と施策の展開

1. 環境像 1

気候変動に適応し、脱炭素に向けた取組を進めるまち

2. 環境像 2

海とみどりの豊かさを育み、人と生きものがつながるまち

3. 環境像 3

ごみを出さない暮らしと資源の循環に協働して取り組むまち

4. 環境像 4

全ての人が安全・安心・快適な環境の中で暮らし活動できるまち

5. 環境像 5

持続可能な環境づくりのために行動する人の輪を広げるまち

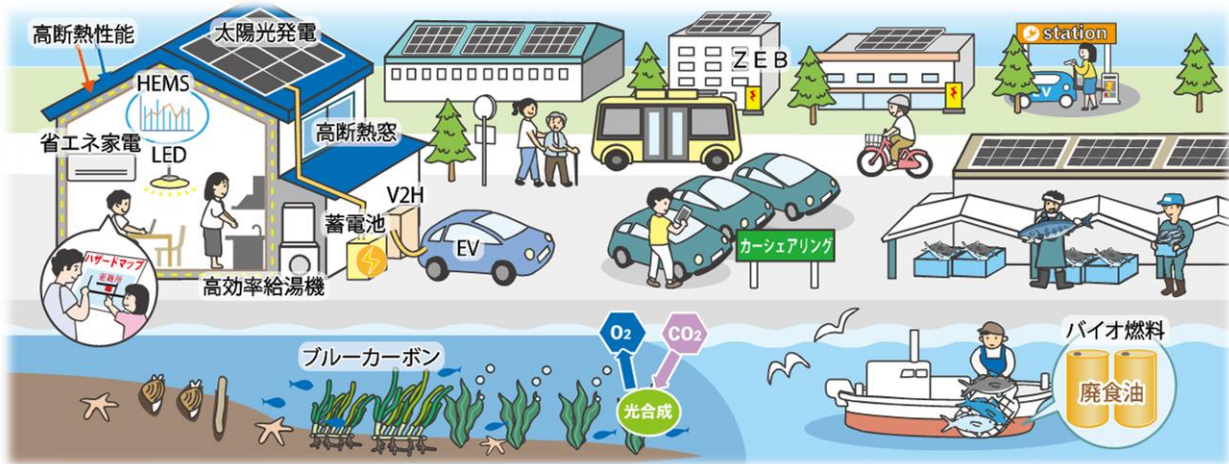
第4章 環境像と施策の展開

環境像 1 気候変動に適応し、脱炭素に向けた取組を進めるまち



環境性能の高い建築物の導入、再生可能エネルギーの利用など、市民生活・事業活動のあらゆる場面でのエネルギー利用の効率化や脱炭素化が進むとともに、気候変動による影響への備えや対応策が進んでいます。

将来的なカーボンニュートラル社会の実現に向け、脱炭素化に積極的に取り組むまちを目指します。



本計画では、環境像 1 を、地球温暖化対策推進法第 21 条に基づく「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、及び気候変動適応法第 12 条に基づく「地域気候変動適応計画」として位置付けます。

(1) 塩竈市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の基本的事項

1) 目的

本市では、令和 32（2050）年までにゼロカーボンシティを目指すことを表明しており、この長期目標の着実な実現に向けて、地球温暖化対策やエネルギー利用に関する施策のほか、環境の保全や創造に関する施策を効率的かつ効果的に推進することを目的とします。

2) 計画の基準年度と目標年度

本計画の基準年度・目標年度は、以下のとおりです。

基準年度	平成 25 年度（2013 年度）
目標年度	令和 12 年度（2030 年度）

なお、地球温暖化を取り巻く社会情勢の変化などに対応するため、計画期間内においても、法律や国や県の計画などの改定の際には、必要に応じて見直しを行うこととします。

ゼロカーボンシティ表明

地球温暖化による問題が深刻化する中、本市では、令和4年2月16日の第1回市議会定例会施政方針において、令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を表明しました。

これを受け、環境大臣よりゼロカーボンシティへ向けてのメッセージをいただきました。豊かな環境を次の世代に引き継ぐため、市民や事業者の皆様と共に「ゼロカーボンシティ・塩竈」の実現に向けて取り組んでいきます。

～環境大臣からのメッセージ～



宮城県塩竈市長 佐藤 光樹 殿

貴市におかれましては、この度、地方公共団体として2050年の温室効果ガスの排出量実質ゼロ（ゼロカーボンシティ）を目指すことを表明されました。

今回の貴市の表明をもちまして、ゼロカーボンシティは国内で565地方公共団体となりました。我が国としての2050年カーボンニュートラルの実現に向け、大変心強く感じております。

近年、国内各地で大規模な災害が多発しているところですが、地球温暖化の進行に伴い、今後、気象災害の更なる頻発化・激甚化などが予測されております。こうした私たちの生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言われている気候変動問題に対処するため、2050年カーボンニュートラルの実現を目指す必要があります。

現在、政府としては、2050年カーボンニュートラルや2030年度46パーセント排出削減目標の達成に向け、再生可能エネルギーの最大限の導入などを掲げ、我が国の成長戦略の柱の一つとしていただいております。

環境省としても、脱炭素社会、循環経済、分散型社会への3つの移行を推進し、今までの延長線上ではない、社会全体の行動変容を図ってまいります。

2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、今後30年間のうち、とりわけこの5年間、10年間が重要です。このため、地域脱炭素ロードマップに基づき、脱炭素先行地域づくりや、脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施を進めていく必要があります。貴市及び他のゼロカーボンシティと連携しながら、地域脱炭素の更なる具体化・加速化を進めてまいります。

環境大臣

山口 壯

3) 対象とする温室効果ガス

温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に定める7種類のガスを指しますが、本計画では二酸化炭素（CO₂）、メタン、一酸化二窒素を対象とします。

なお、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄、三フッ化窒素については、排出量がない、または微量であり、把握が困難なため対象外とします。

◆地球温暖化対策推進法が定める温室効果ガスの種類と主な発生源

種類		主な排出源
1. 二酸化炭素（CO ₂ ）	エネルギー起源 CO ₂ ※39	燃料の使用、他人から供給された電気の使用、他人から供給された熱の使用
	非エネルギー起源 CO ₂ ※40	燃料からの漏出、工業プロセス、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用など
2.メタン（CH ₄ ）		燃料からの漏出、工業プロセス、炉における燃料の燃焼、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用など
3.一酸化二窒素（N ₂ O）		燃料からの漏出、工業プロセス、炉における燃料の燃焼、廃棄物の焼却処分など
4.ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）		クロロジフルオロメタン又は HFCs の製造、冷凍空気調和機器、プラスチック、噴霧器及び半導体素子等の製造、溶剤等としての HFCs の使用
5.パーフルオロカーボン類（PFCs）		アルミニウムの製造、PFCs の製造、半導体素子等の製造、溶剤等としての PFCs の使用
6.六フッ化硫黄（SF ₆ ）		マグネシウム合金の製造、SF ₆ の製造、電気機械器具や半導体素子等の製造、変圧器、開閉器及び遮断器その他の電気機械器具の使用・点検・排出
7.三フッ化窒素（NF ₃ ）		NF ₃ の製造、半導体素子等の製造

※39 【エネルギー起源 CO₂】燃料の使用、他人からの供給された電気・熱の使用に伴う CO₂。

※40 【非エネルギー起源 CO₂】燃料からの漏出、工業プロセス、廃棄物の焼却などから排出される CO₂。

（資料）「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）（令和6年4月）」（環境省）

4) 温室効果ガスの削減目標

国においては、温室効果ガスの排出削減について、令和 3 年 4 月に「中期目標として、令和 12（2030）年度において、温室効果ガスを平成 25（2013）年度から 46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。」ことを表明しました。

また、県においては、令和 5 年 3 月に策定した「みやぎゼロカーボンチャレンジ 2050 戦略」において、令和 12（2030）年度までに 50%削減（平成 25（2013）年度比）する目標値を設定しています。

国の目標値を踏まえ、本市においては、令和 12（2030）年度までに、基準年度である平成 25（2013）年度から 51%の温室効果ガスの排出削減を目指します。

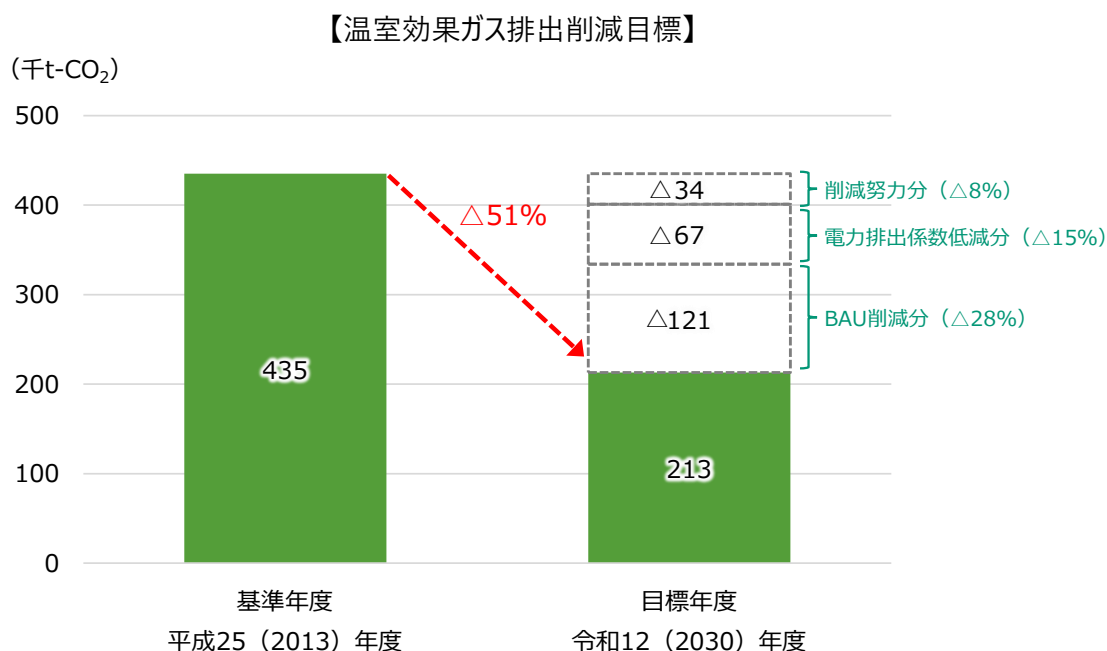
なお、51%の削減目標のうち、現状のまま推移した場合（BAU^{※41}）28.0%の削減が見込まれます。また、国において、再生可能エネルギーの最大限の導入など電力需給構造の低炭素化を図ることにより、全電源平均の二酸化炭素（CO₂）排出係数が令和 12（2030）年度には、0.250 kg-CO₂/kWh 程度まで低減されることが示されています。これを考慮して二酸化炭素（CO₂）排出量の低減効果を算定すると、合計で令和 12（2030）年度には 67 千 t-CO₂ の削減が見込まれます。

残りの 34 千 t-CO₂（8%）は省エネルギーの取組推進や再生可能エネルギーの導入などにより、削減に努めなければならないこととなっています。

温室効果ガスの削減目標

令和 12 年度（2030 年度）までに

平成 25 年度（2013 年度）比で **51%** 削減



◆現状のまま推移した場合（BAU）の削減見込量

（単位：千 t-CO₂）

部門	平成 25（2013）年度 （基準年度）	令和 12（2030）年度 （目標年度）	令 12/平 25 増減量	令 12/平 25 増減率（％）
1.産業部門	125	99	△26	△21
2.業務その他部門	95	52	△43	△45
3.家庭部門	102	73	△29	△28
4.運輸部門	106	80	△26	△25
5.廃棄物部門	7	9	+2	+29
合計	435	314	△121	△28

○端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

※41 【BAU】Business As Usual（ビジネス・アズ・ユージュアル）の略。BAU（現状趨勢）とは、現在の人口・世帯の増減、事業活動などの社会経済情勢が、現状のまま将来も推移すると仮定し、かつ現在の地球温暖化対策のみを継続した場合の将来推計のこと。

◆電力排出係数の低減による削減見込量

（単位：千 t-CO₂）

（単位：千tCO₂）

部門			2030 BAU 排出量 排出係数 0.457	電力比率	2030 BAU 排出量 排出係数 0.250	電力排出係数補 正による増減
産業部門	製造業		89	77%	58	△31
	建設業・鉱業		3	31%	3	0
	農林水産業		7	15%	7	0
業務その他部門			52	56%	39	△13
家庭部門			73	64%	52	△21
運輸部門	自動車	旅客	40	—	40	0
		貨物	23	—	23	0
	鉄道		3	100%	2	△1
	船舶		13	—	13	0
廃棄物部門			9	—	9	0
合計			314		246	△67

○端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

(2) 施策と取組

管理指標

指標	現状値 (R4)	目標値 (R16)
市域の温室効果ガス排出量	435 千 t-CO ₂ (H25)	213 千 t-CO ₂ (R12)
市の事務事業による温室効果ガス排出量	7,177.7 t-CO ₂	3,517.0 t-CO ₂ (R12)
公共施設の太陽光発電導入量	203kW	253kW

施策の方向

施策の方向	施策
1-1 省エネルギーの推進	1-1-1 省エネルギー行動の推進
	1-1-2 エネルギー効率の高い機器等の導入や建物改修の促進
1-2 再生可能エネルギー等の導入促進	1-2-1 太陽光発電設備等の導入促進
	1-2-2 次世代自動車 ^{※42} 等の普及促進
1-3 温室効果ガス吸収源の確保	1-3-1 森林や緑地の保全（グリーンカーボン）
	1-3-2 藻場の保全・再生（ブルーカーボン）
1-4 気候変動適応策の推進	1-4-1 自然災害に対する適応策の推進
	1-4-2 市民生活・都市生活における適応策の推進
	1-4-3 健康影響に関する適応策の推進
	1-4-4 農林水産業における適応策の推進

※42 【次世代自動車】二酸化炭素（CO₂）の排出が少ない、環境にやさしい自動車のことで、燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車等がある。

具体的施策

持続可能な経済・社会の発展を実現するためには、地球温暖化による影響とされる自然災害、生態系の損失等を軽減・防止する必要がある、そのためには温室効果ガスの排出を実質ゼロにする、カーボンニュートラル社会へと転換していく必要があります。カーボンニュートラル社会を実現し、将来世代に住み続けられる環境を残していくためには、環境への負荷の少ない脱炭素型のくらしや事業活動が求められます。

毎日のくらしや事業の営みの中で、二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガスの排出を減らし、脱炭素化を促進する取組を推進します。また、大雨・洪水、夏の暑さなど、深刻化が懸念される気候変動による影響への備えや対応策を推進します。

1-1 省エネルギーの推進

1-1-1 省エネルギー行動の推進

- ・ 家庭や事業所における、脱炭素につながる個々の行動を促す事業を検討、推進します。
- ・ 塩竈市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の定期的な見直しを行い、市が率先して省エネや環境配慮に取り組みます。
- ・ うちエコ診断の活用を推進します。
- ・ 公共交通網の利便性・連続性を高めて利用向上を図ります。
- ・ コミュニティバスなど公共交通機関の利用を促進します。
- ・ カーシェアリングの活用を推進します。
- ・ エコドライブを推進します。
- ・ 自転車や徒歩での移動を推進します。
- ・ 働き方改革（Web 会議、テレワーク、ペーパーレス化など）を推進します。
- ・ クールビズ・ウォームビズを推進します。
- ・ 節電や節水を推進します。
- ・ 地域の食材や製品の利用を促進します。

1-1-2 エネルギー効率の高い機器等の導入や建物改修の促進

- ・ 住宅の断熱性能向上や長寿命化を促進します。
- ・ ZEB^{※43}、ZEH^{※44} など、環境性能の高い建築物に関する情報提供、改正建築物省エネ法の周知等を行います。
- ・ 省エネルギー性能の高い家電・OA 機器の利用や買換えを促進します。
- ・ 工場等への省エネルギー性能の高い設備等の導入を促進します。
- ・ LED 照明や高効率給湯器への更新を促進します。
- ・ 建物のエネルギー管理システム（BEMS^{※45}・HEMS^{※46}等）の導入を促進します。
- ・ ESCO 事業^{※47}の利用を促進します。

1-2-1 太陽光発電設備等の導入促進

- ・ 太陽熱設備の導入を促進します。
- ・ 太陽光発電の PPA^{※48} モデル等の活用を検討します。
- ・ 建物の屋上や屋根、遊休地等を活用した太陽光発電設備・蓄電池の導入を促進します。
- ・ 公共施設への再生可能エネルギーの導入を推進します。
- ・ 住宅等への再生可能エネルギーの導入を促進するため、支援策について検討します。
- ・ 小型風力など太陽光発電以外の再生可能エネルギーの導入を促進します。
- ・ 地域マイクログリッドの導入の可能性について検討します。

1-2-2 次世代自動車等の普及促進

- ・ 温室効果ガスの排出の少ない次世代自動車の導入を促進します。
- ・ 自動車や船舶へのバイオ燃料の活用を検討します。

※43 【ZEB】Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略。建築計画の工夫による日射遮蔽・自然エネルギーの利用、高断熱化、高効率化によって大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーによってエネルギーを創ることで、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物のこと。

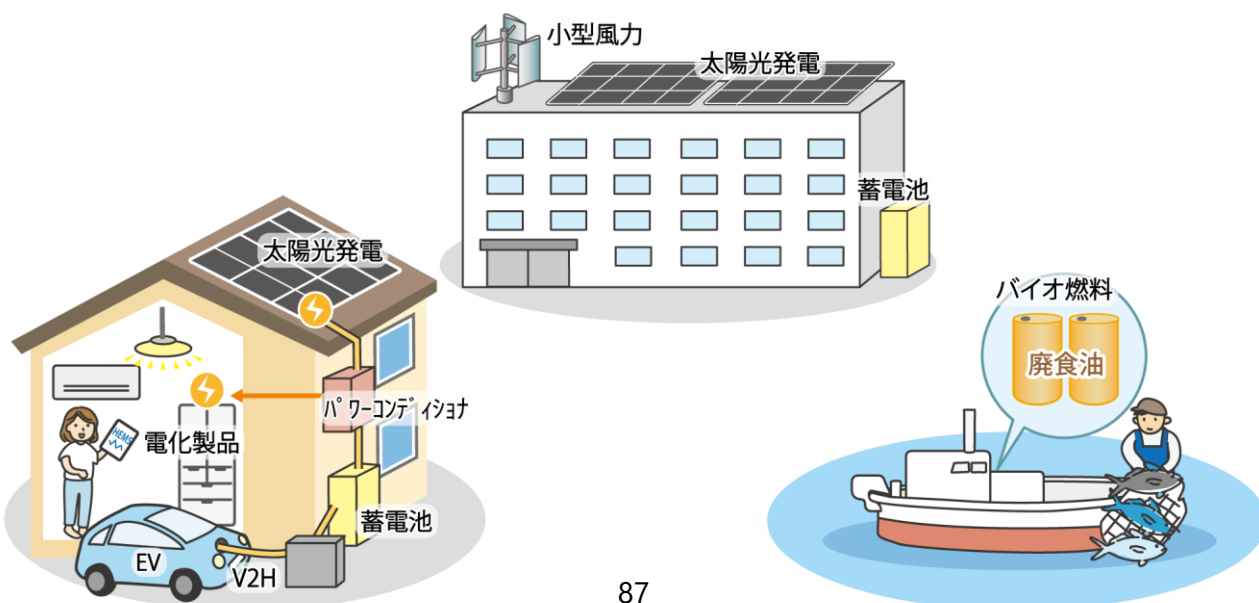
※44 【ZEH】Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略。外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅のこと。

※45 【BEMS】Building Energy Management System（ビルディング・エネルギー・マネジメント・システム）の略。「ビル・エネルギー管理システム」と訳され、ビル内で使用する電力使用量などを計測し、室内環境とエネルギー性能の最適化を図るためのビル管理システムのこと。

※46 【HEMS】Home Energy Management System（ホーム・エネルギー・マネジメント・システム）の略。家庭でのエネルギー使用状況を、専用のモニターやパソコン、スマートフォン等に表示することにより、家庭における快適性や省エネルギーを支援するシステムで、空調や照明、家電製品等の最適な運用を促すもの。

※47 【ESCO 事業】Energy Service Company（エネルギー・サービス・カンパニー）の略。省エネルギーの改修経費をエネルギー削減からまかなう、省エネサービス事業のこと。ESCO 事業者が省エネルギーに関する包括的サービスを顧客に提供し、実現した省エネルギー効果（導入メリット）の一部を報酬として受け取る。

※48 【PPA】Power Purchase Agreement（パワー・パーチェス・アグリーメント）の略。電力販売契約という意味で、第三者モデルとも呼ばれている。企業・自治体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を企業・自治体が施設で使うことで、電気料金と CO₂ 排出の削減ができる。設備の所有は第三者（事業者または別の出資者）が持つ形となり、資産保有することなく再生エネルギー利用が可能となる。

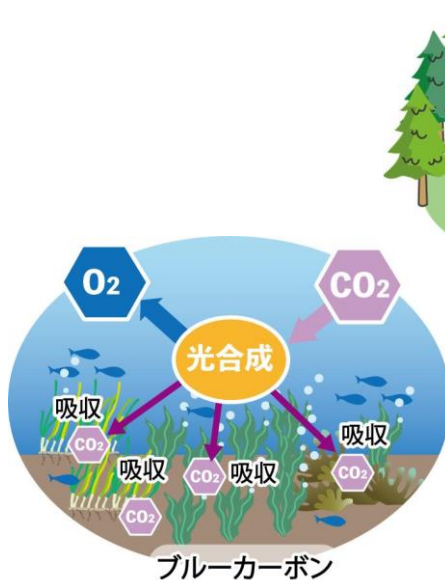


1-3-1 森林や緑地の保全（グリーンカーボン）

- ・ 森林や緑地の温室効果ガス吸収効果の普及を啓発します。
- ・ 森林、公園緑地、街路樹など都市の身近な緑の保全を推進します。
- ・ 住宅や事業所等の身近な緑化を促進します。
- ・ 緑化を促進する活動を行う団体との連携・協働を促進します。

1-3-2 藻場の保全・再生（ブルーカーボン）

- ・ 藻場の温室効果ガス吸収効果を普及啓発します。
- ・ 藻場の保全と再生に向けた活動を行う団体との連携・協働を促進します。



海洋生態系が光合成することでCO₂を取り込み、海底や深海に蓄積される炭素のこと



森林などの陸上にある植物が光合成により、CO₂を取り込み、貯蔵している炭素のこと

コラム



デコ活

デコ活とは、2050 年カーボンニュートラルや、令和 12（2030）年度の温室効果ガス削減目標を実現するための、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを促す運動です。

デコ活という言葉は、二酸化炭素（CO₂）を減らす（DE）脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を含む"デコ"と活動・生活を組み合わせて作られました。省エネ行動の実施や、エコグッズの利用、食品の食べきりなど日常に取り入れやすい行動から取り組むことが重要です。

デコ活アクション まずはここから

- デ 電気も省エネ 断熱住宅
- コ こだわる楽しさ エコグッズ
- カ 感謝の心 食べ残しゼロ
- ツ つながるオフィス テレワーク

（資料）デコ活ホームページ

1-4-1 自然災害に対する適応策の推進

- ・ 水害による被害防止のため、雨水排水対策の最適化を目指した維持管理の強化に努めます。
- ・ 高潮・波浪等による被害の回避・軽減のため、海岸保全施設の定期的な巡回などによる維持管理体制の強化とともに、災害等の未然防止策などについて、国・県等との情報共有に努めます。
- ・ 土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、関係機関と連携した危険箇所の実態調査や定期的な巡回に努めるとともに市民及び事業者に対して災害の防止に向けた、啓発及び指導に努めます。
- ・ 塩竈市地域防災計画や塩竈市防災ガイドブック（ハザードマップ）を市民等に周知し、防災・減災に努めます。
- ・ 自主防災組織や消防団の育成による地域コミュニティにおける防災体制の充実に努めます。
- ・ 災害発生時や発生する恐れがある時は、防災無線や SNS・広報車を活用し、積極的な情報発信に努めます。

1-4-2 市民生活・都市生活における適応策の推進

- ・ 災害時においても、安定給水を確保するため、近隣市町村などとの相互水融通・水運用・応援・受援体制の充実による広域的なバックアップ体制の整備に向けた機運の醸成に努めます。
- ・ 災害時における停電等のリスクに備えるため、災害時も利用可能な自家消費型の再生可能エネルギーや蓄電池等の導入促進に向けた取組の推進に努めます。
- ・ 災害時に電力事業者などの関係機関と連携し、電力、ガス等のライフラインや交通、通信等のインフラの確保に努めるとともに、供給状況について防災行政無線や SNS により情報発信を行います。
- ・ ヒートアイランド現象^{※49} による生活への影響や労働生産性の低下の軽減に向けて、都市の緑化や省エネルギー行動の推進、エネルギー性能の高い機器等の導入促進について、市民への普及啓発に努めます。

コラム

気候変動の緩和策・適応策

地球温暖化への対策として、「緩和策」と「適応策」の2つの対策があります。

「緩和策」とは、地球温暖化そのものを抑制するために、温室効果ガスを削減し、脱炭素やカーボンニュートラルを実現させる対策のことです。

「適応策」とは、気候変動の影響による気温上昇や集中豪雨などの環境の変化に備えるために実施する対策のことです。

地球温暖化への対策は、地球温暖化の原因である温室効果ガスを減らす「緩和策」と緩和策でも避けられない気候への影響軽減する「適応策」の両方を進めていくことが重要です。



(資料) 気候変動適応情報プラットフォーム

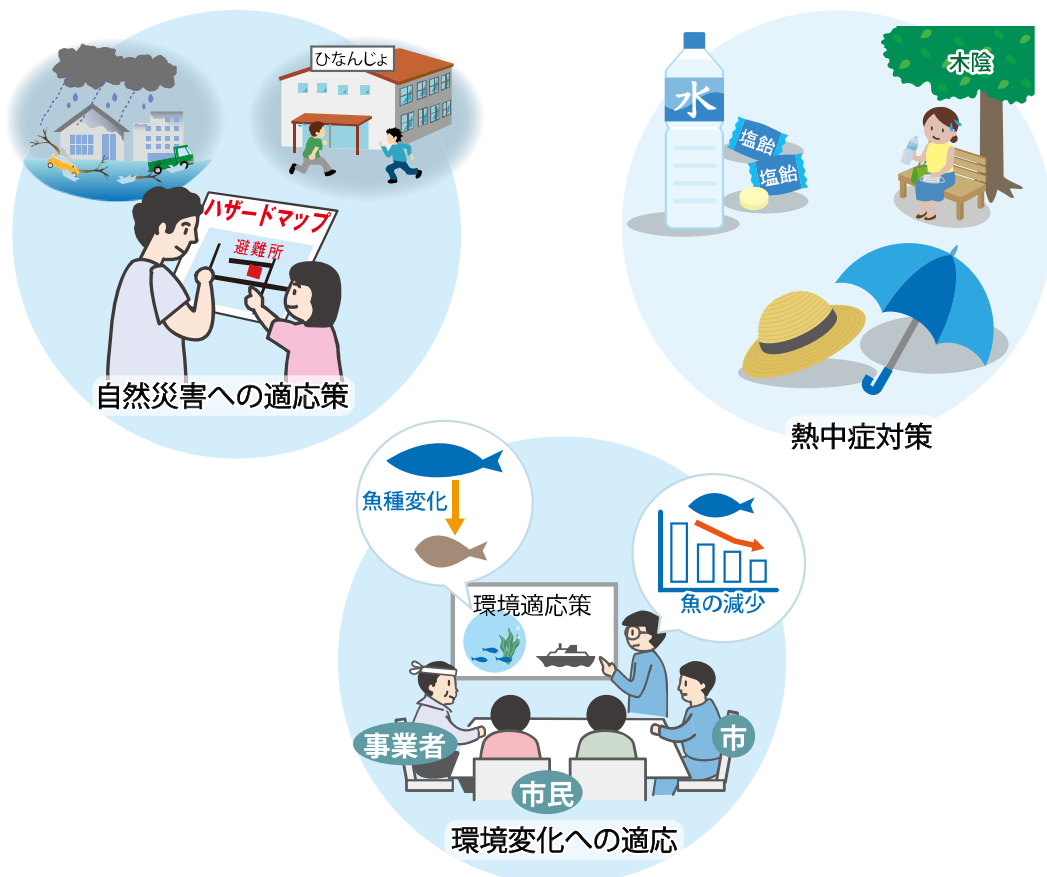
1-4-3 健康影響に関する適応策の推進

- ・ 熱中症警戒アラートを注視しながら、発生可能性について情報収集に努めるとともに、熱中症への注意喚起や予防・対処法について、SNS 等を活用し普及啓発に努めます。
- ・ クールビズや公共交通の利用促進など、気候変動への適応に向けたライフスタイルへの転換についての普及啓発に努めます。
- ・ 気候変動に伴い発生する感染症について、県及び関係機関等と連携しながら、感染症対策の普及啓発に努めます。

1-4-4 農林水産業における適応策の推進

- ・ 回遊性魚介類についての漁場の環境変化への対応について、関係機関や水産業者との情報共有を図ります。
- ・ 沿岸域の漁場の環境変化や養殖方法における適応策について、関係機関や水産業者との情報共有を図ります。
- ・ 病害虫の発生状況や気温の上昇に対応した栽培方法などについて、関係機関や農業者との情報共有を図ります。

※49 【ヒートアイランド現象】ヒートアイランド（heat island＝熱の島）現象とは、都市の気温が周囲よりも高くなる現象のこと。気温の分布図を描くと、高温域が都市を中心に島のような形状に分布することから、このように呼ばれるようになった。ヒートアイランド現象は「都市がなかったと仮定した場合に観測されるであろう気温に比べ、都市の気温が高い状態」と言うこともできる。



自然災害への適応策

近年、地球温暖化により、さまざまな異常気象や自然災害が発生しています。

自然災害の発生を抑えることはできませんが、日ごろから備えることで、被害を最小限に抑えることはできます。

本市では令和 5 年 3 月に「防災ガイドブック」を作成し、日ごろの備えや、災害発生時の行動、ハザードマップを掲載しています。

また一般、高齢者、親子などさまざまな世代向けに「塩竈市防災・減災ワークショップ」を開催しています。ワークショップは、防災に関する学習や体験を通じて、市民に防災への意識を高めていただくことを目的に実施しています。



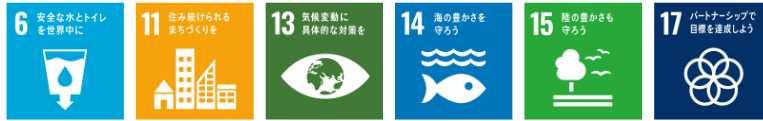
防災ガイドブック



防災・減災ワークショップの様子

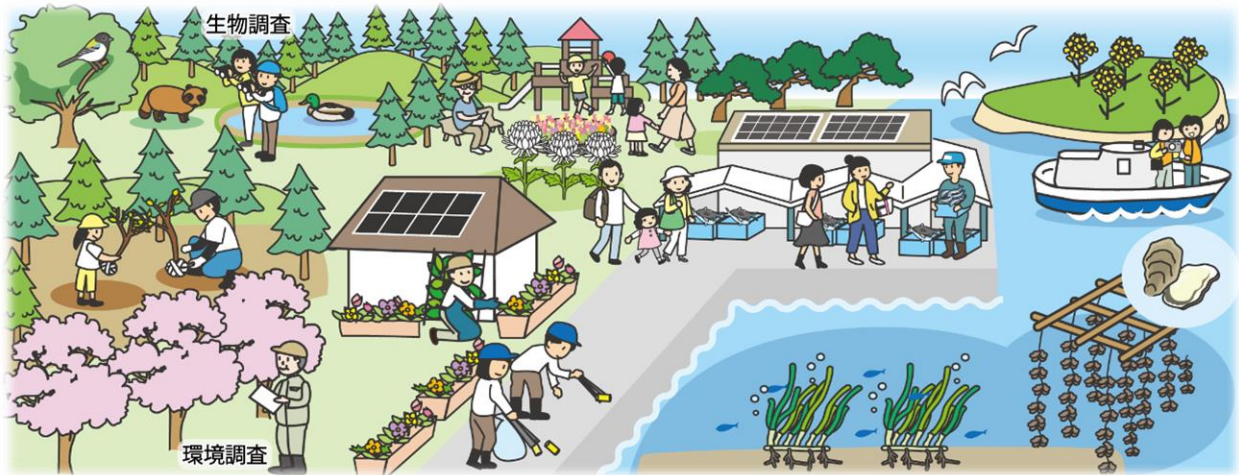
環境像 2 海とみどりの豊かさを育み、人と生きものがつながるまち

関連する SDGs の
主なゴール



道路の街路樹や、学校、公園など拠点となるみどりが育つとともに、生物の生息・生育場所となる水とみどりのネットワークが形成されています。浦戸諸島においては豊かな自然環境が維持・保全されるとともに、人々の生活や農業、水産漁業、観光業等の産業の基盤となっています。

自然との共生により、本市にくらす人々の生活や、都市の営みにゆとりやうるおいが生まれるまちを目指します。



(1) 施策と取組

管理指標

指標	現状値 (R4)	目標値 (R16)
一人当たりの都市公園面積	17.4 m ²	20.0 m ²
自然共生サイト※50等の認定数 (令和 5 年より制度開始)	—	1 か所以上

施策の方向

施策の方向	施策
2-1 自然環境と生物多様性の保全	2-1-1 健全な生態系の保全・創出・再生
	2-1-2 生物多様性や自然を活用したまちづくり
	2-1-3 外来種※51・有害鳥獣対策
2-2 やすらぎやうるおいのある生活空間の創造	2-2-1 まちのみどりの保全と創出
	2-2-2 水辺の憩いの空間の充実

※50 【自然共生サイト】「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を国が認定する区域のこと。認定区域は、保護地域との重複を除き、「OECM」として国際データベースに登録される。令和 5～6 年度は「自然共生サイト」制度として実施され、令和 7 年度以降は、「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（生物多様性増進活動促進法）」に基づく認定に一本化される。

保護地域とは、保全のための特定の目的を達成するために指定され又は規制され及び管理されている地理的に特定された地域のこと。

OECM (Other Effective area-based Conservation Measures) とは、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域のこと、里地里山、社寺林、公共緑地、企業緑地等の身近な自然を通じて生物多様性の保全に貢献する場所等が含まれる。

※51 【外来種】もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のことを指す。また、海外起源の外来種のうち生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から外来生物法によって指定されたものを特定外来生物という。

具体的施策

本市は、松島湾に面した豊かな海洋環境と緑豊かな丘陵地帯に加え、鹽竈神社をはじめとする歴史的景観と自然が調和した美しい環境が特徴です。今後もこのような恵まれた環境を将来世代に継承していく必要があります。また、水辺と一体となったみどりの創出、地域固有の生きものの保全などの自然環境の「質」を確保することは、全ての生物にとって重要なことであるとともに、地域の価値や魅力を向上し、地域住民の交流の場としての活用も期待されます。

引き続き公園・街路樹などの緑地や海洋・水環境の保全をさらに充実させるとともに、生物多様性の保全に向けた取組の充実を図っていきます。また、市民・事業者・市が連携した取組により、自然と共生する地域社会づくりに取り組んでいきます。

2-1 自然環境と生物多様性の保全

2-1-1 健全な生態系の保全・創出・再生

- ・市民等の生物多様性の意識向上を図るための情報収集・発信・教育・普及啓発等の充実強化に努めます。
- ・伊保石や加瀬沼、鹽竈神社など、市内に残された生物生息・生育環境の保全に努めます。
- ・適正な土地利用や、生物多様性に配慮した緑地管理により、生物の生息・生育環境の保全を推進します。
- ・市民・事業者・団体等と連携し、里地・里山・里海の保全を行います。
- ・浦戸諸島や越の浦に残る自然海岸の保全に努めます。
- ・農林漁業と連携した生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた活動を促進します。
- ・民間企業等による、生物多様性増進活動促進法に基づく計画（自然共生サイト）の認定に向けた取組への支援・協力など、保全地域の拡大に向けた検討を行います。

2-1-2 生物多様性や自然を活用したまちづくり

- ・浦戸地区の豊かな自然を活用した観光業等の産業の活性化に取り組みます。
- ・道路空間におけるグリーンインフラ導入（雨水貯留浸透機能、自然舗装等）など、防災、減災につながる自然機能の活用を推進します。

2-1-3 外来種・有害鳥獣対策

- ・特定外来生物による被害発生状況を把握し、適切な対応に関する普及啓発に努めます。
- ・有害鳥獣による被害発生状況の把握とともに、必要な対策について検討していきます。

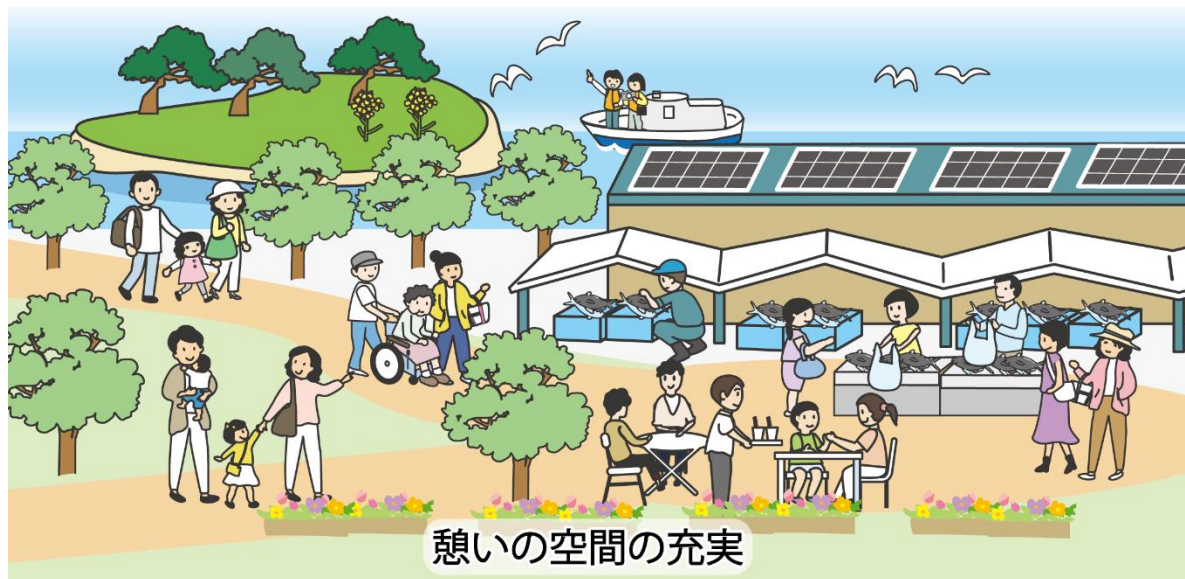


2-2-1 まちのみどりの保全と創出

- ・ 公共施設の緑化や民有地の緑地保全など、まちなかの緑を増やし、ネットワーク化を進めます。
- ・ 地域のシンボルとなる樹木などを保全し、活用していきます。
- ・ 樹木植栽の際に、地域の特性に応じた植樹を選定していきます。
- ・ 市民との協働により身近な公園緑地の魅力を高め、積極的に活用を図ります。
- ・ 市民や事業者の緑化意識の向上を図ります。

2-2-2 水辺の憩いの空間の充実

- ・ 海とのつながりを重視したまちの活性化を進めます。
- ・ 港町の資源を結びつけるネットワーク整備を市民・事業者と連携して進めます。
- ・ 市民も観光客も楽しめる海辺の拠点整備と活用を進めます。
- ・ 魚市場地区の魅力を高め、利用を促進します。
- ・ 散策路や広場など親水施設の整備を進めます。
- ・ サインや駐車場の整備など、水辺へのアクセス機能を充実していきます。
- ・ バリアフリーの推進など、誰もが安心して利用できる公共交通・歩行空間の整備を進めます。



生物多様性

【生物多様性】

生物多様性とは、地球上の動物や植物、微生物などの多様な生物が、バランスを保っていることです。生物多様性条約では、3つの多様性があると定められています。

<生態系の多様性>	<種の多様性>	<遺伝子の多様性>
森林、里地里山、河川、湿原など、さまざまな種類の自然があること	細菌などの微生物から動植物まで、さまざまな生きものがいること	同じ種でも異なる遺伝子を持つことにより、形や模様、生態などに多様な個性があること

【生物多様性と生態系サービス】

わたしたちの生活は、「生態系サービス」とよばれる生態系から得られる恵みにより支えられています。生態系サービスは、市場経済では目に見えにくいですが、わたしたちの生活に欠かせない水や食料の供給、自然災害の防止、そして美しい自然景観など、非常にさまざまな価値を提供しています。

例えば、植物、昆虫、微生物が互いに作用することで、植物の受粉が行われたり、土壌の養分が循環されたりすることで、質の良い土壌が生成されます。質の良い土壌はわたしたちの生活を支える食料の供給につながります。その他にも、森林やサンゴ礁などの生態系は防壁や緩衝帯として、台風や洪水などの自然災害を軽減しています。

このような「生態系サービス」を劣化させることなく、持続的に利用するためには、生物多様性は必要不可欠です。



(資料) 環境省ホームページ

自然共生サイト

～ネイチャーポジティブの実現に向けて～

【自然共生サイト】

○自然共生サイトとは

自然共生サイトとは、「民間の取組等」によって自然環境と人間が共生し、生物多様性の保全が図られている区域を国が認定する区域のことです。認定区域は、「OECM（Other Effective area-based Conservation Measures）：保護地域以外で生物多様性保全に資する地域」として国際データベースに登録されます。

○自然共生サイトに登録される場所とは

自然共生サイトは、事業者、民間団体・個人、地方公共団体によるさまざまな取組により、生物多様性の保全が図られている区域が対象です。

【ネイチャーポジティブ実現に向けて】

自然共生サイトの取組は、2030 年ネイチャーポジティブの達成を目指すための計画である「生物多様性国家戦略 2023－2030」の基本戦略の 1 つである「生態系の健全性の回復」に貢献します。本市においても自然共生サイトの創出に取り組むことで、生物多様性や自然資本が守られたネイチャーポジティブを実現する社会を目指します。



2030 年ネイチャーポジティブを達成した世界のイラスト

（資料）環境省ホームページ

浦戸諸島の自然

浦戸諸島は、変化に富んだ地形から、さまざまな動植物が生息しています。島を歩くことで、普段は見過ごしがちな季節による植物や動物の変化を楽しむことができます。また自然観察を行うことで、生物多様性の重要性を理解し、そこに息づく生きもののつながりを感じることができます。

島では、春は「椿」「菜の花」、夏は「ラベンダー畑」、秋は「ハマギク」など季節の花が楽しめます。

他にもボラや松林が見られるなど多くの魅力がある島を、塩竈市のホームページの「島歩きマップ」にて紹介しています。



浦戸諸島で見られる自然

(資料) 塩竈市ホームページ

環境像 3 ごみを出さない暮らしと資源の循環に協働して取り組むまち

関連する SDGs の
主なゴール



本市でくらし、働き、活動する全ての人が主体的にごみの減量に取り組むとともに、市民・事業者・市の連携によるリユースの仕組みづくりなどにより、発生抑制と再使用が優先的に進められています。資源とごみの分別が徹底されるとともに、資源を無駄なく循環する仕組みが構築され、排出されたごみは適正に処理されています。

限りある資源を効率的に活用し、持続可能な形で循環させながら利用していく社会の構築を目指します。



(1) 施策と取組

管理指標

指標	現状値 (R4)	目標値 (R12)
一人一日当たりの家庭ごみ排出量	725g	625g
リサイクル率	21.1%	30.0%

施策の方向

施策の方向	施策
3-1 ごみの減量とリサイクルの推進	3-1-1 3R の推進
	3-1-2 食品ロスの削減
	3-1-3 プラスチックごみの削減
3-2 安定的で適正なごみ処理の推進	3-2-1 ごみの適正処理

具体的施策

循環型社会の実現には、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）によりごみの発生を抑制したうえで、リサイクル（再生利用）の一層の推進により資源がごみにならないようにすることが必要です。ごみを減らすことは、環境負荷の抑制につながるだけでなく、二酸化炭素（CO₂）をはじめとする温室効果ガスの排出量の削減にもつながります。

3R の取組の推進により、市内のごみの排出量は緩やかな減少傾向にありますが、より一層のごみ減量に向けて、引き続き3R の取組と適正処理を推進するとともに、食品ロス削減、プラスチックの使用削減等の新たな課題への取組を充実させていきます。市民・事業者とともに資源の有効活用を推進し、循環経済への移行に取り組みます。

3-1 ごみの減量とリサイクルの推進

3-1-1 3R の推進

- ・「3R（スリーアール）」活動の推進に努め、循環型社会の早期実現に向けた取組を促進します。
- ・市が率先して目標値を定め、庁内事務におけるごみの減量とリサイクルに取り組みます。
- ・市民・事業者によるごみの減量・リサイクルの主体的な取組を支援します。
- ・家庭や事業所からのごみ排出量の削減と、ごみ分別の徹底によるリサイクルを促進します。
- ・不法投棄の防止に向けた対策を推進します。

3-1-2 食品ロスの削減

- ・食材を買い過ぎない、食べ残しをしないなど、家庭でできる食品ロス削減の取組について周知・啓発を行います。
- ・市民・市内飲食店等と連携し、食品ロス削減の取組を進めるとともに、市民への周知・啓発を行います。
- ・フードドライブ※52 など、食品ロス削減の取組に支援・協力します。

3-1-3 プラスチックごみの削減

- ・製品プラスチックのリサイクル体制を整備します。
- ・海洋プラスチックによる環境への影響についての情報を発信し、市民への周知・啓発を行います。
- ・マイバッグ、マイボトル、プラスチック代替品等の利用を促進します。
- ・使用済みペットボトルの水平リサイクルに取り組みます。

※52 【フードドライブ】家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄付する活動のこと。

3-2-1 ごみの適正処理

- ・ごみの適正処理に向け、啓発・指導体制を充実していきます。
- ・清掃工場や埋立処分場など、ごみ処理施設の適正管理に努めます。
- ・ごみ処理の有料化について検討を行います。



食品ロス

【食品ロスとは】

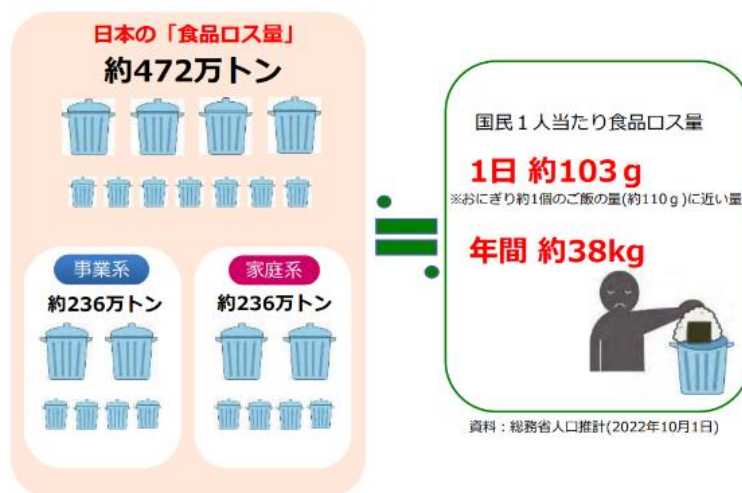
食品ロスとは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。食品ロスは、食料生産の際に多くのエネルギーを消費するだけでなく、水分の多い食品は、廃棄の際に運搬や焼却で余分な CO₂ を排出するなど、さまざまな環境問題につながります。

【日本における食品ロスの現状】

日本での食品ロスの量は年間「472 万 t」あり、一人あたりに換算すると、年間で約 38 kg になります（令和 4 年度）。これは一人当たりが、毎日約 1 個のおにぎりを捨てていることになります。

【食品ロス削減のために】

食品ロスを減らすためには、家庭で食べ残しをしないだけでなく、食品を購入する際に、奥から商品をとらずに、賞味期限が近い商品を購入するなど、ちょっとした行動で食品ロスを削減することができます。身近にできることから始めてみませんか。



年間の食品ロス量

(資料) 農林水産省ホームページ

水平リサイクル

水平リサイクルとは、使用済み製品を原料として用いて、再び同じ種類の製品を製造することです。例えば、使用済みのペットボトルを原料として、新たにペットボトルを製造します。

水平リサイクルをすることで、資源を長期間循環できるだけでなく、環境負荷の軽減につながることが期待されています。



(資料) PET ボトルリサイクル推進協議会 年次報告書 2024

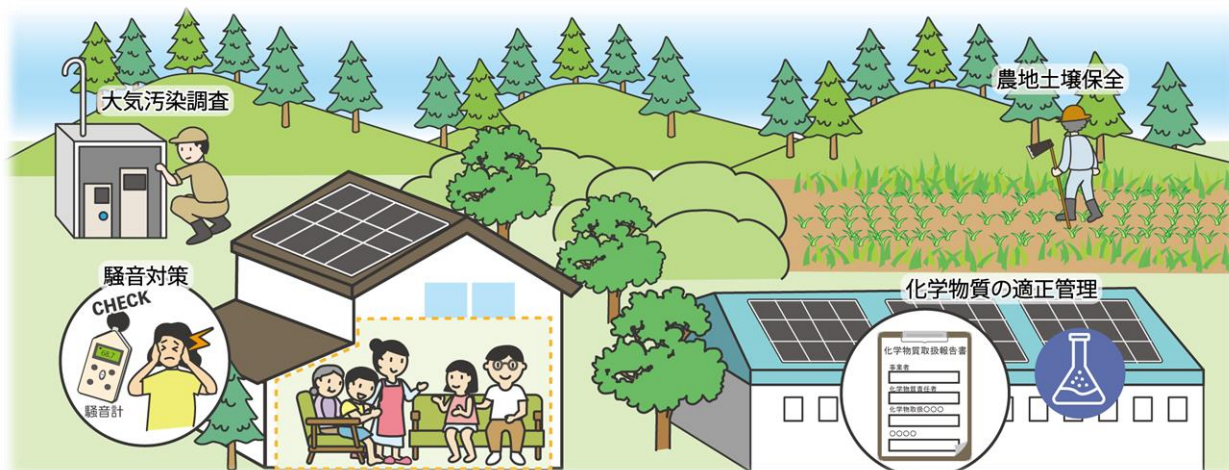
環境像 4 全ての人が安全・安心・快適な環境の中で暮らし活動できるまち

関連する SDGs の
主なゴール



公害が防止され、良好な生活環境が確保されることにより、本市に集う人々が快適で健やかに過ごしています。

本市でくらし、働き、活動する全ての人が安全・安心・快適に活動できる環境を今後も維持していきます。



(1) 施策と取組

管理指標

指標	現状値 (R4)	目標値 (R16)
環境基準の達成状況		
大気、水及び騒音に関する環境基準	大気、水に関する基準について一部未達成	環境基準の達成

施策の方向

施策の方向	施策
4-1 健康・快適な環境の保全	4-1-1 大気環境の保全
	4-1-2 水環境の保全・土壌汚染対策
	4-1-3 騒音・悪臭・地盤沈下の対策
	4-1-4 化学物質の適正管理
	4-1-5 身近な生活環境の保全

具体的施策

大気、水、土壌等が健全な状態にあることは、健康で安全、快適な生活を送るために重要です。また、まちの美化は、地域の価値や魅力向上につながります。

市民が健康で快適に生活できる環境を確保するため、引き続き、環境基準の達成及び市民の環境に対する満足度向上に向けた取組を実施します。また、市民・事業者・市が連携し、ごみのポイ捨て防止など、まちの美化に取り組めます。

4-1 健康・快適な環境の保全

4-1-1 大気環境の保全

- ・大気汚染防止のため、大気環境のモニタリング等、広域的な取組への協力を推進します。
- ・工場・事業所による大気汚染物質排出対策として、事業者への指導を徹底します。
- ・自動車排ガス対策として、次世代自動車やエコドライブ等の普及啓発を行います。

4-1-2 水環境の保全・土壌汚染対策

- ・公害防止対策の強化を図ります。
- ・水源の保全に広域的に協力していきます。
- ・下水道の普及推進などにより、きれいな水環境づくりを進めます。
- ・環境負荷の少ないまちをつくるため、下水道整備を進めます。
- ・雨水流出抑制施設の整備を進めます。
- ・土地利用における環境配慮に努めます。

コラム

エコドライブ

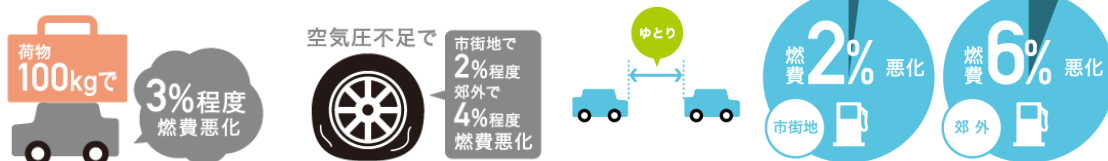
【エコドライブとは】

燃料消費量や CO₂ 排出量を削減し、地球温暖化防止につなげる「運転技術」や「心がけ」のことです。地球温暖化防止だけでなく、交通事故の削減や、ガソリン代の節約につながります。

下記に、エコドライブの具体的な行動を紹介します。環境のためにできることから始めてみませんか。

【具体的な行動】

- | | |
|----------------------------|---------------------|
| ①自分の車の燃費を把握しよう | ⑥無駄なアイドリングはやめよう |
| ②発進するときは、穏やかにアクセルを踏んで発進しよう | ⑦渋滞を避け、余裕をもって出発しよう |
| ③車間距離にゆとりをもち、一定の速度で走ろう | ⑧タイヤの空気圧チェックを習慣にしよう |
| ④減速時は早めにアクセルを離そう | ⑨不要な荷物はおろそう |
| ⑤エアコンを適切に利用しよう | ⑩走行の妨げとなる駐車はやめよう |



(資料) デコ活ホームページ

4-1-3 騒音・悪臭・地盤沈下の対策

- ・ 騒音・振動のモニタリング及び広域的な防止対策を推進します。
- ・ 悪臭・地盤沈下などの環境問題への監視を継続します。

4-1-4 化学物質の適正管理

- ・ 化学物質を取り扱う事業者の指導を行います。

4-1-5 身近な生活環境の保全

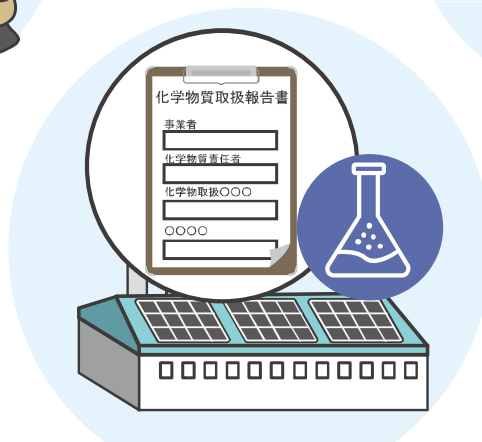
- ・ 生活型公害改善のため、市民や事業者のマナー向上を図ります。
- ・ 散乱ごみを防止し、市民の美化意識の向上を図ります。
- ・ インフラ整備において環境負荷の少ない資材・工法の導入を検討していきます。
- ・ 海岸保全施設や急傾斜地崩壊対策などに環境に配慮した整備方法を取り入れていきます。
- ・ 豊かな自然を享受し、それらと共存できる浦戸地区の生活基盤づくりを進めます。



大気汚染調査



騒音対策



化学物質の適正管理

環境像 5 持続可能な環境づくりのために行動する人の輪を広げるまち

関連する SDGs の
主なゴール



一人一人が環境に配慮して行動するための環境教育・学習が定着し、自ら環境に配慮した行動を心がける人材が育つとともに、さまざまな主体が連携して環境活動に取り組むための基盤が構築されています。また、本市の環境を形成する歴史的・文化的資源や景観が、市民や事業者等との協働によって、良好な状態で維持・保全されています。

市民や事業者と協働し、環境を守る行動が輪となり広がるまち、サステナブルな未来を共に目指すまちをつくっていきます。



(1) 施策と取組

管理指標

指標	現状値 (R4)	目標値 (R16)
海などの水辺の魅力を楽しめるイベント等の開催数 (市主催分)	9 回	現状以上
海などの水辺の魅力を楽しめるイベント等の開催数 (市主催分以外)	—	年 10 回
市民による web サイト、動画配信サイト、SNS を用いた 環境情報発信件数	—	年 10 件

施策の方向

施策の方向	施策
5-1 歴史的・文化的環境・景観の 保全と継承	5-1-1 伝統を活かしたまちづくり
	5-1-2 自然景観の保全
5-2 環境教育・環境学習の推進	5-2-1 環境教育・環境学習の促進
	5-2-2 環境情報の提供
5-3 多様な主体による連携・協働 の推進	5-3-1 市民との協働
	5-3-2 環境活動の体制づくり

具体的施策

環境保全の取組は、一人一人の実践から始まり、その活動を核として市民・事業者・市など、地域に関わる人々が連携・協働することで、持続可能なまちづくりや地域コミュニティの活性化へとつながっていきます。また、環境意識の醸成は、地域の環境を改善し、健康で豊かなくらしを実現することにつながります。

市民一人一人が環境問題について学び、考え、行動する意識をつくっていくため、環境に関する情報提供、体験活動を通じた環境教育・学習の機会の創出に取り組みます。また、環境活動を推進する人材の育成や、市民・事業者・団体等による環境活動への支援・協力を行い、環境に関するパートナーシップの構築を進めます。

5-1 歴史的・文化的環境・景観の保全と継承

5-1-1 伝統を活かしたまちづくり

- ・ 市内に残る伝統的な景観を保全し、その歴史的・文化的価値を活用していきます。
- ・ 浦戸地区に残る歴史的景観を活かしたまちづくりを推進します。
- ・ サインやガイドブックの整備など、伝統的な景観を結びつけ活用していきます。
- ・ まちの歴史から環境保全に役立つくらし方やまちづくりを学び、活用していきます。

5-1-2 自然景観の保全

- ・ 市内に残された自然景観の保全に努めます。
- ・ 自然景観や周辺の環境と調和した公共施設等の景観整備を進めます。
- ・ 自然景観と接する産業や建造物の景観配慮を促進します。
- ・ 市民・事業者との協働により環境と調和した都市景観の創造を進めます。



伝統的景観の保全



市内の美化活動

5-2-1 環境教育・環境学習の促進

- ・ 環境教育による省エネの意識付けに取り組みます。
- ・ 多様な学習ニーズに対応する環境教育・環境学習活動の機会を拡大していきます。
- ・ 総合的学習の時間などを活用した環境教育を進めます。
- ・ 環境学習への活用やイベントの開催など、島嶼部の自然環境の保全意識を高めるとともにその利用機会を拡大していきます。
- ・ 環境に関する行政施策等への市民参加の機会を拡大していきます。
- ・ 松島湾のアマモ等、本市の特徴的な自然環境を活用した環境教育を行います。

5-2-2 環境情報の提供

- ・ 環境問題に対する情報収集・発信の体制をつくります。
- ・ 市民・事業者・市の環境情報の共有や連携を構築するツールとしてホームページ上の環境情報コーナーの充実を図ります。
- ・ SNS やアプリの活用、市民による情報発信など、環境情報の発信方法の検討を行い、効果的な情報発信を行います。
- ・ 出前講座の開催など、市民・事業者・市が交流し環境情報の共有化を図ります。



5-3-1 市民との協働

- ・ 自然との共生を目指し、市民・事業者と連携を図りながら、自然環境の保全と活用に努め、みどりと海を育て、生かしていく取組を推進します。
- ・ 市民との協働により身近な公園緑地の魅力を高め、積極的に活用を図ります。【再掲】
- ・ 伊保石や加瀬沼、鹽竈神社など、市内に残された生物の生息・生育環境の保全に努めます。【再掲】
- ・ 市民・事業者との協働により環境と調和した都市景観の創造を進めます。【再掲】
- ・ 緑化を促進する活動を行う団体との連携・協働を促進します。【再掲】
- ・ 藻場の保全と再生に向けた活動を行う団体との連携・協働を促進します。【再掲】
- ・ 港町の資源を結びつけるネットワーク整備を市民・事業者と連携して進めます。【再掲】
- ・ 市民や事業者に環境配慮指針の普及・啓発を進めます。
- ・ 市民・事業者・市の環境配慮行動の推進を図ります。

5-3-2 環境活動の体制づくり

- ・ 環境活動の支援制度を検討していきます。
- ・ 企業、団体、高等教育機関等との環境に関する協力・連携体制を強化していきます。
- ・ 環境活動への参加を促進し、人材を育成していきます。
- ・ 隣接自治体などとの環境に関する広域的な協力・連携体制を築いていきます。



環境活動を担う人材育成

エコ講座

本市では、地球温暖化の現状や環境にやさしい生活を学ぶ講座を開催しています。

エコ講座に参加することで、地球温暖化の現状や環境にやさしい生活のためにできることなどについて学ぶことができます。



しおがまエコ講座の様子

令和5年度
しおがま エコ講座
参加費 無料

私たちの暮らしにも地球温暖化の影響があらわれています。その現状や環境にやさしいスマート生活について学ぶ講座を開催します。
減戸のラベンダーを鑑ったワークショップも開催しますので、ぜひご参加ください！

第1回：2/17(土)
『地球温暖化の現状と私たちにできること』
講師：佐藤 隆一さん（環境省地球環境センター）

第2回：3/2(土)
『始めよう！エコでスマート生活～環境や健康にもやさしい省エネ対策～』
講師：荒地 孝子さん（環境省地球環境センター）

第3回：3/9(土)
『ラベンダーオイルワークショップ』
講師：三島 美津子さん（松島市環境センター）
同席：荒地 孝子さん（環境省地球環境センター）

会場：馬場市民会館（馬場市東馬場9-1）
時間：10:00～11:30（3講座共通）
対象：18歳以上の方
（抽選予約、各回、希望とあるべくや3回参加可）
定員：20名
お申込み：令和5年2月14日（水）まで電話またはWEBにてお申し込み下さい。
お問い合わせ：松島市市民生活部環境課（松島市中央4-5-1）
電話：022-365-3377

QRコード
参加者の有様に
エコバッグを
送ります！

藻場の再生

【藻場の役割】

藻場は、海の水や海底の泥をきれいにし、波や流れを穏やかにして海の濁りを抑えてくれるため、幼魚などが育つための重要な場所です。

また、藻は海中の二酸化炭素（CO₂）を吸収し、地球温暖化を防ぐ役割があるとされています。

【アマモ場再生活動への取組】

市内では、東日本大震災により消失した藻場の再生に向け、花枝採取会の開催や、親子でアマモの種を移植する体験などさまざまなイベントが開催されています。

イベントへの参加を通じて、松島湾の海辺を知り、豊かな松島湾の再生につなげていきましょう。



アマモの花



花枝を採取するイベント参加者の様子

（資料）国土交通省 東北地方整備局 塩釜港湾・空港整備事務局ホームページ

第 5 章

リーディングプロジェクト

1. リーディングプロジェクト設定の目的
2. リーディングプロジェクト

第5章 リーディングプロジェクト

(1) リーディングプロジェクト設定の目的

本市が目指す将来像の実現に向けて優先的に取り組むべき施策や、市民・事業者・市が連携して実施する上で特に重要な施策を「リーディングプロジェクト」として位置づけます。これらの施策の実施により、地域資源の循環、地域防災力の強化、地域活性化など、より豊かな地域づくりや、住みやすい・くらしやすいまちづくりにつなげていきます。

(2) リーディングプロジェクト

リーディングプロジェクトは次のとおり選定しました。選定したプロジェクトについて、次頁以降に、その概要と施策のロードマップを示しています。

No.	プロジェクト
1	公共施設における省エネ化・再エネ導入拡大
2	ごみの減量とリサイクルの取組強化

計画の実効性を確保するため、計画の期間（10ヵ年）を短期（初年度～3年程度）・中期（4年～6年程度）・長期（7年以降）の3つの時期に分け、それぞれの施策における概ねの実施時期を設定しています。

凡例	
	検討・準備期間
	実施・供用期間

リーディングプロジェクト 1 公共施設における省エネ化・再エネ導入拡大

概要

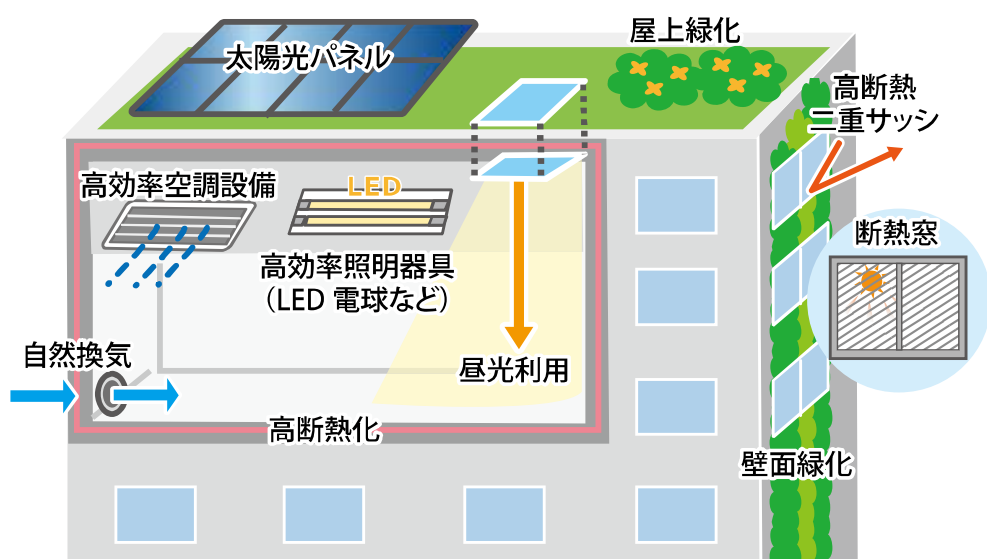
脱炭素社会に向けて、市の事業から排出される温室効果ガスを削減し、脱炭素化の取組を率先して進めていく必要があります。また、公共施設において再生可能エネルギー利活用の先進的な取組を行うことで、市民・事業者の意識啓発にもつながります。

そこで、施設の改修やエネルギー設備の更新時に合わせて、建築物の省エネ改修や省エネ型の設備導入を進めます。太陽光発電については、各施設への導入可能性について調査を行い、設置可能な施設を対象に、順次導入を進めていきます。

市の役割

- ・公共施設の省エネ化、再エネ導入の調査・検討
- ・再エネ・省エネ設備導入、又は PPA 等を活用した再エネ設置
- ・公共施設の脱炭素化に関する市民への情報発信

取組のイメージ



施策のロードマップ

施策	実施期間		
	短期	中期	長期
公共施設への太陽光発電導入	-----	—————→	—————→
公共施設の省エネ改修	—————→	—————→	—————→
公共施設の新築時の ZEB 導入	-----	-----	—————→

リーディングプロジェクト 2 ごみの減量とリサイクルの取組強化

概要

経済発展に伴う世界的なエネルギーや食料などの資源需要の増大や、限りある天然資源の枯渇や制約の懸念から、資源の効率的かつ循環的な利用が求められています。

また、令和4年のOECD「グローバル・プラスチック・アウトルック」によると、世界で排出されるプラスチック廃棄物の量は令和元年から令和42（2060）年までにほぼ3倍に増加する見込みであり、海洋を含む生態系全体への深刻な影響が懸念されます。このような背景を踏まえ、本市においても、あらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図り、ライフサイクル全体での資源循環に取り組んでいく必要があります。

市では、これまでも市民や事業者に対する3Rの啓発や行動促進に取り組み、市内で排出されるごみの減量とリサイクルを推進してきましたが、今後は、プラスチックごみ削減や食品ロス削減等の新たな課題に一層具体的に取り組んでいく必要があります。

そこで、市が収集した使用済みペットボトルの水平リサイクルや、市内飲食店や食料品店等と連携した食品ロス削減の普及啓発など、新たな施策・取組を検討し、ごみの減量とリサイクルの取組を強化していきます。

市の役割

- ・ごみ減量やリサイクルに関する新たな取組及び有料化の検討
- ・ごみ減量やリサイクルに関する、民間事業者等との連携体制の構築
- ・ごみ減量やリサイクルの普及啓発

取組のイメージ



施策のロードマップ

施策	実施期間		
	短期	中期	長期
ごみ減量やリサイクルに関する新たな取組及び有料化の検討	-----	—————→	—————→
民間事業者等との連携体制の構築	-----	—————→	—————→
ごみ減量やリサイクルの普及啓発	—————→	—————→	—————→

第 6 章

環境行動指針（市民・事業者の取組）

1. 市民・事業者の環境配慮のための行動指針
2. 土地利用における環境配慮指針

第6章 環境行動指針（市民・事業者の取組）

1. 市民・事業者の環境配慮のための行動指針

今日の環境問題は、廃棄物の増大や資源・エネルギーの大量消費など、わたしたちの日常生活や事業活動と関わりの深いものが多くなってきています。

今後、環境を守っていくためには、このような環境問題の特性を理解し、わたしたちが自主的かつ積極的に環境の保全と創造に向けた取組を日常生活や事業活動の中で行っていく必要があります。

ここでは、日常生活や事業活動を営むうえで市民・事業者に期待される、環境配慮のための行動指針、及び土地利用面からの環境配慮指針を示しています。

（1）市民の環境配慮のための行動指針

この行動指針は、本市の現状、近年の社会的な環境への取組動向などを踏まえ、環境を守っていくために日常生活の中で市民一人一人に期待される配慮事項を環境像ごとに関連づけ、具体的な行動例として示したものです。また、家庭で取り組むことができる身近な行動の一部について、イラスト化して示しています。

【身近な環境配慮行動のイメージ】



①気候変動

日常生活においてエネルギーを効率よく使用しましょう。

効率の良い電化製品の利用を検討しましょう。

待機電力の消費量は大きいので、長時間使用しない場合はコンセントからプラグを抜きましょう。

掃除機のフィルターなどはこまめに掃除しましょう。

モップや雑巾を使用し、掃除機をかける時間を減らしましょう。

お風呂には、家族が続けて入るようにしましょう。

リビングでエネルギーを効率よく利用しましょう。

空調は過度な冷暖房を避けて適温に調整し、送風機で室内の温度を均一に保ちましょう。

夏の暑い日の日中はすだれ、よしず、カーテンなどで窓からの日差しをやわらげましょう。

エアコンのフィルターを定期的に清掃しましょう。

不要な照明は消しましょう。

キッチンでエネルギーを効率よく利用しましょう。

冷蔵庫には適量を入れ、ドアの開閉回数は少なくしましょう。

冷蔵庫は季節に合わせて設定温度を調節しましょう。

冷蔵庫を開けている時間を短くしましょう。

石油ストーブの反射板やガスコンロのバーナーは、こまめに掃除しましょう。

ガスコンロの火が鍋の外へ大きくはみださないように使用しましょう。

濡れたままのやかんや鍋を火にかけないようにしましょう。

新築・増改築の際に脱炭素型のエネルギーの利用を進めましょう。

家の新築、改築を行う際は、太陽光発電などの再生可能エネルギーの利用を検討しましょう。

屋根、外壁、床、窓ガラス、ドアなどの断熱性能を高めましょう。

省エネ性能の高い給湯器を設置しましょう。

HEMS（家庭用エネルギー管理システム）を導入しましょう。

自動車による温室効果ガス排出量の削減に取り組みましょう。

自家用車利用を控え、できるだけ循環バスや電車を利用し、近距離のときは徒歩や自転車で移動しましょう。

車で同じ方向に移動するときは、できるだけ相乗りするようにしましょう。

走行時に二酸化炭素（CO₂）等の排出ガスを出さないゼロエミッション・ビークル（ZEV）^{※53}の導入・利用に努めましょう。
※53 走行時に二酸化炭素（CO₂）等の排出ガスを出さない電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）のこと。

エコドライブに努めましょう。

トランクを整理し、不必要な荷物は載せないようにしましょう。

タイヤの空気圧は燃費に影響するので、適正な空気圧にしましょう。

気候変動の影響を理解し、備えましょう。

こまめな水分補給、適切な冷房利用などにより、熱中症を予防しましょう。

水害、風害時の避難行動をあらかじめ考えておきましょう。

②自然共生

塩竈が持つ地域の文化や特性を大切にしましょう。

浦戸諸島や伊保石公園の自然を楽しみましょう。

塩竈の海の魅力を再発見しましょう。

庭やベランダで緑に親しみましょう。

庭、ベランダ、屋上などで身近な緑を育て、四季の変化を楽しみましょう。

庭先の緑は隣家や通行人などの迷惑にならないように、きちんと管理しましょう。

空き地などは、隣家の迷惑にならないように、きちんと管理しましょう。

まちの緑や生きものを守り育てましょう。

身近な公園をはじめ、海や川、森、里山などで自然や生きものに親しみましょう。

他の地域の生きものを持ち帰らない等、野鳥や昆虫、植物などの生きものを大切にしましょう。

身近な生きものに関心をもち、多様な生きものが関わりあう生態系から得られる恵みについて考えてみましょう。

野生動物に餌付けを行わないようにしましょう。

生物多様性に配慮した商品や食材を選びましょう。

野菜などを購入する際は、旬のものや地場産のもの、有機農産物などの購入に努めましょう。

環境に配慮した商品を購入することで、生物多様性配慮に貢献しましょう。

③資源循環

買い物の際にはごみの減量を意識しましょう。

ごみにならないよう unnecessaryなものは買わないように心がけましょう。

マイバッグやマイボトルなどを利用しましょう。

修理体制が充実している製品や再使用又はリサイクルルートが確立している製品の購入に努めましょう。

トレイやパックを使っていない、ばら売りなどの簡易包装の商品の購入に努めましょう。

シャンプーや洗剤などは、詰め替え可能な製品の購入に努めましょう。

エコマーク、グリーンマーク等の表示のある環境に配慮した製品の購入に努めましょう。

ノートやトイレットペーパーなどの紙製品は、再生紙を使用した製品の購入に努めましょう。

ごみはきちんと持ち帰るなどの自然を守るマナーを身につけましょう。

ごみの減量に努めましょう。

食品を無駄なく使う、食べ残しや作りすぎに注意するなど、食品ロス削減に努めましょう。

生ごみは、堆肥化して利用するなど減量の工夫をしましょう。

生ごみは水をよく切って出しましょう。

衣料品や電化製品は、大切に使って、すぐにごみにならないようにしましょう。

ごみは適正に処理をしましょう。

ごみは決められた回収日に決められた方法で出しましょう。

空き缶やビン類、ペットボトル、古新聞、段ボール、牛乳パック、古布などは、資源回収に出しましょう。

販売店が行うトレイやペットボトル、ビンなどの回収を積極的に利用しましょう。

テレビ、冷蔵庫、ルームエアコン、洗濯機の処分は、自己負担で適正に行いましょう。

使用済みのスマートフォン等の小型家電は、市の回収ボックスを利用してリサイクルに協力しましょう。

環境に配慮した製品を選びましょう。

不必要になったものは、譲りあったり、バザーやフリーマーケットを活用したりしましょう。

家具のリサイクル店、リサイクルショップ等を利用しましょう。

④生活環境

水環境の保全に努めましょう。

歯磨きや洗顔、シャワー、洗車の際には、水を流し放しにしないようにしましょう。

お風呂の残り湯は、洗濯などに利用しましょう。

食用油は使い切るようにし、廃油は流さないようにしましょう。

食器や鍋などは、油污を拭き取ってから洗いましょう。

三角コーナーや排水口に水切りネットなどを付け、調理屑を流さないようにしましょう。

合成洗剤の使用を控え、環境にやさしい石鹼を適量使用しましょう。

雨水を溜めることで有効活用するなど、工夫をして水を使用しましょう。

騒音・悪臭の防止に努めましょう。

近所迷惑となるような生活騒音を発生させないよう、機器を使う時間帯や防音に配慮しましょう。

野焼きや屋外での喫煙などによる悪臭を発生させないようにしましょう。

化学物質に関する正しい知識を身につけましょう。

化学物質など、新しい環境問題に関する正しい知識や情報を得て生活を見直しましょう。

身近な生活環境の保全に努めましょう。

環境や健康に配慮し、除草剤や殺虫剤は適量を正しく使いましょう。

たばこや空き缶、空きビン、ペットボトルなどのポイ捨てはやめましょう。

ごみはきちんと持ち帰るなどのマナーを身につけましょう。

釣り糸の放置は野生生物を傷つけるなどの原因になるため、きちんと持ち帰りましょう。

⑤協働と参画

環境問題に関心をもち、学びましょう。

伝統的な祭りなどの行事でも、環境に対する配慮を心がけましょう。

一人一人が塩竈らしい景観形成を心がけましょう。

環境問題について調べたり、家族や周りの人と話し合ったりしましょう。

地場の食材をおいしく食べるために塩竈の環境について考えてみましょう。

塩竈の環境の現状や魅力についての情報を発信し、他者と共有しましょう。

市や環境関連団体などが主催する環境保全活動や学習会へ参加しましょう。

環境保全活動に取り組みましょう。

自然観察会や環境調査などへ参加、協力しましょう。

公園や緑をつくる活動に積極的に参加しましょう。

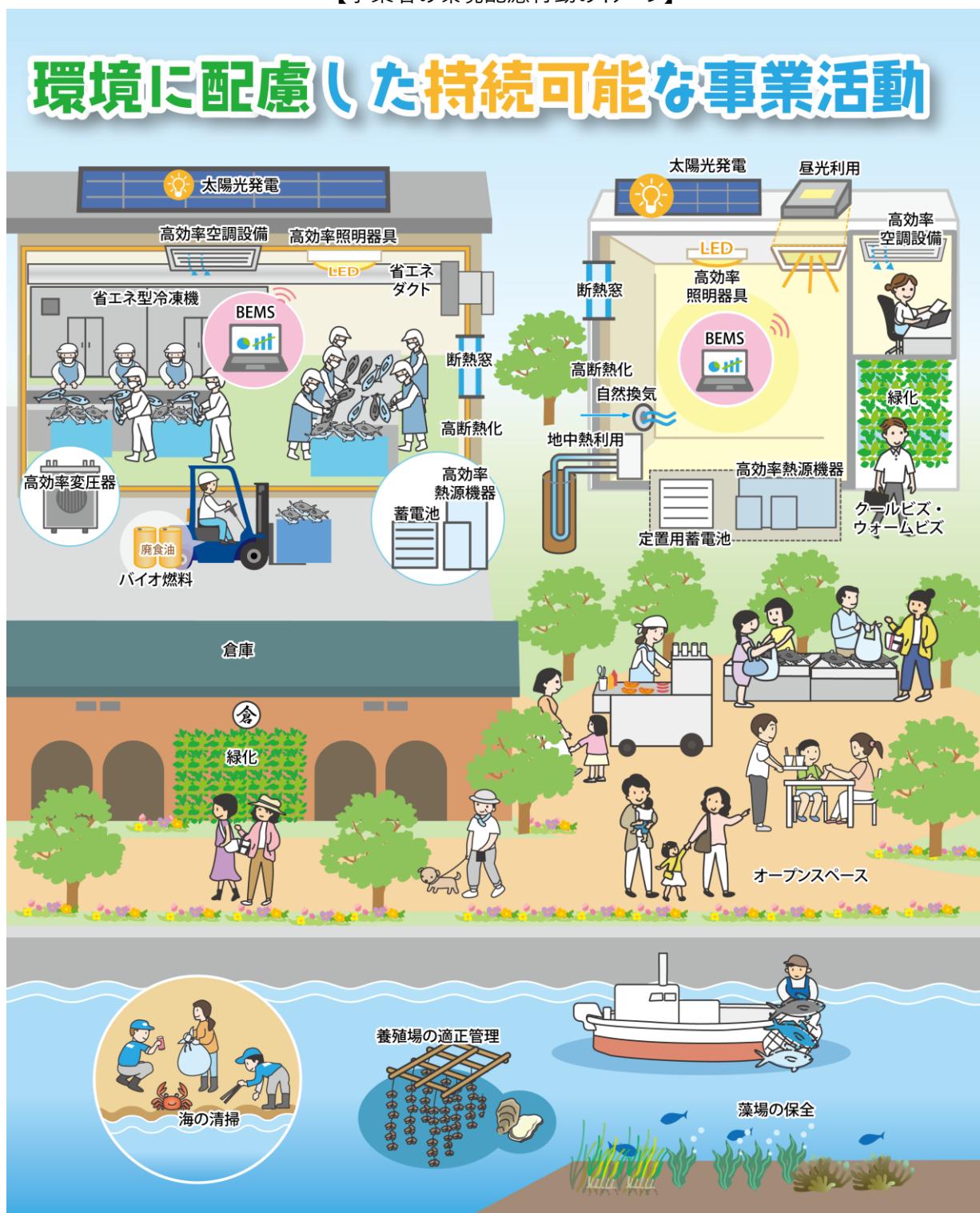
町内会や子ども会などが実施する集団回収などのリサイクル活動へ参加、協力しましょう。

周囲と協力し合い、環境保全活動や学習会を企画し、開催しましょう。

(2) 事業者の環境配慮のための行動指針

この行動指針は、事業者に期待される環境配慮行動を、環境分野ごとに関連づけ、具体的な行動例を示したものです。また、事業者に取り組んでもらいたい行動の一部について、イラスト化して示しています。

【事業者の環境配慮行動のイメージ】



①気候変動

職場における電気・ガスなどのエネルギーの節約に努めましょう。

定期的に事業所のエネルギー使用量を把握しましょう。

LED 照明、省電力型の OA 機器、高効率空調機器等、エネルギー効率の高い機器への切替えを進めましょう。

省エネルギー設定の利用、空調システムの適正管理など、設備・機器の運用改善を継続的に行いましょう。

電化製品や OA 機器、不要な照明のスイッチはこまめに消しましょう。

エレベーターなどの利用を控え、できるだけ階段を利用しましょう。

空調は過度な冷暖房を避けて適温に調整し、送風機で室内の温度を均一に保ちましょう。

クールビズ、ウォームビズを推進しましょう。

業務時間の合理化を図りましょう。

テレワーク、オフピーク出勤の導入、ノー残業デーの徹底などに努めましょう。

職場における水の節約に努めましょう。

雨水貯留施設の設置などにより、水を有効利用しましょう。

節水コマや水圧調整により水道使用量を削減しましょう。

洗車を行う際は、水を流し放しにしないようにしましょう。

脱炭素型のエネルギーの利用を進めましょう。

太陽光発電などの再生可能エネルギーや未利用エネルギーの活用を検討しましょう。

再生可能エネルギー由来の電力等、温室効果ガス排出量の少ない電力の購入を検討しましょう。

省エネルギー・省資源に配慮した建築物づくりの推進に努めましょう。

屋根、外壁、床、窓ガラス、ドアなどの断熱性能を高めましょう。

建物の新築・増改築時に ZEB 化を進めましょう。

BEMS（ビルディング・エネルギー・マネジメント・システム）の導入を検討しましょう。

型枠用熱帯木材などの使用を削減しましょう。

省エネルギー・省資源型製品の開発・製造に努めましょう。

エコマーク、グリーンマークなどの環境配慮製品を開発・製造しましょう。

製造工程の効率化、排熱の有効利用などの省エネルギー対策を進めましょう。

消費者に地球温暖化に関する情報や省エネルギーの方法などの情報を提供しましょう。

移動や輸送による温室効果ガス排出量を減らしましょう。

出張などではできるだけ公共交通機関を利用しましょう。

近距離のときは、できるだけ徒歩や自転車を利用しましょう。

社内におけるノーマイカーデーなどを実践しましょう。

輸送車用の最短走行ルートを選定しましょう。

過積載しないように十分注意しましょう。

走行時に二酸化炭素（CO₂）等の排出ガスを出さないゼロエミッション・ビークル（ZEV）の導入・利用に努めましょう。

バイオディーゼル燃料を活用しましょう。

環境に配慮した運転（エコドライブ）の実践に努めましょう。

不必要なアイドリングはやめましょう。

急発進、急加速、空ぶかし、速度超過した運転はやめましょう。

不必要な荷物は載せないようにしましょう。

自動車の整備点検はこまめにしましょう。

気候変動の影響を理解し、備えましょう。

こまめな水分補給、適切な冷房利用などにより、熱中症を予防しましょう。

打ち水、緑のカーテン、高日射反射率塗料などにより事業所の暑さを緩和しましょう。

水害、風害時の避難行動や、事業活動をあらかじめ考えておきましょう。

②自然共生

海を活用し、ふれあいの場をつくりましょう。

マリンスーリズムを推進し、市民との交流を進めましょう。

マリンスポーツなどのレジャーの推進に努めましょう。

事業所内外の海辺に市民が海と親しめるオープンスペースを設けましょう。

海辺の情緒を感じさせる倉庫などの建造物を保全しましょう。

海の環境保全に努めましょう。

動植物の生息・生育機能を高めるようにしましょう。

海の持つ公益的機能を理解し、環境に配慮した漁業を進めましょう。

資源管理型の作り育てる漁業を推進しましょう。

養殖場などは適正に管理し、海底に有機物が堆積しないようにしましょう。

海の清掃などで漁場の美化を進めましょう。

松島湾の景観を損なわない漁場づくりに努めましょう。

自然環境に配慮した事業活動に努めましょう。

地域の自然環境に負荷をかけない事業活動を進めましょう。

自然環境に配慮した土地利用を進めましょう。

市が行う自然環境保全施策に協力しましょう。

緑化に対する協力・支援に努めましょう。

敷地や建物の緑化を進め、生きもののすみかとなる緑や池を作りましょう。

地域の生物多様性を守るため、在来植物を選び、適切に植栽しましょう。

③資源循環

職場におけるリユース・リサイクルを推進しましょう。

両面印刷・両面コピーを心がけましょう。

ミスコピーや使用済みコピー用紙の裏面を利用しましょう。

会議資料の部数・ページ数を必要最小限の量にしましょう。

不要になった事務用品などは、バザーやフリーマーケットなどを活用して再使用しましょう。

地域の集団回収や不用品交換会などの活動に協力・支援しましょう。

生ごみのたい肥化など、ごみ減量化を工夫しましょう。

ごみの分別を徹底しましょう。

リサイクル製品や省エネ製品などの購入に努めましょう。

エコマーク、グリーンマークなどの環境ラベリング製品の購入に努めましょう。

OA 機器などの電化製品を購入するときは、省エネルギー効果の高い製品の購入に努めましょう。

再生品やリサイクル品を積極的に利用しましょう。

計画を立て、必要な物を必要分だけ買うようにしましょう。

ごみの減量化・再資源化に適した製品の開発・製造に努めましょう。

リサイクル、リユースに配慮した製品を開発・製造しましょう。

生産・流通・販売時のプラスチックの使用抑制、過剰な包装の抑制等に努めましょう。

食品廃棄物の削減に努めましょう。

事業活動におけるごみの減量・リサイクルの推進に努めましょう。

廃棄物の再資源化に向け事業者間の協力を検討しましょう。

製造工程から排出される廃棄物を減量・リサイクルしましょう。

再資源化が可能な建設副産物などは有効利用しましょう。

ごみは決められた方法で処分しましょう。

リサイクルや省エネに配慮した商品などの販売に努めましょう。

エコマークやグリーンマークなどの環境配慮商品を販売しましょう。

リサイクル製品や省エネ商品を販売しましょう。

容器包装の減量化とリサイクルを推進しましょう。

包装紙や使い捨て容器の使用を減らしましょう。

チラシ・ポスターに再生紙を使用しましょう。

ポリ製買い物袋の使用を減らすよう消費者に呼びかけましょう。

事業にともなう廃棄物は適正に処理しましょう。

廃材や鉄筋などの建設廃棄物は、適正に管理しましょう。

再資源化できない廃棄物は、適正に処理しましょう。

廃棄物処理の担当者を置きましょう。

廃棄物の適正管理、適正処理に努めましょう。

廃棄物処理に関する情報を公開しましょう。

④生活環境

雨水の有効利用に配慮した敷地の管理に努めましょう。

敷地における土の面の確保や透水性舗装の導入により、雨水の有効利用に配慮しましょう。

汚水排水処理施設などの整備と適正管理に努めましょう。

下水道などが整備された地区では、速やかに接続しましょう。

ダイオキシンの発生を抑制しましょう。

ダイオキシン類を発生しない製品を開発・製造しましょう。

ダイオキシン類の発生の原因となる塩化ビニールはできるだけ使用を控えましょう。

有害化学物質などは適正に処理しましょう。

ダイオキシン類の発生を抑えるため、簡易焼却炉などでのごみの焼却はやめましょう。

屋外照明の適正化に配慮しましょう。

光害防止のためネオンや屋外照明の時間帯、場所、照明方法に配慮しましょう。

事業活動からの公害防止に努めましょう。

大気汚染、水質汚濁、悪臭や騒音を発生させない事業活動を徹底しましょう。

悪臭防止のための調査や研究を推進しましょう。

トラックなどの自動車を使用するときは、周囲への騒音や振動に十分注意しましょう。

防音施設などを整備しましょう。

低騒音、低振動型の機器を導入しましょう。

拡声器などを使用するときは、音量や時間帯に十分注意しましょう。

低公害車などの環境負荷の少ない車の導入と利用に努めましょう。

低公害車を積極的に導入しましょう。

建設作業などを実施するときは、騒音・振動の少ない建設機材などを使用しましょう。

自然界で分解される素材を生かした製品を開発・製造しましょう。

水質汚濁防止のための排水処理や浄化対策の推進に努めましょう。

排水の管理体制を整備しましょう。

排水処理施設の整備充実を図りましょう。

定期的に排水の水質調査を実施しましょう。

大気汚染防止対策の充実に努めましょう。

ベンゼンやトリクロロエチレンなどの有害物質を排出しないよう管理を徹底しましょう。

施設の管理を徹底しましょう。

大気汚染防止のための測定や調査・研究を推進しましょう。

共同輸配送を実施するなど、貨物輸送の効率化を進めましょう。

配送システムの情報化、集積化による配送効率の向上を図りましょう。

地域住民の安全対策を徹底しましょう。

緊急時対策を徹底し、地域住民の安全性に十分配慮しましょう。

市民・市・事業者間の情報交換に努め、日頃からリスクコミュニケーションを行いましょう。

大規模なビル、高層マンションなどの建設に際し、大気、水、地形・地盤、音、振動、日照、風、景観などへの影響に配慮しましょう。

開発事業を行う際には、あらかじめ近隣関係住民の理解を十分に得るように努めましょう。

アスベスト対策、化学物質の適正管理を徹底しましょう。

建築物の解体、改修工事時にアスベストの飛散防止対策を行いましょう。

各種法令に基づき、有害化学物質の適正管理、フロン使用機器廃棄時の適正処理、土壌汚染対策に取り組みましょう。

⑤ 協働と参画

周辺の自然や景観などに配慮した建築を推進しましょう。

工場などの建設をするときは、周辺の自然環境や景観に十分配慮しましょう。

看板などの設置に際しては、周囲に与える影響に配慮しましょう。

建築物等の色彩や形状などが周辺の景観と調和するようにしましょう。

地域の伝統的な景観の保全に努めましょう。

歴史的景観の保全に協力・支援しましょう。

歴史を感じられるまち並み作りに参加・協力しましょう。

環境教育の推進に努めましょう。

環境に関する情報を調べ、社員に提供しましょう。

職場において環境に関するセミナーや講演会などを開催しましょう。

環境に関する情報を広く市民に公開しましょう。

市やNPOなどが行う環境学習会などへの協力に努めましょう。

市や市民との交流の場や環境協働事業に積極的に参加・協力しましょう。

地域の環境保全活動を推進しましょう。

地域で行う環境保全活動に参加・協力しましょう。

市や環境保全団体などが実施する活動に協力・参加しましょう。

自然とふれあうレクリエーション事業を開催しましょう。

地域における緑化活動に参加・協力しましょう。

職場における環境保全活動を推進しましょう。

環境保全活動を企画しましょう。

環境管理体制を整備し、環境に配慮した事業活動を推進しましょう。

環境マネジメントシステムの認証を取得し、継続的に運用・改善していきましょう。

環境保全に関する基本方針や行動指針を定めましょう。

環境保全のための担当部署設置を検討しましょう。

2. 土地利用における環境配慮指針

土地は限りある貴重な資源であり、土地利用行為の際には安全性を確保しつつ適切な環境配慮を行うことが必要です。

ここでは、開発事業などでの土地利用に関し、安全性を確保することを前提とし、一般的に環境に配慮すべき事項を示しています。

■ 土地利用における環境配慮指針

項目	土地利用における環境配慮指針
身近な海辺の利用	・良好な樹林地や海辺をできるだけ保全するとともに、それらを生かした、うるおいとやすらぎのある空間を形成するように努める。 ・親水空間の整備など、自然とふれあえる場の創出を推進する。
自然環境の保全	・自然度の高い地域での事業や自然の著しい改変を伴うような事業は、まず「回避」することを検討し、不可能な場合は「低減」、「代償」の順に手当を行う。 ・ビオトープ（野生生物の生息・生育可能な自然生態系が機能する空間）の復元・創造の手法により、地域の健全な生態系の維持に配慮する。 ・護岸整備等における多自然型工法の採用など、水生生物や水辺植物などの生息・生育空間の確保に努め、地域の健全な生態系に配慮する。
自然や伝統的な景観の保全と活用	・周辺から目立ちやすい斜面や尾根部の樹林、水辺や谷筋といった自然景観資源は残すように努める。 ・歴史的文化的資源の保存に影響を及ぼすような事業は避けるように努める。 ・建築物の周辺を緑化するなど、良好な景観形成に努める。 ・商業や工業系の整備に当たっては、建築物や駐車場、構造物の周辺を緑化するなど、良好な景観形成に努める。また、オープンスペースを十分確保するように配慮する。
環境負荷の少ないまちの基盤づくり	・事業規模の設定、事業実施地域の選定には、大気汚染、水質汚濁、騒音、雨水流出量、廃棄物等を著しく増加させないように配慮する。 ・道路の整備に当たっては、大気汚染や騒音、振動等の公害や生活環境への影響に配慮する。 ・駐車場等を十分に確保し、交通渋滞やそれに伴う公害を発生させないように配慮する。
快適で安全な生活環境の確保	・周辺土地利用との整合を図る。 ・電波障害や日照への著しい影響が生じないように周辺環境に配慮する。

第 7 章

計画の推進体制と進行管理

1. 計画の推進体制
2. 計画の進行管理と見直し

第7章 計画の推進体制と進行管理

1. 計画の推進体制

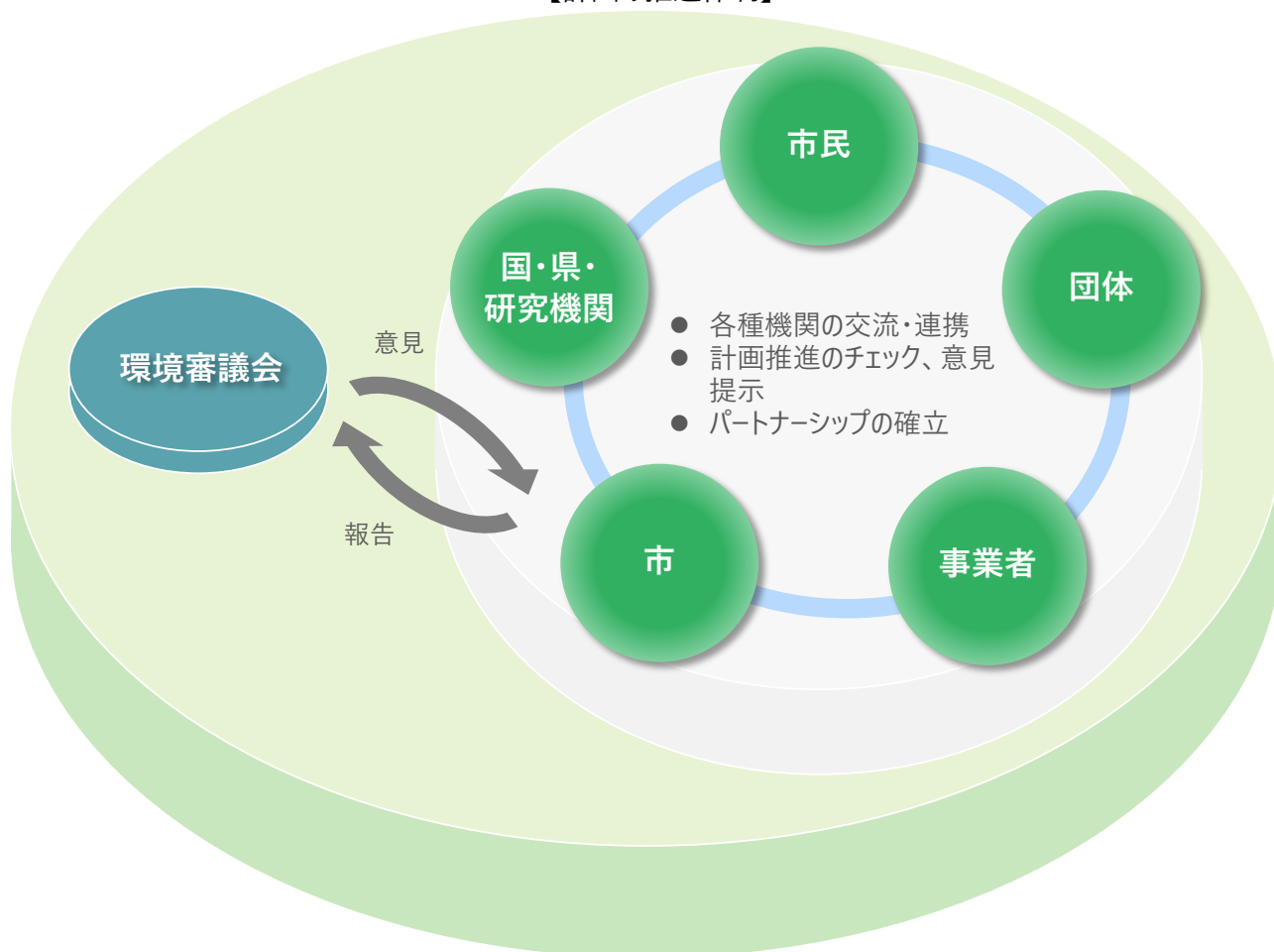
本計画の推進に当たり、塩竈市環境審議会を計画進行のチェック機関として定期的を開催し、施策・事業の報告及び意見の聴取を行っていくものとします。

本計画が目指す環境の将来像を実現するためには、市民や事業者、市などあらゆる主体が自らの問題として取り組むことが重要です。そのため、本計画の推進にあたっては、市民・事業者・市の各主体が連携して取り組みます。

また、目標の実現に向けては幅広い視点が求められるため、国や県、大学等の研究機関、地域の活動団体とも十分に連携を図りながら施策を推進します。

本計画の各種施策を具体化し、総合的かつ計画的に推進するため、市内部の横断的組織である塩竈市環境政策推進本部（本部長：市長）、環境政策推進会議を活用し、各種施策で複数の所管に係る事業の調整や、計画の管理、必要な制度等の検討を行っていきます。

【計画の推進体制】



2. 計画の進行管理と見直し

(1) 計画の進行管理、情報開示

本計画は、施策の達成度をみるための指標に基づき、現状を把握しながら前述の体制によって推進していきます。

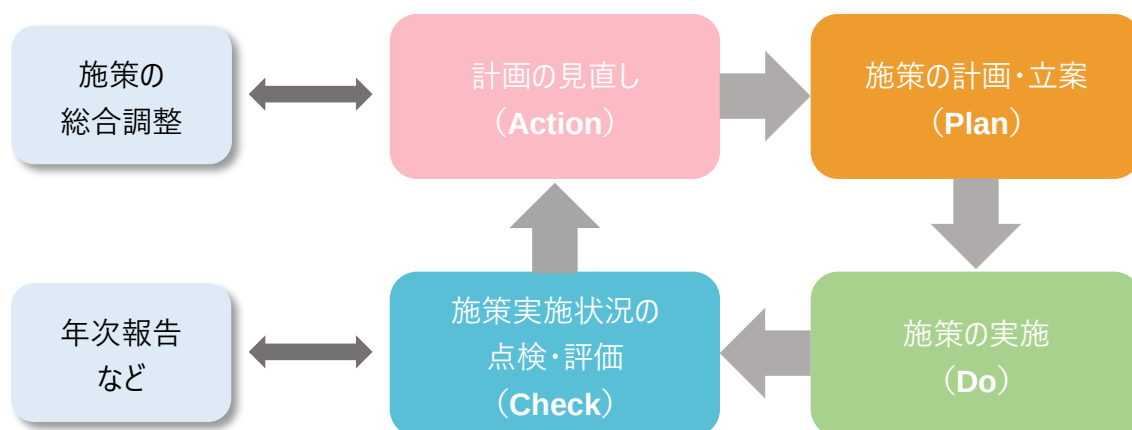
また、計画を着実に実施し、その費用対効果や問題点等を把握し、継続的な改善を図るため、PDCA サイクルにより進行管理を実施します。PDCA サイクルとは、施策を企画・立案し（Plan）、施策を実施し（Do）、施策の実施状況の点検や評価をし（Check）、見直しや是正（Action）を継続的に行う管理システムのことです。

さらに、環境審議会への年次報告や意見聴取を行うほか、広報やホームページ等で施策の実施状況などを公表し、会議に参加していない市民や事業者の意見を聴取する機会を設けていきます。

(2) 計画の見直し

指標や施策などは、環境を取り巻く状況の変化や進行状況等により PDCA サイクルの中で随時見直しを図っていきますが、社会状況等の変化を踏まえ、必要に応じて計画の全体的な見直しを行います。

【計画の進行管理・見直しの PDCA サイクル】



参考資料

1. 温室効果ガスの算定方法
2. 計画策定の経緯等
3. 管理指標一覧
4. アンケート調査の概要
5. 塩竈市環境基本条例
6. 用語解説（脚注）の索引

参考資料

1. 温室効果ガスの算定方法

(1) 現況推計の算定方法

1) 推計範囲

「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（令和5年3月 環境省）」（以下、策定マニュアルという。）において、都道府県、指定都市、中核市を除く市町村の、特に把握が望まれるとされた部門・分野を推計対象としました。

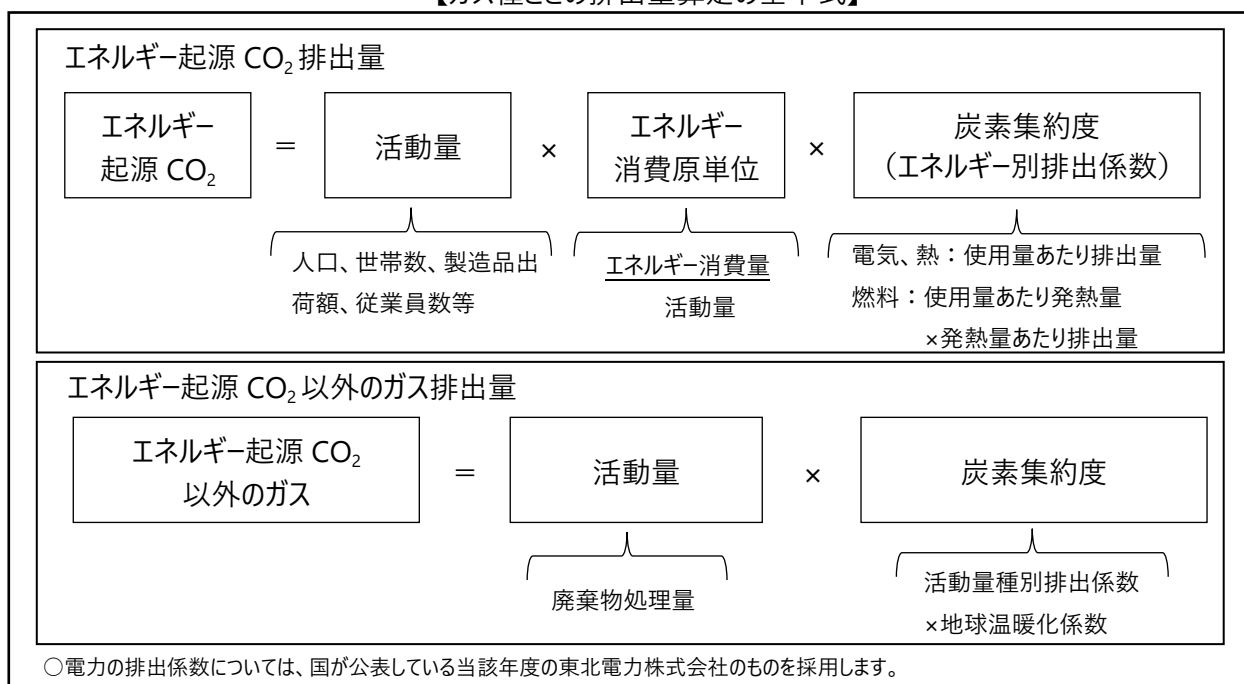
◆推計範囲

ガス種	部門・分野	説明
エネルギー起源 CO ₂	1.産業部門	製造業・建設業・農林水産業におけるエネルギー消費に伴う排出
	2.業務その他部門	事務所・ビル、商業・サービス業施設などのエネルギー消費に伴う排出
	3.家庭部門	家庭におけるエネルギー消費に伴う排出
	4.運輸部門	自動車・鉄道・船舶におけるエネルギー消費に伴う排出
エネルギー起源 CO ₂ 以外のガス	5.廃棄物部門	廃棄物の焼却処分に伴う排出

2) 推計方法

本市の現況推計にあたっては、策定マニュアルに基づき、ガス種ごとに図の基本式を用いて、部門・分野ごとに表のとおり排出量を算定します。

【ガス種ごとの排出量算定の基本式】



◆部門・分野ごとの推計方法

部門・分野			推計手法	推計方法概要
エネルギー起源 CO ₂	1.産業部門	①製造業	都道府県別 按分法	・宮城県炭素排出量/宮城県製造品出荷額等 ＝宮城県の製造品出荷額あたりの炭素排出量(a) ・(a)×塩竈市製造品出荷額等×44/12 ＝塩竈市の CO ₂ 排出量（製造業）
		②建設業・ 鉱業	都道府県別 按分法	・宮城県炭素排出量/宮城県従業者数 ＝宮城県の従業者数あたりの炭素排出量(a) ・(a)×塩竈市従業者数×44/12 ＝塩竈市の CO ₂ 排出量（建設業・鉱業、農林水産業、業務その他部門）
		③農林 水産業	都道府県別 按分法	
	2.業務その他部門		都道府県別 按分法	
	3.家庭部門		都道府県別 按分法	・宮城県炭素排出量/宮城県世帯数 ＝宮城県の世帯数あたりの炭素排出量(a) ・(a)×塩竈市世帯数×44/12 ＝塩竈市の CO ₂ 排出量（家庭部門）
	4.運輸部門	①自動車 （旅客）	全国 按分法	・全国の自動車（旅客）の炭素排出量/全国の自動車（旅客） 保有台数 ＝全国の自動車（旅客）保有台数当たり炭素排出量(a) ・(a)×塩竈市自動車（旅客）保有台数×44/12 ＝塩竈市の CO ₂ 排出量（自動車(旅客)）
		②自動車 （貨物）	全国 按分法	・全国の自動車（貨物）の炭素排出量/全国の自動車（貨物） 保有台数 ＝全国の自動車（貨物）保有台数当たり炭素排出量(a) ・(a)×塩竈市自動車（貨物）保有台数×44/12 ＝塩竈市の CO ₂ 排出量（自動車(貨物)）
		③鉄道	全国 按分法	・全国の鉄道の炭素排出量/全国の人口 ＝全国の一人あたりの炭素排出量(a) ・(a)×塩竈市人口×44/12 ＝塩竈市の CO ₂ 排出量（鉄道）
		④船舶	全国 按分法	・全国の船舶の炭素排出量/全国の入港船舶総トン数 ＝全国の入港船舶トン数あたりの炭素排出量(a) ・(a)×塩釜港区の内航船の入港船舶総トン数×44/12 ＝塩竈市の CO ₂ 排出量（船舶）
エネルギー 以外のガス CO ₂	5.廃棄物部門		実績値 活用法	・CO ₂ ：焼却処理量（廃プラスチック、合成繊維）に排出係数を 乗じて算出 ・CH ₄ 、N ₂ O：焼却施設の区分ごとの一般廃棄物の焼却量に排出 係数を乗じて算出

○44/12 は、二酸化炭素（CO₂）分子量/炭素（C）原子量。炭素排出量を二酸化炭素（CO₂）排出量に換算するための係数

○各種データの出典元は以下のとおりになります。

データ	出典元
宮城県の部門・分野別炭素排出量	都道府県別エネルギー消費統計
宮城県製造品出荷額等	工業統計
宮城県従業者数	経済センサス（基礎調査）
宮城県世帯数	市町村別統計表（宮城県）
全国の自動車（旅客・貨物）・鉄道・船舶の炭素排出量	総合エネルギー統計
全国の旅客及び貨物の自動車保有台数	市区町村別自動車保有車両台数統計・ 市町村別軽自動車車両数
全国の入港船舶総トン数	港湾統計年報
塩釜港区の入港船舶総トン数	宮城県港湾統計年報
塩竈市製造品出荷額等、塩竈市従業者数、塩竈市世帯数	塩竈市統計書
廃棄物焼却処理量	一般廃棄物処理実態調査

(2) 将来推計の算定方法

1) 推計の方法

今後、現状以上の対策を講じなかった場合の温室効果ガス排出量（以下、BAU 排出量という。）について、以下の基本式を用いて算出します。

具体的には、現況年度（令和 2 年度）の温室効果ガス排出量の数値に、各部門・分野別において想定した活動量の将来の変化率を乗じ、目標年度（令和 12（2030）年度）の排出量を推計します。

なお、電力の二酸化炭素（CO₂）排出係数^{※54}については、現況年度のまま推移することとしています。

【BAU 排出量の算定式】

将来推計の基本式				
BAU 排出量	=	現況年度の 温室効果ガス排出量	×	活動量の変化率

※54 【電力の二酸化炭素（CO₂）排出係数】電力事業者が電力を作り出す際に、どれだけの CO₂ を排出したかを示す数値である。現況年度の係数は、0.457 kg-CO₂/kWh である。

◆部門・分野別活動量の変化率等

部門	分野	活動量	活動量の変化率の考え方 (令和2→令和12(2030)年度)	変化率	活動量の出典
産業	製造業	製造品出荷額	産業分野ごとの製造品出荷額(平成28年度～令和2年度)の推移を基にした近似曲線により変化率を算定	1.04	都道府県別エネルギー消費統計調査 経済センサス(活動調査)
	建設業・鉱業	従業員数	従業員数の変化が人口に比例すると仮定。令和2年度から令和12(2030)年度の将来推計人口の変化率で算定	0.94	都道府県別エネルギー消費統計調査 経済センサス(活動調査)塩竈市統計書
	農林水産業			0.94	塩竈市長期総合計画
業務その他	—	従業員数	従業員数の変化が人口に比例すると仮定。令和2年度から令和12(2030)年度の将来推計人口の変化率で算定	0.94	都道府県別エネルギー消費統計調査 経済センサス(活動調査)塩竈市統計書 塩竈市長期総合計画
家庭	—	世帯数	世帯数の変化が令和2年度から令和12(2030)年度までの国立社会保障・人口問題研究所が公表する宮城県の将来世帯変化率	0.98	都道府県別エネルギー消費統計調査 塩竈市統計書 国立社会保障・人口問題研究所(将来世帯数)
運輸	自動車(旅客)	保有台数(台)	保有台数の変化が令和2年度から令和12(2030)年度までの宮城県の一般世帯総数の推移に比例すると仮定	0.98	総合エネルギー統計 市区町村自動車保有車両台数統計 塩竈市統計書 国立社会保障・人口問題研究所(将来世帯数)
	自動車(貨物)	保有台数(台)	保有台数の変化が人口に比例すると仮定	0.94	総合エネルギー統計 市区町村自動車保有車両台数統計 塩竈市統計書 塩竈市長期総合計画
	鉄道	人口	鉄道由来排出量が人口に比例すると仮定	0.94	総合エネルギー統計 塩竈市統計書 塩竈市長期総合計画
	船舶	船舶総トン数	船舶総トン数(平成25年度～令和2年度)の推移を基にした線形近似により令和12(2030)年度の値を推計	0.91	総合エネルギー統計 宮城の港湾統計
廃棄物	焼却処分(一般廃棄物の焼却)	総排出量(t)	一人当たりのごみ排出量(g)は変化せず、人口の変化により廃棄物の総排出量に比例すると仮定	0.94	環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」 塩竈市統計書 塩竈市長期総合計画

2. 計画策定の経緯等

(1) 計画策定の経緯

第2次塩竈市環境基本計画（平成27年3月）

計画期間：平成27（2015）年度～令和6（2024）年度の10年間

【世界的及び国の動向】

○世界的な動向

- ・「持続可能な開発目標（SDGs）」の採択（H27）
→「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた国際目標
- ・「パリ協定」の採決（H27）
→フランス・パリで行われた第21回締約国会議（COP21）において、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」が示された。
- ・「昆明・モントリオール生物多様性枠組」採択（R4）
→2050年ビジョン「自然と共生する世界」の実現に向け、30 by 30や自然を活用した解決策などが示された。

○国の動向

- ・「2050年カーボンニュートラル」表明（R2）
- ・「生物多様性国家戦略2023-2030」策定（R5）
→令和12（2030）年のネイチャーポジティブ実現に向け、30 by 30目標の達成等により生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略
- ・「第六次環境基本計画」策定（R6）
→「現在及び将来の国民一人一人のウェルビーイング／高い生活の質」、「人類の福祉への貢献」を目的に環境・経済・社会の課題を統合的に解決する横断的な6つの戦略が設定された。
- ・「第五次循環型社会形成推進基本計画」策定（R6）
→循環経済への移行を推進することが示された。
- ・「地球温暖化対策計画」策定（R7）
→2050年ネット・ゼロの実現に向けた野心的な目標として、令和17（2035）年度、令和22（2040）年度に平成25（2013）年度からそれぞれ60%、73%の削減を目指すことが示された。
- ・「第7次エネルギー基本計画」策定（R7）
→令和22（2040）年度に向けたエネルギー政策は、S+3Eの原則を維持し、安全性の確保を前提に、経済効率性と環境適合性の向上に向けて取り組む必要があると示された。

【宮城県及び本市の動向】

○県の動向

- ・「宮城県環境基本計画（第4期）」（R2）
- ・「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略」（R5）
- ・宮城県生物多様性地域戦略（第1次改訂）（R2）
- ・宮城県循環型社会形成推進計画（第3期）（R3）

○本市の動向

- ・「第6次塩竈市長期総合計画」（R4）
- ・「ゼロカーボンシティ」の表明（R4）
- ・「デコ活宣言」（R5）

- 市民・小中学生・高校生・事業者・市民活動団体アンケート調査（R4）

- 第1回 塩竈市環境審議会（R5.1.31）
- 第2回 塩竈市環境審議会（R5.6.2）
- 第3回 塩竈市環境審議会（R5.11.15）
- 第4回 塩竈市環境審議会（R6.1.16）
- 第5回 塩竈市環境審議会（R6.3.22）
- 第6回 塩竈市環境審議会（R6.10.15）
- 第7回 塩竈市環境審議会（R6.11.19）
- 第8回 塩竈市環境審議会（R7.1.30）

パブリックコメント（R7.2.3～3.3）

- 第9回 塩竈市環境審議会（R7.3.17）

【改定】第3次塩竈市環境基本計画（令和7年3月）

計画期間：令和7（2025）年度～令和16（2034）年度の10年間

(2) 塩竈市環境審議会委員名簿

任期：令和 5 年 1 月 31 日～令和 7 年 1 月 30 日（敬称略、順不同）

役 職	氏 名	所属・役職等	備考
会 長	小沢 晴司	宮城大学 事業構想学群 教授	
副会長	近藤 祐一郎	東北工業大学 工学部 都市マネジメント学科 教授	
副会長	川端 淳	国立研究開発法人 水産研究・教育機構 水産資源研究所 水産資源研究センター 海洋環境部副部長	前任
副会長	清水 勇吾	国立研究開発法人 水産研究・教育機構 水産資源研究所 水産資源研究センター 海洋環境部副部長	令和 5 年 6 月 2 日～
委 員	浅野 敏江	塩竈市議会議員	前任
	柏 恵美子	塩竈市議会議員	令和 5 年 9 月 19 日～
	辻畑 めぐみ	塩竈市議会議員	
	村木 邦昭	宮城海上保安部 警備救難課長	前々任
	田中 泰則	宮城海上保安部 警備救難課長	前任 令和 5 年 6 月 2 日～
	小澤 洋輔	宮城海上保安部 警備救難課長	令和 6 年 10 月 28 日～
	赤間 元男	塩釜市浅海漁業振興協議会 会長	前任
	千葉 周	塩釜市浅海漁業振興協議会 会長	令和 6 年 3 月 5 日～
	日野 教恵	塩釜市民生委員児童委員協議会 会長	
	安達 勉	塩竈市父母教師会連合会 前会長	
	佐藤 浩紀	塩釜商工会議所	
	大江 玲司	(協) 塩釜水産物仲卸市場 専務理事	
	伊田 陽子	東北電力(株) 仙台北営業所長	前任
	加賀美 俊英	東北電力(株) 宮城支店部長兼仙台北営業所長	令和 6 年 3 月 5 日～
	三品 茂子	野々島ラベンダー-jk&b 会長	
	三浦 明美	リモナイア 311 代表	

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

参考資料

任期：令和 7 年 1 月 31 日～令和 9 年 1 月 30 日（敬称略、順不同）

役 職	氏 名	所属・役職等	備考
会 長	小沢 晴司	宮城大学 事業構想学群 教授	
副会長	下位 法弘	東北工業大学 工学部 電気電子工学科 教授	
副会長	清水 勇吾	国立研究開発法人 水産研究・教育機構 水産資源研究所 水産資源研究センター 海洋環境部副部長	
委 員	辻畑 めぐみ	塩竈市議会議員	
	柏 恵美子	塩竈市議会議員	
	小澤 洋輔	宮城海上保安部 警備救難課長	
	千葉 周	塩釜市浅海漁業振興協議会 会長	
	日野 教恵	塩釜市民生委員児童委員協議会 会長	
	佐藤 昌子	塩竈市父母教師会連合会（玉川中学校 PTA 副会長）	
	赤間 俊介	塩釜商工会議所青年部	
	大江 玲司	(協) 塩釜水産物仲卸市場 専務理事	
	加賀美 俊英	東北電力(株) 仙台北営業所長	
	三品 茂子	野々島ラベンダー-jk&b 会長	
	三浦 明美	リモナイア 311 代表	

※令和 7 年 3 月 31 日現在

3. 管理指標一覧

環境像	管理指標	現状値 (R4)	目標値 (R16)
環境像 1	市域の温室効果ガス排出量	435 千 t-CO ₂ (H25)	213 千 t-CO ₂ (R12) (塩竈市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)策定時における目標 年度より)
	市の事務事業による温室効果ガス排出量	7,177.7 t-CO ₂	3,517.0 t-CO ₂ (R12) (塩竈市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)策定時における目標 年度より)
	公共施設の太陽光発電導入量	203kW	253kW
環境像 2	一人当たりの都市公園面積	17.4 m ²	20.0 m ²
	自然共生サイト等の認定数 (令和 5 年より 制度開始)	—	1 か所以上
環境像 3	一人一日当たりの家庭ごみ排出量	725g	625g (R12) (宮城県循環型社会形成推進計画 (第 3 期)目標年度より)
	リサイクル率	21.1%	30.0% (R12) (宮城県循環型社会形成推進計画 (第 3 期)目標年度より)
環境像 4	環境基準の達成状況 大気、水及び騒音に関する環境基準	大気、水に関する基準について 一部未達成	環境基準の達成
環境像 5	海などの水辺の魅力を楽しむイベント等の 開催数 (市主催分)	9 回	現状以上
	海などの水辺の魅力を楽しむイベント等の 開催数 (市主催分以外)	—	年 10 回
	市民による web サイト、動画配信サイト、 SNS を用いた環境情報発信件数	—	年 10 件

4. アンケート調査の概要

(1) 市民アンケート

① 調査目的

本調査は、身近な環境や地球環境等について、市民の動向や要望等を把握し、平成 27 年 3 月に策定した「第 2 次塩竈市環境基本計画」の見直しを行うための参考資料とすることを目的に実施しました。

② 調査対象及び調査方法等

- 1) 調査対象：塩竈市在住の 18 歳以上の男女
- 2) 標本数：2,000 人
- 3) 抽出方法：無作為抽出
- 4) 調査方法：郵送配布、郵送または WEB による回収
- 5) 調査時期：令和 4 年 8 月 31 日～9 月 26 日

③ 調査内容

- 1) 回答者属性
- 2) 環境問題への関心度や重要度について
- 3) 身近な環境について
- 4) 家庭での取組について
- 5) これまでの塩竈市の取組について
- 6) 地球温暖化や持続可能性について
- 7) 海洋プラスチックごみの問題について
- 8) 塩竈市に求めることについて

④ 回収結果

- 1) 発送数：2,000 人
- 2) 回収数：738 人
- 3) 回収率：36.9%

◆年代別アンケート調査状況

地区	配布数	回収数	回収率
10 歳代	61	12	19.7%
20 歳代	273	56	20.5%
30 歳代	334	83	24.9%
40 歳代	334	118	35.3%
50 歳代	332	125	37.7%
60 歳代	332	169	50.9%
70 歳以上	334	174	52.1%
無回答・無効回答		1	
計	2,000	738	36.9%

(2) 小中学生アンケート

① 調査目的

本調査は、身近な環境や地球環境等について、市内の小・中学生の意向を把握し、平成 27 年 3 月に策定した「第 2 次塩竈市環境基本計画」の見直しを行うための参考資料とすることを目的に実施しました。

② 調査対象及び調査方法等

- 1) 調査対象：塩竈市内の小学 5 年生と中学 2 年生
- 2) 標本数：777 人
- 3) 抽出方法：全数
- 4) 調査方法：調査票の配布・回収は、学校を通じて実施
- 5) 調査時期：令和 4 年 9 月

③ 調査内容

- 1) 回答者属性
- 2) 環境問題への興味や関心について
- 3) 日常生活での環境に関する取組について
- 4) 身近な環境について

④ 回収結果

- 1) 配布数：777 人（小学 5 年生 375 人、中学 2 年生 402 人）
- 2) 回収数：709 人
- 3) 回収率：91.2%

(3) 高校生アンケート

① 調査目的

本調査は、身近な環境や地球環境等について、市内の高学生の意向を把握し、平成 27 年 3 月に策定した「第 2 次塩竈市環境基本計画」の見直しを行うための参考資料とすることを目的に実施しました。

② 調査対象及び調査方法等

- 1) 調査対象：宮城県塩釜高等学校の 2 年生
- 2) 標本数：356 人
- 3) 抽出方法：全数
- 4) 調査方法：調査票の配布・回収は、学校を通じて実施
- 5) 調査時期：令和 4 年 9 月

③ 調査内容

- 1) 回答者属性
- 2) 環境問題への興味や関心について
- 3) 日常生活での環境に関する取組について
- 4) 身近な環境について
- 5) 地球温暖化や持続可能性（SDGs）について
- 6) これからの環境づくりについて

④ 回収結果

- 1) 配布数：356 人
- 2) 回収数：331 人
- 3) 回収率：93.0%

(4) 事業者アンケート

① 調査目的

本調査は、事業活動における環境への負荷や事業者の環境への取組状況等について、事業者の意向や要望等を把握し、平成 27 年 3 月に策定した「第 2 次塩竈市環境基本計画」の見直しを行うための参考資料とすることを目的に実施しました。

② 調査対象及び調査方法等

- 1) 調査対象：市内に立地している従業員数 6 名以上の事業者
- 2) 標本数：310 社
- 3) 抽出方法：全数
- 4) 調査方法：郵送配布、郵送または WEB による回収
- 5) 調査時期：令和 4 年 8 月 31 日～9 月 26 日

③ 調査内容

- 1) 回答者属性
- 2) 事業所での取組について
- 3) これまでの塩竈市の取組について
- 4) 地球温暖化や持続可能性について
- 5) 海洋プラスチックごみの問題について
- 6) 塩竈市に求めることについて

④ 回収結果

- 1) 配布数：310 社
- 2) 回収数：104 社
- 3) 回収率：33.5%

◆業種別アンケート調査状況

業種	回収数
農林水産業	3
建設業（土木建築等含む）	17
製造・加工業	31
販売業	7
金融業	2
不動産業	1
運輸・通信業	9
サービス業	20
医療	1
その他	12
無回答・無効回答	1
計	104

(5) 市民活動団体アンケート

① 調査目的

本調査は、身近な環境や地球環境等について、市民活動団体等の意向を把握し、平成 27 年 3 月に策定した「第 2 次塩竈市環境基本計画」の見直しを行うための参考資料とすることを目的に実施しました。

② 調査対象及び調査方法等

- 1) 調査対象：市民団体として登録している団体のうち、環境保全に関連する団体
- 2) 標本数：8 団体
- 3) 抽出方法：全数
- 4) 調査方法：郵送配布、郵送または WEB による回収
- 5) 調査時期：令和 4 年 9 月 5 日～10 月 7 日

③ 調査内容

- 1) 団体のことについて
- 2) 環境問題への関心度や重要度について
- 3) これまでの塩竈市の取組について
- 4) 地球温暖化や持続可能性について
- 5) 海洋プラスチックごみの問題について
- 6) 塩竈市に求めることについて
- 7) 環境行政等との協働について
- 8) 日頃、環境について感じていること

④ 回収結果

- 1) 配布数：8 部
- 2) 回収数：6 部
- 3) 回収率：75.0%

5. 塩竈市環境基本条例

平成 12 年 6 月 22 日
条例第 31 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)

第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策(第 7 条—第 10 条)

第 3 章 環境の保全及び創造を推進するための施策(第 11 条—第 25 条)

第 4 章 環境審議会(第 26 条—第 33 条)

附則

わたしたちのまち塩竈は、豊かな自然の恵みの中で、発達を続けてきた。

しかしながら、近年の飛躍的な社会経済活動の拡大やわたしたちの生活様式の変化などに伴い、環境への負荷が増加し、従来の環境行政の枠組みだけでは対応が困難な都市、生活型の公害や身近な自然の減少などの問題が顕在化してきている。

さらには、一人ひとりの日常の生活や都市の活動そのものが、直接、間接に地球規模で環境に影響を与えてきていることから、新たな対応が求められている。

いうまでもなく、わたしたちは、健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を享受する権利を有すると同時に、こうした恵み豊かな環境を維持し、発展させ、将来の世代に引き継いでいく使命を有している。

特に、わたしたちは、豊かな海の恵みの中で、先人のたゆまぬ努力により歴史や文化が築き上げられ、かつ、守られてきた恵沢によって日々の暮らしが支えられていること、並びにこれらをさらに発展させ、将来の世代に引き継いでいかなければならないという責任と義務を担っていることを忘れてはならない。

このような認識のもと、わたしたちは、市民、事業者及び行政のすべての者の協働によって、この塩竈が、人と自然が健全に共生し、かつ、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市となることをめざし、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を確保し、海と歴史や文化が調和する塩竈の風土を永遠に継承することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の採取のための土地の掘削によるものを除く。))及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。))に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全及び創造は、人類がその一部として存在し、活動している自然の生態系の均衡を尊重し、人と自然が健全に共生できるような環境を実現するとともに、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができるように、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、環境の復元力には限界があることを認識し、資源の適正な管理及び循環的な利用の推進等により環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を構築することを目的として、行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、すべての者が公平な役割分担の下に自主的かつ積極的にこれに取り組むことによって、行われなければならない。

- 4 地球環境の保全は、すべての者がこれを自らの課題として認識し、あらゆる日常生活及び事業活動において環境への負荷の低減を図ることにより、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

- 第 4 条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

- 第 5 条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴う資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出等による環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

- 第 6 条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策の基本方針)

- 第 7 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項を基本として、施策相互の有機的な連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行わなければならない。
- (1) 大気、水、土壌環境の自然的構成要素を良好な状態に保持することにより、市民の健康を保護し、及び生活環境を保全すること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に努めるとともに、森林、水辺地等における多様な自然環境の保全及び回復を図ることにより、人と自然が健全に共生することのできる良好な環境を確保すること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いを確保するとともに、自然環境及び歴史的、文化的な所産並びにこれらの特性を活かした魅力ある都市空間の形成を図ることにより、より質の高い環境を創造すること。
- (4) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を推進し、並びに環境の保全及び創造に関する技術等を活用することにより、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を構築するとともに、地球環境の保全に貢献すること。
- (5) 環境の保全及び創造を効率的かつ効果的に推進するため、市、市民及び事業者が協働することのできる社会を形成すること。

(環境基本計画)

- 第 8 条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する施策の基本的な方向
- (3) 環境の保全及び創造に関する行動の指針
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、塩竈市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 5 前 2 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合性の確保等)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るほか、環境への負荷が低減されるように十分に配慮しなければならない。

(年次報告書)

第10条 市長は、毎年、環境の状況並びに市が環境の保全及び創造に関して講じた施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 環境の保全及び創造を推進するための施策

(環境影響評価の推進)

第11条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(規制の措置)

第12条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めなければならない。

(誘導的措置)

第13条 市は、事業者又は市民が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造のための適切な措置を採るよう誘導するため、必要かつ適切な経済的支援その他の措置を講ずるように努めなければならない。

(水と緑の保全と創造)

第14条 市は、海その他の市の風土を象徴する水や緑が有する環境の保全上の機能を重視し、人と自然が触れ合う地域の形成を図るため、水や緑の保全及び創造並びにその推進に関し必要な措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市は、市の風土にふさわしいより質の高い環境を創造するため、公園その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講じなければならない。

(公共的施設の整備等)

第15条 市は、下水道、廃棄物の処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設その他の環境の保全上の支障を防止し、又はその防止に資する公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講じなければならない。

(廃棄物の減量の推進等)

第16条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるように、必要な措置を講じなければならない。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を推進しなければならない。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第17条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(環境教育の振興等)

第 18 条 市は、市民、事業者の環境の保全及び創造についての関心と理解の増進並びにこれらの者による自発的な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実に関し必要な措置を講じなければならない。

(市民等の自発的な活動の促進)

第 19 条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、環境美化活動、再生資源の回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講じなければならない。

(情報の提供)

第 20 条 市は、第 18 条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めなければならない。

(環境管理体制の整備の推進)

第 21 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者がその事業活動を行うにあたり自主的に環境管理に関する体制の整備を推進するため、必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(市民等の参加及び協力の促進)

第 22 条 第 18 条から前条までに定めるもののほか、市は、環境の保全及び創造に関する施策の効率的かつ効果的な推進を図るため、市民及び事業者の参加及び協力の促進に関し必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(環境の状況の把握等)

第 23 条 市は、監視、測定等により環境の状況を的確に把握するとともに、環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査及び研究を実施しなければならない。

2 市は、前項の規定により把握した環境の状況を公表しなければならない。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 24 条 市は、広域的な取組を必要とする環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と協力して推進するように努めなければならない。

(地球環境の保全の推進)

第 25 条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に貢献できる施策を積極的に推進しなければならない。

2 市は、国際機関、国、他の地方公共団体、民間団体等と連携し、地球環境の保全に関する国際協力を推進するように努めなければならない。

第 4 章 環境審議会

(塩竈市環境審議会)

第 26 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的事項について、市長の諮問に応じ調査審議するため、塩竈市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第 27 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 塩竈市議会の議員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか市長が適当と認めた者

(任期)

- 第28条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第29条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。
2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第30条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4 会長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

- 第31条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によって定める。
4 部会に関し必要な事項は、会長が定める。

(庶務)

- 第32条 審議会の庶務は、市民生活部環境課において処理する。
(平22条例31・令3条例24・一部改正)

(委任)

- 第33条 この条例の定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(塩竈市環境審議会条例の廃止)

- 2 塩竈市環境審議会条例(平成11年条例第14号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例により廃止する以前の塩竈市環境審議会条例による環境審議会委員は、この条例による塩竈市環境審議会の委員に発令されたものとみなす。この場合において委員の任期は、平成13年11月21日までとする。

附則(平成22年12月条例第31号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平23条例5・一部改正)

(平成23年規則第58号で平成23年6月1日から施行)

附則(平成23年3月条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(令和3年12月条例第24号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

6. 用語解説（脚注）の索引

【英数字】

BAU

Business As Usual（ビジネス・アズ・ユージュアル）の略。BAU（現状趨勢）とは、現在の人口・世帯の増減、事業活動などの社会経済情勢が、現状のまま将来も推移すると仮定し、かつ現在の地球温暖化対策のみを継続した場合の将来推計のこと。

BEMS

Building Energy Management System（ビルディング・エネルギー・マネジメント・システム）の略。「ビル・エネルギー管理システム」と訳され、ビル内で使用する電力使用量などを計測し、室内環境とエネルギー性能の最適化を図るためのビル管理システムのこと。

BOD

Biochemical Oxygen Demand（バイオケミカル・オキシジェン・デマンド）の略。生物化学的酸素要求量。河川の汚濁の度合を表す指標で、水中の有機物等が微生物により分解されるときに必要な酸素の量で表したものの。

COD

Chemical Oxygen Demand（ケミカル・オキシジェン・デマンド）の略。化学的酸素要求量。海域や湖沼の汚濁の度合を表す指標で、有機物等の量を過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するとき消費される酸素の量で表したものの。

dB

音の強さや音圧を表す単位「デシベル」の記号のこと。騒音の大きさは、聴感補正を加味して、dB または dB [A]で表示する。

ESCO事業

Energy Service Company（エネルギー・サービス・カンパニー）の略。省エネルギーの改修経費をエネルギー削減からまかなう、省エネサービス事業のこと。ESCO 事業者が省エネルギーに関する包括的サービスを顧客に提供し、実現した省エネルギー効果（導入メリット）の一部を報酬として受け取る。

HEMS

Home Energy Management System（ホーム・エネルギー・マネジメント・システム）の略。家庭でのエネルギー使用状況を、専用のモニターやパソコン、スマートフォン等に表示することにより、家庭における快適性や省エネルギーを支援するシステムで、空調や照明、家電製品等の最適な運用を促すもの。

MW

電力の大きさを表す単位。一般的に電流×電圧がワット（W）である。メガ（M）は10の6乗に相当するため、 $1\text{MW} = 1,000,000\text{W} = 1,000\text{kW}$ である。

MWh

発電設備がある経過時間に供給した電力の総量。電力と時間の積に等しい。メガ（M）は10の6乗に相当するため、 $1\text{MWh} = 1,000\text{kWh} = 1,000,000\text{Wh}$ である。

PPA

Power Purchase Agreement（パワー・パーチェス・アグリーメント）の略。電力販売契約という意味で、第三者モデルとも呼ばれている。企業・自治体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を企業・自治体が施設で使うことで、電気料金とCO₂排出の削減ができる。設備の所有は第三者（事業者または別の出資者）が持つ形となり、資産保有することなく再エネ利用が可能となる。

アールシービー RCP

Representative Concentration Pathways（レプレゼンタティブ・コンセントレーション・パスウェイズ）の略で、代表濃度経路シナリオのこと。人間活動に伴う温室効果ガス等の大気中の濃度が、将来どの程度になるかを想定したものを「排出シナリオ」と呼び、現在では、主に RCP（代表的濃度経路）シナリオと呼ばれる排出シナリオが、国際的に共通して用いられている。RCP シナリオには、RCP2.6、RCP4.5、RCP6.0、RCP8.5 があり、RCP に続く数値は、その値が大きいほど 2100 年までの温室効果ガスの排出が多いことを意味し、将来的な気温上昇量が大きくなる。

テラジュール TJ

テラ・ジュールの略号。テラは 10 の 12 乗のことで、ジュールは熱量単位である。

ゼ・ブ ZEB

Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略。建築計画の工夫による日射遮蔽・自然エネルギーの利用、高断熱化、高効率化によって大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーによってエネルギーを創ることで、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物のこと。

ゼ ッ チ ZEH

Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略。外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅のこと。

サーティーン バイ サーティーン 30 by 30

2030 年までに陸と海の 30% 以上を健全な生態系として効果的に保全すること。

スリーアール 3R

リデュース（Reduce）：物を大切に使い、ごみを減らすこと、リユース（Reuse）：使える物は、繰り返し使うこと、リサイクル（Recycle）：ごみを資源として再び利用すること、の3つの R（アール）の総称。

【あ行】

アイドリングストップ

停車中や長い信号待ちの際に自動車のエンジンを切り、無駄な空転をしないこと。

一般廃棄物

家庭から生じた可燃ごみなどの廃棄物と事業活動に伴って生じた廃棄物のうち産業廃棄物以外のもの（事務所・商店等から生じた紙ごみ、飲食店から生じた生ごみなど）をいう。

ウェルビーイング

個人の権利や自己実現が保証され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあること。第六次環境基本計画では、「環境保全」を通じた、「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の上昇（ウェルビーイング/高い生活の質）」を最上位の目的とし、「循環共生型社会」の実現を目指すとしてされている。

エコドライブ

燃料消費量や CO₂ 排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる“運転技術”や“心がけ”のこと。エコドライブは地球温暖化防止だけでなく、交通事故の削減や、ガソリン代の節約にもつながる。

エネルギー起源 CO₂

燃料の使用、他人からの供給された電気・熱の使用に伴う CO₂。

【か行】

外来種

もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のことを指す。また、海外起源の外来種のうち生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から外来生物法によって指定されたものを特定外来生物という。

化石燃料

石油、石炭、天然ガスなど地中に埋蔵されている再生産のできない有限性の燃料資源のこと。石油はプランクトンなどが高圧によって変化したもの、石炭は数百万年以上前の植物が地中に埋没して炭化したものといわれている。

合併処理浄化槽、単独処理浄化槽

し尿等の生活排水を微生物の働きなどを利用して浄化する施設のことを浄化槽という。し尿だけを浄化する単独処理浄化槽に対し、し尿と炊事、風呂、洗濯などの排水を併せて浄化する施設を合併処理浄化槽という。

環境基準

大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として、環境基本法に基づき定められているもの。

環境基本法

日本の環境施策の土台となる法で、環境問題に対処する総合的な政策を進めるために、理念、国・地方公共団体・事業者・国民の責務、環境保全政策の基本事項などを定めている。平成 5 年成立。

環境教育

人間と環境の関わりを取り上げ、環境の重要性を理解・認識し、環境への負荷の少ない行動を取る必要があるという考え方を学校、家庭、職場などを通じて地域社会へ広げていく教育のこと。

環境への負荷

環境汚染をはじめとした、地球環境へ及ぼすマイナスの影響のこと。環境への負荷には、汚染物質等が排出されることによるもの、動植物等の自然物が損傷されることによるもの、自然景観が著しく損なわれることによるものなどがある。

漁業集落排水処理施設

雨水排水や生活排水などを処理する漁村集落の施設のこと。海洋汚濁などを防止し、自然環境の保全と快適で健康な生活の向上を目的として整備する。

県の緑地環境保全地域

県自然環境保全地域以外の区域で樹林地、池沼等特に良好な自然環境を形成し、都市環境又は都市構成上その存在が必要と認められる区域でその面積が規則で定める面積以上のもののうち、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが当該地域の良好な生活環境の維持に資する地域。

県立自然公園

優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、県民の保健・休養及び教化に資することを目的として、県が指定するもの。土地の所有の如何にかかわらず区域を画して指定される公園のこと。

公害

環境基本法では、「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。」と定義している。この 7 公害を通常「典型七公害」と呼んでいる。

【さ行】

再生可能エネルギー

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（エネルギー供給構造高度化法）においては、「再生可能エネルギー源」について、「太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものとして政令で定めるもの」と定義されており、政令において、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスが定められている。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など 19 種類をさす。

自然共生サイト

「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を国が認定する区域のこと。認定区域は、保護地域との重複を除き、「OECM」として国際データベースに登録される。令和 5～6 年度は「自然共生サイト」制度として実施され、令和 7 年度以降は、「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（生物多様性増進活動促進法）」に基づく認定に一本化される。

保護地域とは、保全のための特定の目的を達成するために指定され又は規制され及び管理されている地理的に特定された地域のこと。

OECM（Other Effective area-based Conservation Measures）とは、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域のこと、里地里山、社寺林、公共緑地、企業緑地等の身近な自然を通じて生物多様性の保全に貢献する場所等が含まれる。

持続可能な発展

環境への負荷を軽減し、環境を構成するシステムを健全に維持することで、将来にわたって社会システムの発展と維持を目指すこと。

次世代自動車

二酸化炭素（CO₂）の排出が少ない、環境にやさしい自動車のことで、燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車等がある。

循環共生型社会

環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる社会。

新エネルギー

太陽熱・光・風力・波力などの自然エネルギー、オイルサンド、石炭液化・ガス化などの合成燃料、水素エネルギーなどの総称。世界レベルで資源の枯渇や地球温暖化が問題になる中、石油や原子力に変わる代替エネルギーとして期待されている。

水生生物調査

河川に生息する水生生物のうち、分類が簡単で水質のものさし（指標）となる 16 種（さわがに、ひる、いとみみずなど）について調査を行い、その水質の階級づけを行う。環境省で市民参加を呼びかけ、昭和 59 年から全国で実施されている。

生活排水

し尿と日常生活に伴って排出される炊事・洗濯・入浴などからの排水をいう。

ゼロエミッション・ビークル（ZEV）

走行時に二酸化炭素（CO₂）等の排出ガスを出さない電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）のこと。

【た行】

長期総合計画

まちづくりや行政運営の指針として、基本的な考え方や施策の方向性を定めたものであり、市が策定する各種個別計画の上位計画にあたる。

電力の二酸化炭素（CO₂）排出係数

電力事業者が電力を作り出す際に、どれだけのCO₂を排出したかを示す数値である。現況年度の係数は、0.457 kg-CO₂/kWh である。

島嶼

小さな島々のこと。環境基本計画では、越の浦と浦戸諸島をあわせて島嶼部としている。

都市公園

都市公園法に基づき、国や地方自治体が設置する市民の休養・運動に供する公園または緑地のこと。

【な行】

ネイチャーポジティブ

生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せること。

【は行】

非エネルギー起源 CO₂

燃料からの漏出、工業プロセス、廃棄物の焼却などから排出される CO₂。

ヒートアイランド現象

ヒートアイランド（heat island＝熱の島）現象とは、都市の気温が周囲よりも高くなる現象のこと。気温の分布図を描くと、高温域が都市を中心に島のような形状に分布することから、このように呼ばれるようになった。ヒートアイランド現象は「都市がなかったと仮定した場合に観測されるであろう気温に比べ、都市の気温が高い状態」と言うこともできる。

風致保安林

社寺・名所・旧跡の景観や自然景観を維持するために、森林の伐採などの制限をおこなっている森林のこと。

浮遊粒子状物質（SPM）エスピーエム

粒子状汚染物質のうち、粒子の直径が 10μm 以下のもの。空気中に漂い慢性の呼吸器疾患の原因とされている。

フードドライブ

家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄付する活動のこと。

【や行】

有害化学物質

人の健康または生活環境に係る被害を生ずる恐れのある物質。

要請限度

要請限度には、自動車騒音に係るものと道路交通振動に係るものがある。ここでは自動車騒音に係る要請限度について記述する。騒音規制法においては、市町村長は指定地域内で騒音の測定を行った場合に、その自動車騒音がある限度を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、都道府県公安委員会に対して、道路交通法に基づく対策を講じるよう要請することができるとしている。この判断の基準となる値を要請限度という。

第 3 次塩竈市環境基本計画

令和 7 年 3 月

編集・発行 塩竈市市民生活部環境課

〒985-0006 塩竈市字杉の入裏 39 番 47

TEL 022-365-3377

FAX 022-365-3379

E-Mail kankyou@city.shiogama.miyagi.jp

塩竈市ホームページ <http://www.city.shiogama.miyagi.jp>

